# 瀬戸内海環境保全基本計画に対応する 関係省庁施策個表

(平成24年12月時点)

瀬戸

内

海

関

係

地

域

での

実

施

事

例

No		1			再掲No		1,	なし	
該当箇所番号	3 –	1 -	1	_	再掲箇所番号	-		_	-
施策	<del></del> 名	水質総量削	減の取組						
担当部	吊	環境省水・カ	、気環境局	引水環境課閉鎖	溑性海域対策室				
施策実施	<b>拖期間</b>	開始	昭和	53	年度	終了(予定)	平成	_	年度

- 1)水質総量削減制度は、人口、産業が集中する広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、昭和53年に「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」の改正により導入された。
- 2)水質総量削減の対象となる指定水域は東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海、指定地域(指定水域の水質の汚濁に関係のある地域)は20都府県の集水域、指定項目は化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量となっている。
- 3)水質総量削減制度においては、環境大臣が、指定水域ごとに目標年度、発生源別及び都府県別の削減目標量に関する総量削減基本方針を定め、これに基づき、関係都府県知事が、削減目標量を達成するための総量削減計画を定めることとされている。削減目標量を達成するための具体的な方途としては、下水道の整備等の生活系排水対策、指定地域内事業場(日平均排水量が50㎡以上の特定事業場)の排出水に対する総量規制基準の適用、小規模事業場・農業・畜産農業等に対する削減指導等がある。
- 4)なお、削減目標量は、人口及び産業の動向、排水処理技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案し、実施可能な限度において定めるものとされている。
- 5)平成22年3月の第7次水質総量削減の在り方についての答申に基づき、平成23年6月に平成26年度を目標年度とする総量削減基本方針(第7次)を策定した。
- 6)総量削減基本方針を受け、関係都府県が策定した第7次総量削減計画は平成24年2月に環境大臣は同意した。
- 7)関係都府県において、当該計画に基づき削減目標量の達成に向け、各種取組が推進されている。なお、第7次総量規制基準は、新設・増設施設に対しては、平成24年5月より適用され、平成26年4月から全施設に適用されている。

### (1)COD負荷量

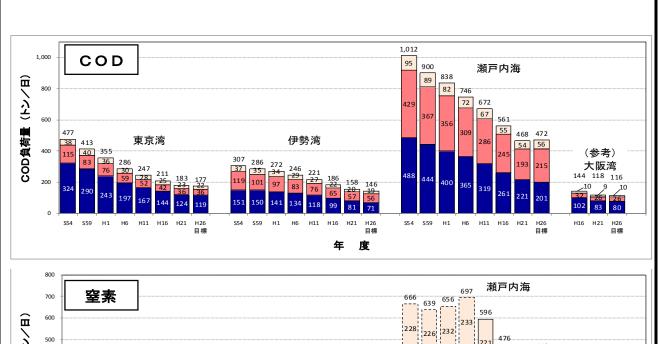
水質総量削減が開始された昭和54年度におけるCOD負荷量は、瀬戸内海において1,012t/日であったが、汚濁負荷の削減対策の推進により、第6次総量削減基本方針の目標年度である平成21年度までに468t/日まで削減され目標を達成した。第7次総量削減基本方針の目標年度である平成26年度の目標量は、472t/日となっている。昭和54年度から平成26年度までの削減率は、53%となっている。

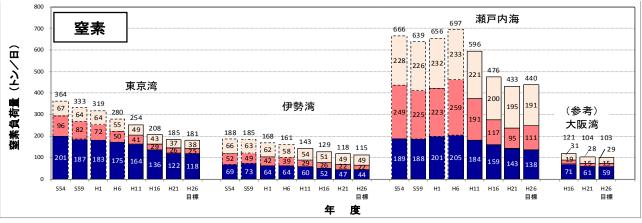
### (2)窒素・りん負荷量

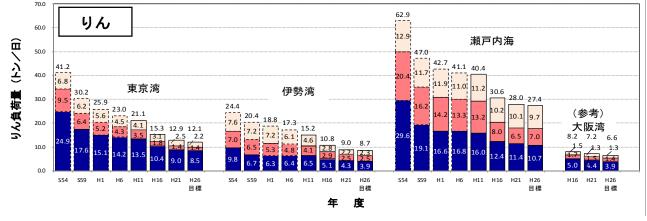
平成11年度における窒素負荷量は、瀬戸内海において596t/日であったが、汚濁負荷の削減対策の推進により、第6次総量削減基本方針の目標年度である平成21年度までに、433t/日まで削減され目標を達成した。第7次総量削減基本方針の目標年度である平成26年度の目標量は、440t/日まで削減されることとなっている。昭和54年度から平成26年度までの削減率は26%となっている。同様に平成11年度におけるりん負荷量は、瀬戸内海において40.4t/日であったが、平成21年度までに、28.0t/日まで削減され目標を達成した。第7次総量削減基本方針の目標年度である平成26年度までに、27.4t/日まで削減されることとなっている。平成11年度から平成26年度までのりん負荷量の削減率は、32%となっている。

なお、関係都府県においては、水質総量削減の指定項目に窒素及びりんが追加される以前から、窒素及びりんに係る汚濁負荷量が推計されている。この結果によれば、昭和54年度における窒素負荷量は、瀬戸内海において666t/日であり、りん負荷量は62.9t/日であった。参考として、昭和54年度における窒素及びりんに係る汚濁負荷量と平成26年度の削減目標量とを比較すると、窒素及びりんのそれぞれについて、34%及び56%が削減されることとなる。

				図参照											
項目1	CODの肖	削減目	標負荷	量の推	移				単位	t/日	対象	地域	瀬戸法	対象地	域
左曲	S54 S	S59	H1	H6	H11	H16	H21	H26							
年度	1012	900	838	746	672	561	468	472		0					
		•								•					
項目2	窒素の胃	削減目	標負荷	量の推	移			単位	t/日	対象	地域	瀬戸法	対象地	域	
年度	S54 S	S59	H1	H6	H11	H16	H21	H26							
干及	(666)	(639)	(656)	(697)	596	476	433	440		0					
項目3	燐の削減	咸目標	負荷量	の推移					単位	t/日	対象	地域	瀬戸法	対象地	域
左庄		S59	H1	H6	H11	H16	H21	H26							
年度	(62.9)	(47.0)	(42.7)	(41.1)	40.4	30.6	28	27.4	 	0					









(注1)窒素及びりんの総量削減は第5次から導入。点線の棒グラフは、関係都府県のデータの集計による。 (注2)昭和54~平成21年度(大阪湾は平成16~平成21年度)の値は実績、平成26年度は目標量を示す。

### 出展)発生負荷量管理等調査(環境省)及び関係都府県による推計結果

図 指定地域における汚濁負荷量の推移及び削減目標量

No			2				再掲No				59	
該当箇所番号	3 –	1	_	1	_	ア	再掲箇所番号	3	_	10	_	_
施策	名	下水道	の整備	Ħ								
担当部	『局	国土交	通省才	k管理•	水道部下水道企	≥画課						
施策実施	西期間	開	始	平成			年度	終了(予	7定)	平成		年度
1)高度 ·高度 ·湖阳 再利用 ·平成 2)合流 ·合流	・ ・ 三大湾等 を目的として 22年度末で 式下水道の 式下水道と	窒素やリン 閉鎖性水 いる。 ₹、合計3 改善 な、汚水と	vといっ 域の富 46箇所 と雨水を	栄養化 所で実施 に同じ管	防止、 してい きょで	水道水 る。 排除す	質等を多量かつ 源水域の水質保 る下水道のこと。 水質保全上、公	全、水質	環境	基準の	達成維持	

・平成15年9月に、下水道法施行令の改正を行い、平成16年から原則10年間での合流式下水道の改善を義務づけた。

### ■下水道の整備状況(処理人口・普及人口)

- 1)平成23年度末で、下水道処理人口普及率は75.8%※1(全国平均)である。
- 2)人口5万人未満の中小市町村では、普及率は48.0%<sup>※1</sup>(平成23年度末)にすぎない。

※1岩手県、福島県の2県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため、全国値は2県を除いた参考値としている。

### ■下水道の高度処理の普及率

1)平成22年度末で、高度処理人口普及率は約20% ※2(全国平均)である。

※2岩手県、宮城県、福島県の3県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため、全国値は3県を除いた参考値としている。

#### ■瀬戸内海における整備状況

・瀬戸内海関係府県における387市町村中、329市町村で事業着手済み。(平成23年度末見込み。着手率85%)

### ■瀬戸内海における高度処理の普及率

・瀬戸内海関係府県における164処理場において高度処理を実施中。(平成22年度末)

戸内海関係地域での実施事例

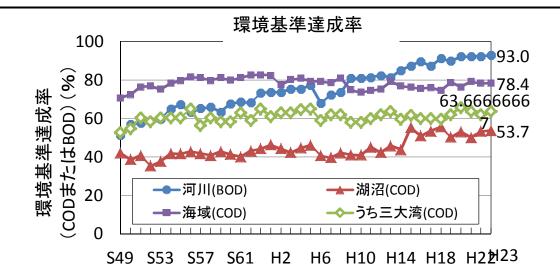
瀬

施策

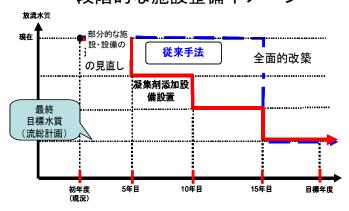
の

概

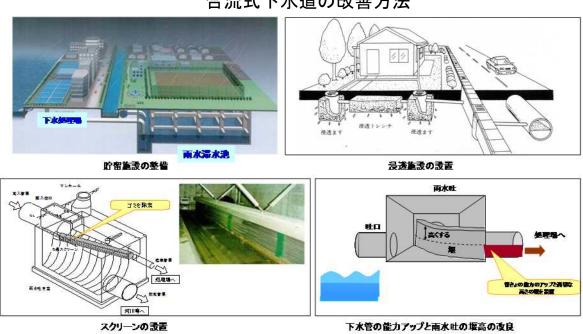
進捗状況を示す	
項目1	高度処理人口普及率    対象地域   瀬戸内海関係府県
年度	H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22
十尺	15 18 21 22 24 25 26 28 29 31 33
項目2	下水道処理人口普及率
年度	H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23
十尺	63 65 67 68 69 70 72 72 74 75 76 76
項目3	単位   対象地域
年度	
十段	



高度処理に係る 段階的な施設整備イメージ



合流式下水道の改善方法



年度

徳島県(三好市)

瀬

戸 内

海 関

係 地

域 で

の 実 施 事 例 香川県(丸亀市、善通寺市、高松市)

愛媛県(西予市、松山市、愛南町)

福岡県(田川市、柳川市、みやま市、大木町)

大分県(竹田市)

進捗状況を示すデータ 瀬戸内海 項目1 浄化槽の普及人口 対象地域 単位 万人 H23 H18 H19 H20 H22 H12 | H13 | H14 H15 H16 H17 H21 年度 275 283 296 308 312 311 312 313 312 263 313 312 項目2 浄化槽の普及率 対象地域 単位 % H23 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 年度 7.5 7.8 8.0 8.4 8.8 8.9 8.9 8.9 8.9 8.9 8.9 8.9 対象地域 項目3 単位 年度

										•					
N	lo				4				再掲No				61		
該当箇	所番号	3	-	1	_	1	_	ア	再掲箇所番号	3	_	10	_		_
	施策	名		農業集	落排水	施設施	策の整	· 備							
	担当部	『局		農林水	產省農	村振興	局整備	部農村	整備官						
	施策実施	·期間		開	始	昭和	5	58	年度	終了(	予定)	平成			年度
	用用排力 与するこ 2)農業 施設の事	kの水質 とを目的 集落排 と備に関	質保全、的として水施設の関する「	農業用 いる。 の整備に 都道府県	用排水 こあたっ 県構想 <sub>-</sub>	施設の っては、 」を策定	機能維 市町村( し、地場	持、又に の意向な 或の実情	ド水等の汚水又は は農村生活環境の を十分に反映した に応じた効率的	の改善を 上で農業 な整備の	図り、( 業集落: D推進(	併せて公 排水、下 こ努める	、共用が 水道、 らこととし	く域の水質 浄化槽の している。	質保全に寄 )各汚水処理
施策の概要	源別及で め、農業	バ都府県 集落排 につい	県別の肖 ■水等の ては、排	削減目標 )生活排  出水に	≣量に関 水対策 対する	する総 を推進 総量規	量削減 すること 制基準	基本方 とされ	閉鎖性水域におい 針を定め、これに ている。また、指5 を行っており、この	基づき、 E地域内	関係都 事業場	『道府県 『日平』	知事か 均排水	総量削減 量が50m3	t計画を定 以上の特定
瀬戸内海関係地域での実施事例	なってい (2)高度	毎関係の る。 処理の 毎関係の	舟県にお )推進 舟県にお	おける農	業集落業集落	排水施	設の高	度処理	び整備済人口は、対応施設数は、予						
准	兄を示する	デ <u>ータ</u>		<u> </u>											
項				· 処理人	口並及	変の#	: 段			単位	%	分多	地域	瀬戸法対	计多地域

進沙水ルでかり	, ,															
項目1	農業集	落排水	処理人	口普及	率の推	移				単位	%	対象	地域	瀬戸法	対象地	!域
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23				対象県	すべて	
十段	33.3%	34.9%	36.3%	48.6%	51.2%	54.9%	56.4%	64.0%	73.1%	74.5%						
	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•			•	•	
項目2	高度処	L理対応	の施設	数(累訂	+)					単位	件	対象	地域	瀬戸法		!域
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23				対象県	すべて	
十茂	114	131	162	208	219	230	240	240	242	245						
項目3										単位		対象	地域			
年度																
十段																

No			5				再掲No				62		
該当箇所番号	3 –	1	_	1	_	ア	再掲箇所番号	3	_	10	-	_	-
施策	名	漁業集	落排水	く施設が	拖策の割	修備							
担当普	邻局	農林水道	産省水	〈産庁》	魚港漁場	易整備:	部防災漁村課						
施策実施	————— 拖期間	開始	台	平成	14	4	年度	終了(	予定)	平成	28		年度

・漁業集落排水事業は、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設の整備又は改築を行い、 漁港・漁場の水質保全又は漁村の生活環境の改善を図ることを目的としている。

施策の概要

瀬戸

内

海

関

係

地

域

で

の

実

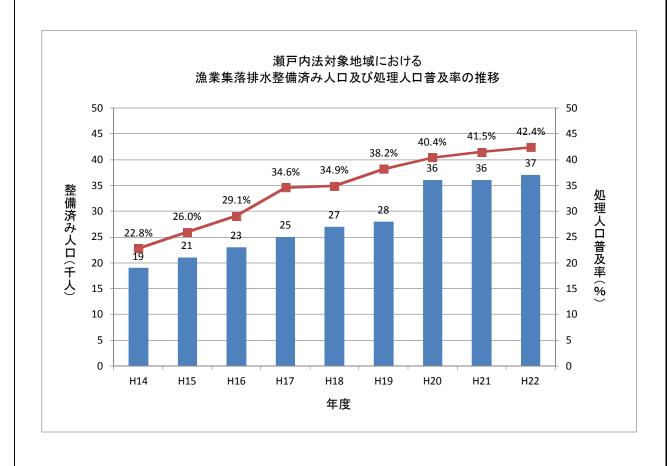
施事

例

・漁業集落排水施設の整備にあたっては、市町村の意向を十分に反映した上で漁業集落排水、農業集落排水、下水道、浄化槽の各汚水処理施設の整備に関する「都道府県構想」を策定し、地域の実情に応じた効率的な整備の推進に努めることとしている。

### 漁業集落排水施設の整備状況

瀬戸内海関係府県(瀬戸内海特別措置法対象地域のみ)における漁業集落排水施設の整備率及び整備済人口は、平成22年度末時点において42.4%、37千人となっており、平成18年度から22年度までの5年間で、それぞれ8%、10千人増加している。



進捗状況を示す	データ															
項目1	漁業集	薬落排フ	k処理ノ	し口普』	及率の	推移				単位	%	対象	地域	瀬戸法	対象地	也域
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22					対象県	すべて	
十段	22.8	26	29.1	34.6	34.9	38.2	40.4	41.5	42.4							
項目2										単位	件	対象	地域	瀬戸法	対象地	也域
年度																
十段																
項目3									•	単位		対象	地域			
年度																
平及																

N	lo				6				再掲	No				63			
該当箇	所番号	3	_	1	_	1	_	ア	再掲箇	所番号	3	_	10	_		_	
	施策	名		コミュニ	ティ・フ	プラントの	)整備										
	担当部	祁局		環境省	廃棄物	リ・リサイ	クル対	策部廃	棄物対策	課(概要	. 净化	.槽推進	室(資料	料)			
	施策実於	拖期間		開	始	平成			年	度	終了(	予定)	平成			年	度
施策の概要									物の3R( 度」におい						合的に	推進し、	循環
瀬戸内海関係地域での実施事例																	
進捗状法 項	<del>兄を示す−</del> 目 1		:ティー:	プラント	の普及	人口					単位	万人	対象	地域	全国		
	度	H8 44	Н9	H10 40	H11	H12	H13 40	H14 38	H15 38	H16 37	H17	H18	H19	H20	H21	H22 29	
-T							40	30	30	37							
項		コミュニ H8	ティー: H9	プラント H10		<u>率</u> H12	H13	H14	H15	H16		% H18		地域 H20	全国 H21	H22	
4	度	0.4		0.3						0.3							
項	≣3										単位		対象	地域			
年	度																

N	lo				7				再排	曷No				なし			
該当箇	i所番号	3	_	1	_	1	-	ゥ	再掲筐	i所番号		_		-		_	
	施策	名		家畜排	せつ物	の管理の	の適正	化及び	利用の促	足進に関す	する法律	に基づ	く施策				
	担当部	17局		農林水	產省生	產局畜	産部畜	産企画	課畜産班	環境∙経営	安定文	策室					
	施策実於	拖期間		開	始	平成			年	度	終了	(予定)	平成			年	度
施策の概要	による人 る法律( けられる 2)管理 3)畜産 0%(約 理等へ 4)家畜 準に適	の健康になる。 環チ向 せる。	影響に 家った。 一 新ののがい かいれてい かは、 かいない。	関せ な	懸念の) が と備に引きる。 とはまされる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	深刻化を が制定さ 要する期 、 平成1 肥化処理 。 成23年	背景と れ、家 間を考 6年など 12月	:して、 <sup>3</sup> ・ ・ はして ・ に ・ に ・ に ・ も ・ も ・ も ・ も ・ も ・ も ・ も も も も も も も も も も も も も	平成11年 で	SET TET TET TET TET TET TET TET TET TET	掛せつけ 成16年 幅に加理( 理基準	物の管 る = 10月ラ 少こ、8% 対象農	理の適 放基準( k 日まて に約7 家53,	正化及 管理基 (で記録)を設定 (で記録) (で記述) (定定) (定定) (定定) (定定) (定定) (定定) (定c) (定c	び利用( 準)の 定。 非せつ物 が浄化	の促進( 遵守が 発生量・ ・ 炭化・	に関す 義務付 遣の9 焼却処
瀬戸内海関係地域での実施事例機が	全国のが Reserved		7様	別添「	<b>叉参</b> 昭												
項	目1	家畜排		法への		況(12月 H20	1日時 H21	点) H22	H23		単位	%	対象	.地域	全国		
年	度	99.4			99.9		99.9		*								
項	目2										単位		対象	.地域	全国		
年	度																
百	目3										単位		対象	.地域	全国		
	<u></u> 度										7-12		7.135				

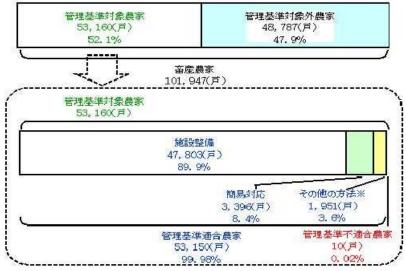
### ○家畜排せつ物の処理の現状



注:畜産企画課推計

### 〇家畜排せつ物法への対応状況(平成23年12月1日時点)

○法施行状況調査(平成23年12月1日時点)結果の概要



※「その他の方法」には、畜舎からは場への直接散布、周年放牧、 廃棄物処理としての委託処分、下水道利用等が含まれる。

	No			8				再掲No				56	
	該当箇所番号	3 –	3 - 1 - 1 - 農業排水中の窒素及びり					再掲箇所番号	3	_	7	_	_
	施策	- 農業排水中の窒素及び						<b>苛量の軽減</b>					
ĺ	担当部	『局	農林水產	全省生	產局	農業環境	竟対策	課					
ĺ	施策実施	西期間 西期間	開始	ì	平成			年度	終了(	予定)	平成		年度

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律について

(平成11年法律第110号、平成11年10月25日施行)

### 1 趣旨

- ・農地の生産力の維持増進に不可欠な土づくりは年々減退している。
- ・ 一方、化学肥料や化学農薬の過剰な使用の是正、有機農産物等に対する消費者ニーズは、急速に高まっている。
- ・ こうした緊急の課題に応えるため、全国的に、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う 「持続性の高い農業生産方式」の導入を促進する措置を講じ、環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保を図る。

#### 2 概要

施

策の

概

- (1)持続性の高い農業生産方式の導入指針
  - ・都道府県が、持続性の高い農業生産方式の導入指針を策定
  - ・ 導入すべき持続性の高い農業生産方式を地域の特性に即して明確化
- (2)持続性の高い農業生産方式の導入計画
  - ・ 農業者が、都道府県の作成した導入指針に基づき、
- 土づくり技術(たい肥等の有機質資材の施用)
- ② 化学肥料の使用低減技術(局所施肥、有機質肥料の施用等)
- ③ 化学合成農薬の使用低減技術(機械除草、生物農薬の利用、マルチ栽培等)
- の3技術すべてに取り組むことを内容とする持続性の高い農業生産方式の導入計画を作成
  - ・ 都道府県知事が導入計画を認定(認定を受けた農業者:エコファーマー)
- (3)持続性の高い農業生産方式を導入する農業者に対する支援措置
  - 導入計画の認定を受けた農業者に対する農業改良資金の貸付けに関する特例 (償還期間の延長(10年(うち据置期間3年)→12年(同3年)))
  - ・ 導入計画の達成のための都道府県からの指導・助言

・持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づくエコファーマーの認定件数

農業者が、都道府県の作成した導入指針に基づき、

- ① 土づくり技術(たい肥等の有機質資材の施用)
- 瀬 ② 化学肥料の使用低減技術(局所施肥、有機質肥料の施用等)
  - ③ 化学合成農薬の使用低減技術(機械除草、生物農薬の利用、マルチ栽培等)

| の3技術すべてに取り組むことを内容とする持続性の高い農業生産方式の導入計画を作成し、都道府県知事が導入計画を認定 | する。(認定を受けた農業者:エコファーマー)

平成24年3月末:15,958件(瀬戸法対象地域件数)

海関係地

域

で

മ

実

施

事例

内

・適正な施肥等による化学肥料の使用低減の取組

水稲単位面積当たりの化学肥料の使用量(近畿、中国、四国ブロック)

窒素(近畿)S60:11.48 → H22:6.43

(中国) S60:10.02 → H22:5.53

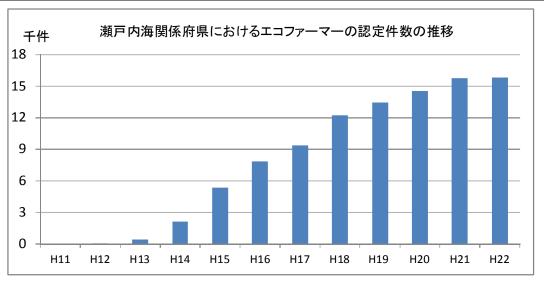
(四国) S60: 9.50 → H22:6.37

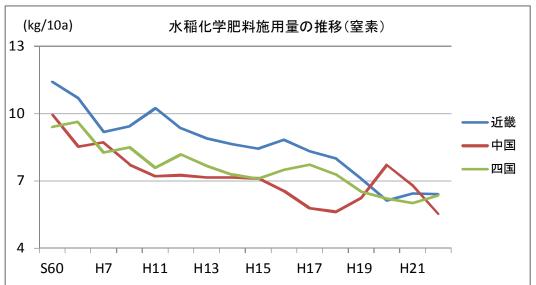
りん酸 (近畿) S60:13.43 → H22:7.02

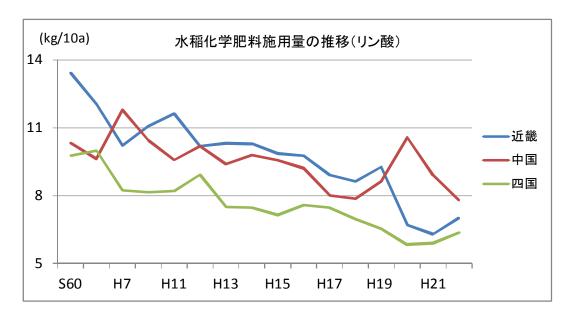
(中国) S60:10.32 → H22:7.79

(四国) S60: 9.77 → H22:6.37

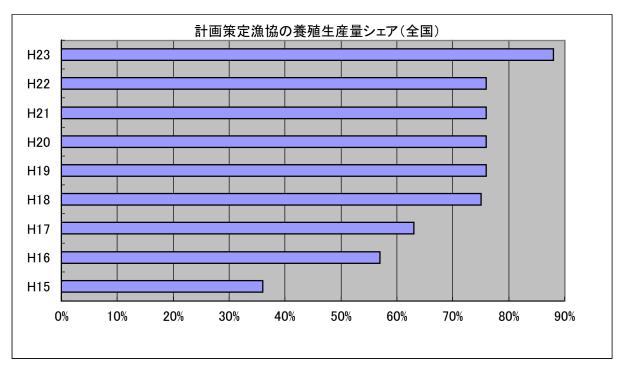
進捗状	況を示す																
項	目1	エコフ	ァーマー	一の認定	と件数						単位	件	対象	地域	瀬戸	法対象	地域
4	度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	瀬戸内海	法にいう	関係府県
-4	· I文	0	34	410	2,117	5,365	7,867	9,390	12,240	13,437	14,576	15,769	15,855	15,958			
項	目2	水稲隼	位面和	責当たり	の化学	性肥料の	)使用量	量(窒素	)		単位	kg/10a	対象	地域	近畿、中	国、四国	ブロック
		S60	H2	H7	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
年産	近畿	11.48	10.74	9.19	9.43	10.24	9.35	8.91	8.64	8.44	8.84	8.32	8.02	7.11	6.13	6.44	6.43
十庄	中国	10.02	8.55	8.72	7.74	7.21	7.25	7.16	7.16	7.12	6.56	5.78	5.63	6.24	7.72	6.80	5.53
	四国	9.50	9.71	8.27	8.50	7.58	8.19	7.67	7.28	7.10	7.49	7.71	7.31	6.52	6.22	6.01	6.37
項	目3	水稲単	位面和	責当たり	の化学	や肥料の	)使用量	量(りん	酸)		単位	kg/10a	対象	地域	近畿、中	国、四国	ブロック
年産		S60	H2	H7	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
	近畿	13.43	12.04	10.22	11.07	11.62	10.19	10.31	10.30	9.86	9.77	8.91	8.62	9.27	6.70	6.29	7.02
	中国	10.32	9.62	11.80	10.45	9.58	10.20	9.40	9.79	9.56	9.22	8.02	7.88	8.63	10.59	8.91	7.79
	四国	9.77	9.99	8.24	8.16	8.20	8.93	7.51	7.48	7.15	7.59	7.48	6.97	6.55	5.84	5.90	6.37

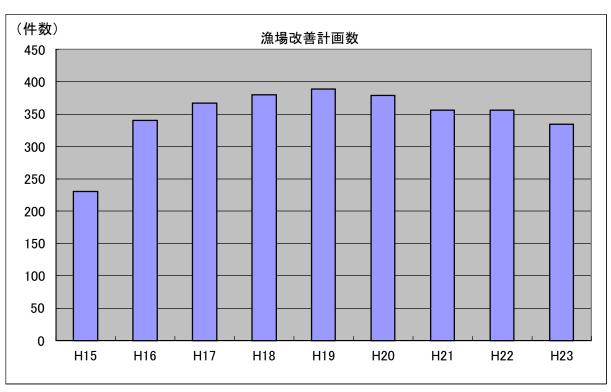






N	No 9					再掲N	10				なし			
該当箇	所番号	3 –	1 -	1 –	ウ	再掲箇所	番号		_		-		-	
	施策	名	持続的養殖生	三産確保法に基	基づく施領	ŧ								
	担当部	祁局	農林水産省水	く産庁増殖推済	<b>進部栽培</b>	養殖課								
	施策実施		開始	平成		年度		終了( <del>-</del>						度
施策の概要	いる状況 伝染性紙 「持続的 (2)同況 きに関す (3)無)[ (全国)]	i業の発展ととまた。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。ま	こ、我が国におる危険性が高まる。 活た険性が高まされる。 は、対制では、対しては、対している。 は、対している。 は、対している。 は、対している。 は、対している。 では、がは、がは、がは、がは、がは、がは、がは、がは、がは、がは、がは、がは、がは	いては、養殖 たっていた。これ れた。 基本方針に基 域し、当該漁 類養殖も漁場で (24年1月末日	用の種はれるの状でいて持まり、	音を海外には 況に対処し 続的な養殖 十画が適当 の策定が近	k 存する。 生産の を を を を も で あ る じ た る で あ る で お で お た で お た で お た で お た で お た で お た で お た で お た で お た で お た で お た が ま た が ま た が た お も た ま た も た も た も た も と も と も と も と も と も と も	る傾向が への水産 の確保を道 らり、漁場	顕著で 重物の   図るたい   図   の   の   の   の   の   の   の   の   の	を表り、決定を表し、 を定供系 の、単独 の事の記 計画策算	要外からす 中 中 中 中 は フ は フ は き と た 漁 は み に り に り た り た り た り た り た り た り た り た り	を養殖がするため、 き同できない。 きけることの養殖生	K産動板 を動成 を発送した との をを といまた といまた といまた といまた といまた といまた といまた といまた	重物の 11年 弱の改 まること ア
瀬戸内海関係地域での実施事例														
進捗状况 項	<del>兄を示す </del> 目 1	漁場改善計画	ī策定漁協の養					単位	%	対象	地域	全国		
		H15 H16 36 57	H17 H18 63 75	H19 H20 76 7	H21 6 76		23 88							
項	目2	漁場改善計画	 ]数					単位	件	対象	地域	全国		
	 .度	H15 H16	H17 H18	H19 H20 389 37	H21		23 335							
		230  340	307  380	7 308 3/	<u> </u>	300					Id I b			
	目3							単位		対象	地域			
年	度													





瀬
戸
内
海
関
係
地
域
で
の
実
施
事

例

No		10				再掲No		t	ΪL	
該当箇所番号	3 –	1 -	1	_	Н	再掲箇所番号	-		_	-
施策	名	河川の直接	浄化の取	組						
担当普	86局	国土交通省	水管理・	国土保全原	ラ河川 カラブ	環境課				
施策実加	開始	平成	6		年度	終了(予定)	平成		年度	

礫や植生などを用いて、河川が本来持つ自浄作用を活用した水質浄化を実施している。

施策の概要

瀬戸内海の流入河川での実施事例としては、岡山県の旭川水系百間川で礫と植生を組み合わせた浄化施設を設置して直接浄化を実施している事例、愛媛県の重信川水系石手川で礫を用いた浄化施設を設置して直接浄化を実施している事例などがある。

BODの浄化率については、岡山県の旭川水系百間川の事例で概ね80%程度、愛媛県の重信川水系石手川の事例で概ね60%程度となっている。





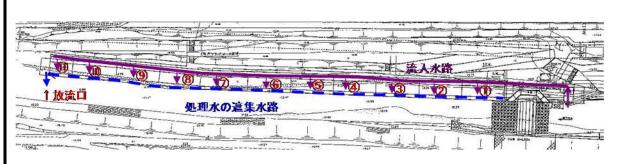


【施設全体写真】

【施設写真】

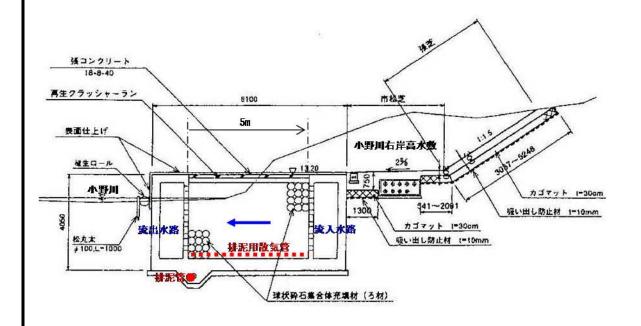
【スクリーン清掃状況】

進捗状況を示する											
項目1	単位   対象地域										
年度											
十段											
項目2	<mark>単位   対象地域   対象地域   </mark>										
年度											
十茂											
項目3	単位    対象地域										
年度											
十尺											



取水堰+取水口

【施設平面図】



【施設断面図】

施策	
の	
概	
要	

瀬戸

内

海関

係

地域

で

の実施事例

No		11							†,	まし	
該当箇所番号	3 –	1 .	_	1	_	I	再掲箇所番号	_		_	_
施策	名	エコポート	ト施策	,							
担当普	国土交通	1省港	湾局海	洋∙環埠	竟課						
施策実施期間		開始	2	平成	6		年度	終了(予定)	平成		年度

国土交通省港湾局では、平成6年に策定した「環境と共生する港湾(エコポート) <新たな港湾環境政策>」を環境に係る指針として位置づけ、これまで環境保全への取り組みを行ってきた。策定から10年が経過し、港湾環境を取り巻く社会情勢の大きな変化に対応するため、平成15年6月に国土交通大臣から「今後の港湾環境政策の基本的な方向」について、交通政策審議会へ諮問がなされ、交通政策審議会港湾分科会環境部会から、平成17年3月に国土交通大臣へ答申が行われた。答申では、今後の港湾行政について、「港湾の開発・利用と環境の保全・再生・創出を車の両輪として捉え」「『港湾行政のグリーン化』を図っていく」とされ、現在、本答申(港湾行政のグリーン化)を港湾環境政策の指針と位置付け、ますます多様化する環境問題に適切に対応していくとともに、過去に劣化・喪失した自然環境を少しでも取り戻し、港湾のあらゆる機能に環境配慮を取り込んでいく取組を多様な主体と連携・協働しつつ、推進している。

- (1)港湾行政のグリーン化の基本理念
- ①自然環境に優しく美しいみなとへ ②都市と地球の環境に貢献するみなとへ ③市民とともに歩むみなとへ
- (2) 今後の港湾環境政策の基本的な方向
- ①良好な環境の積極的な保全・再生・創出、②多様化する環境問題への対応、③環境施策の実施手法の見直し・充実を 3つの柱とし、港湾のあらゆる機能に環境配慮を取り込むこと、即ち、環境配慮の標準化を目指す。
- (3)実現に向けた具体的方策
- 〇 海域における水環境の改善及び生物多様性の保全等のため、覆砂及び干潟·海浜·藻場等の保全·再生·創出を行う。
- 海域環境の保全を図るため、海洋環境整備船により一般海域において、海面に浮遊するごみや油の回収を行う。
- 自然・社会教育活動等の場ともなる海浜等の整備を行う。
- 多様な生物の生息・生育空間になる港湾緑地の整備を行う。
- 循環型社会の形成を促進するため、総合物流静脈拠点港(リサイクルポート)の形成を推進し、海上輸送による効率 的な静脈物流ネットワークを構築する。

○ 瀬戸内海における干潟・海浜・藻場等の自然再生事業等の実施箇所 尾道糸崎港や徳山下松港等で実施

○ 瀬戸内海における海洋環境整備船の配置 平成24年12月現在、7隻の配置

- 瀬戸内海における港湾緑地の整備 堺泉北港や尼崎西宮芦屋港等で整備を実施
- 瀬戸内海におけるリサイクルポートの指定状況 平成18年12月に三島川之江港が指定され、全国で22港(うち瀬戸内海で6港)が指定。

 進捗状況を示すデータ

 項目1
 単位
 対象地域

 年度
 単位
 対象地域

 年度
 単位
 対象地域

 年度
 単位
 対象地域

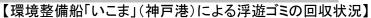
 年度
 単位
 対象地域



【尾道糸崎港•百島地区】

### 〇海洋環境整備船による油・ゴミ回収

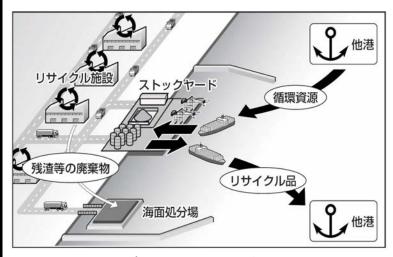








### 〇リサイクルポート施策



【リサイクルポート施策のイメージ】



【循環資源取扱支援施設の例(北九州港)】

N	10		12				再掲	∃No	o なし					なし			
該当箇	所番号	3 –	1 —	1	-	オ	再掲箇	所番号		_		_		_			
	施策	名	環境技術実証	E事業(7	有機性排	水処理	<b>里技術分</b>	野)									
	担当部	『局	環境省水・大	気環境原	<b>局総務課</b>	環境管	理技術	室									
	施策実施		開始	平成	15		•	度	-	(予定)			_		F度		
施策の概要 瀬戸内海関係地域での実施事例	策の概要  瀬戸内海関係府県における実施状況は以下の通り。 〇大阪府 平成15、16、18、19、20、23年度に実証機関に選定され、計10技術を実証。 〇広島県 平成15、16年度に実証機関に選定され、計5技術を実証。 〇香川県 平成16年度に実証機関に選定され、2技術を実証。 ・ で成16年度に実証機関に選定され、2技術を実証。																
		データ							単位		対象	地域					
年	度																
項	目2								単位		対象	地域					
	度																
百	目3								単位		<b>分</b>	地域					
	<u>ロる</u> - 度								半江		^'J 3⁄	×2023X					

実施事例

施策

の

概

要

No		13			再掲No		なし	,	
該当箇所番号	3 —	1 -	2	_	再掲箇所番号		_		_
施策	名	ダイオキシン	類対策の	の実施(ダイオ	キシン類対策特	別措置法、海	<b>防法</b> )		
担当部	部局	環境省水•大	気環境原	<b>高総務課ダイ</b>	オキシン対策室・	水環境課•海	洋環境室		
施策実加	<b></b>	開始	平成	12	年度	終了(予定)	平成	_	年度

### ダイオキシン対策室

1)ダイオキシン類対策特別措置法は、平成11年7月に公布、平成12月1月15日から施行されている。同法では、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、下記に記載する対策を定めている。

- 2)同法では、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準として、耐容一日摂取量(TDI)及び大気、水質(水底の底質を含む。)及び土壌の人の健康を保護する上で望ましいとされる基準(環境基準)を定めている。水質についての環境基準は、年平均値1pg-TEQ/Lが定められている。
- 3)同法では、排出ガス及び排出水に関する規制として、特定施設を定め、排出規制を行っている。水質基準対象施設については排水基準値(10pg-TEQ/L)を設け、規制を行っている。
- 4)また、同法では、都道府県による常時監視及び特定施設の設置者による測定が定められている。このため、都道府県は汚染の状況を常時監視し、その結果を環境大臣に報告することとなり、平成12年度から全国的に水質の環境調査が実施されている。
- 5)この他、同法では、廃棄物焼却炉に係るばいじん・焼却灰等の処理等、汚染土壌に係る措置及び国の計画の策定が義務づけられている。

#### 海洋環境室

1) 平成15年の海洋汚染防止法施行令の改正以降、ダイオキシン類を含む水底土砂の排出方法を規制している。

### (1)ダイオキシン類継続調査地点における水質の平均値の推移

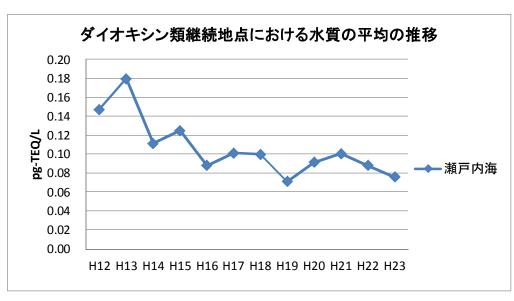
ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、平成12年度から全国的に水質の常時監視が実施されている。ダイオキシン類の常時監視が開始された平成12年度におけるダイオキシン類継続調査地点の水質の平均値は瀬戸法対象地域においては0.15pg-TEQ/Lであったが、平成23年度までに0.07pg-TEQ/Lまで低下している。

#### 進捗状況を示すデータ 別添 図参照 単位 対象地域 瀬戸法対象地域 ダイオキシン類継続調査地点における水質の平均値の推移 pg-TEQ/L 項目1 H21 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H22 H23 年度 0.09 0.10 0.09 0.18 | 0.11 | 0.12 | 0.09 | 0.10 0.10 0.07 0.07 項目2 単位 t/日 対象地域 瀬戸法対象地域 年度 対象地域 瀬戸法対象地域 項目3 単位 t/日 年度

ダイオキシン類継続調査地点における水質の平均値の推移

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
瀬戸内海	0.15	0.18	0.11	0.12	0.09	0.10	0.10	0.07

H20	H21		H22		H23	
0.09		0.10		0.09		80.0



注:瀬戸法対象府県における海域の水質平均値

N	lo		14		再掲No	なし				
該当箇	所番号	3 —	1 –	2 —	再掲箇所番号	_	_	_		
	施策	<del></del> 名	特定化学物質	質の環境への排出量	の把握等及び管理	埋の改善の促	進に関する法	:律に基づく施策	概要	
	担当部	 『局	環境省環境仍	<b>保健部環境安全課</b>						
	施策実施	西期間 画期間	開始	平成	年度	終了(予定)	平成	年度	Ę	
	PRTR制	度は、有害化	と 学物質を環境	量の把握等及び管理の であり、平成13年度り	や廃棄物としての	)移動量を事業	業者自ら把握し			
	度公表		化管法届出对	、データを推計し、毎年 象化学物質が354物質						
施策の概要				畐出分の集計・届出タ 出移動量は19万8千				事業所から届出	があ	
	1)瀬戸	内海地域の各	事業所におい	ヽても、他地域と同様(	に届出が行われて	ているところ。				
瀬戸内海関係地域での実施事例株式	あった。 京都府	于 587、大阪府 99、香川県 4	<b>有 1,703、兵庫</b>	各府県の届出事業所 県 1,623、奈良県 3 17、福岡県 1,217、ブ	322、和歌山県 3					
	<del>况を示す</del> 目1	<u>ナータ</u>				単位 t/日	対象地域	瀬戸法対象地均	域	
	度									
百	目2					単位 t/日	対象地域	瀬戸法対象地均	世	
	i度					<u> 구보 (/ 니</u>	7] 外也以	M来1 /4/1 外地	×	
	目3					単位 t/日	対象地域	瀬戸法対象地域	或	
年	度									

瀬戸

内

海関

係地域での実施事

例

No			15			再掲No		なし	
該当箇所番号 3 一		1	_	3	_	再揭箇所番号    一		_	-
施策	施策名    油流出事故対策								
担当部局    ■海上保安庁警備救難部環境Ⅳ						課●国土交通省済	巷湾局海洋•環	境課	
施策実施期間 開始 昭和 45					45	年度	終了(予定)	平成	年度

■海洋への油等排出事故による被害を最小限に抑えるため、船艇・資機材の動員、防除措置等を迅速・的確に実施できる体制 の確立に努めているほか、合同訓練の実施等により関係機関との連携の強化を図っている。

### ●廃油処理事業について

1)廃油処理事業とは、「海洋汚染防止条約」において船舶からの油の排出が原則禁止されていることに対応して、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海防法」という。)に基づき、船舶の円滑な運航を確保するとともに海洋の汚染を防止するため、船舶内において生じた不要な油(廃油)を受け入れ、適正な処理を行うことを目的とした事業である。

2) 一般の需要に応じて行う廃油処理事業の実施主体は、海防法(第20条第1項)に基づき国土交通大臣等から許可を受けた民間事業者、又は、海防法(第20条第2項)に基づき国土交通大臣に届出をした港湾管理者及び漁港管理者である。その外、自己の所有する船舶で発生した廃油を処理する目的等で、海防法(第34条第1項)に基づき国土交通大臣等に届出をした上、自家用廃油処理施設を設置して廃油の処理を行うことができる。

●船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、瀬戸内海(港湾区域、漁港区域を除く)において、海面に浮遊するごみや油の回収を実施している。(国土交通省港湾局)

■瀬戸内海における油による海洋汚染発生確認件数は下段の通り。

●瀬戸内海における油回収兼用船の配備集数(平成24年度)は以下のとおり。

海翔丸(九州地方整備局配備)

がんりゅう(九州地方整備局配備)

ルレづち(四国地方整備局配備)

美讃(四国地方整備局配備)

みずき(四国地方整備局配備)

進捗状況	を示する	データ															
項目	1	瀬戸内	海によ	ける油	流出事	<b></b>					単位	件	対象	地域	瀬戸内	海	
年	毌	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23				
+-/	文	60	60	79	70	57	66	58	73	82	72	77	69				
項目	2	瀬戸内	海域に	おける	油回収	兼用船の	の配備負	隻数			単位	隻	対象	地域	瀬戸内	海	
年	中	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24			
+/	文	5	6	6	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7			
項目3 廃油処理施設数の推移 単位 件 対象地域 瀬戸法対象地域																	
年	#	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24			
4-7	文	46	45	47	46	45	46	44	44	44	43	48	45				

N	lo				16				再掲N	lo				なし			
該当箇	所番号	第3	_	1	_	3	_		再掲箇所	番号		_		_		_	
	施策	 名		海洋汚	·染調査	の推進											
	担当部	 『局		海上保	安庁海	 注情報											
	施策実施	· 期間		開	<del></del>	昭和	4	<u>1</u> 7	———— 年度		終了(	予定)	平成			年	
施策の概要	外洋に可実施して		2の内消	F	・ 外 洋 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	采取点		8 muli	がりの状態	を把握	するた。	め、海力 ・	く・海底	堆積物	中の油	分等の	調査を
	瀬戸内 済を実施			()、紀伊	水道(	1点)、	紀伊水道道	直(1点	)、響灘(1点	東京海	8点にお	> → ∂ιντ,	海水・浴	再底堆和	責物中 <i>0</i>	)油分等	 手の調
瀬戸内海関係地域での実施事例																	
進捗状況 項目	<mark>兄を示す∃</mark> 目 1	データ									単位		対象	地域			
	度										. ,						
+준 !	目2										出上		- 計名	地域			
	度										単位		刈家				
	目3										単位		対象	.地域			
年度																	

N	lo				17				再掲N	lo				なし			
該当箇	所番号	第3	-	1	-	3	-		   再掲箇所	番号		-		_		-	
	施策	名		沿岸海	域環境	保全情	報の整	備									
	担当部	『局		海上保	安庁海	洋情報	部										
	施策実施			開		平成			年度			予定)					度
施策の概要	会情報、マップ」に	自然情報にて提供し	<b>仮、海</b> 原 でいる	<sup></sup>	環境脆	弱性指	標等の	沿岸海 <sup>坎</sup>	の実施に資味の実施に資金を受ける。	情報を	整備し	、インタ	ーネット	〜を通じ	₹ Ceis	Net」及	びΓESI
瀬戸内海関係地域での実施事例		<b>書</b> 敬か発生 情報を更						措直等(	の実施に資	. च काट	こめ、瀬	尸闪海	icolv.	<b>ても全</b> 項	(に)接つ	て情報で	₹ 整備
<u>進捗状況</u> 項[	兄を示すっ 目 1	データ									単位		対象	地域			
	度										<del>  </del>		V.1 20				
項目	H o										単位		<b>分</b> 在	<b>火</b> 地域			
											半世		刈身	、地場			
	度																
	13										単位		<b>₩</b>	?地域			

No			18			再掲No			なし	
該当箇所番号	第3 -	1	_	3	_	再掲箇所番号	_		_	-
施策名 油防除技術に関する技術開発										
担当部局総合環境政策局総務課環境研究技術室										
施策実施	施策実施期間 開始 平成 13					年度	終了(予定)	平成	22	年度

環境省においては、環境省設置法に基づき、各府省の試験研究機関等が実施する公害の防止、自然環境の保護・整備のために行う試験研究費を「公害防止等試験研究費」として一括計上し、国の環境保全に関する試験研究の総合推進を図っている。

そのうち、以下に油防除技術に関する技術開発に関するものを記載する。

(1)有害液体物質流出時の環境汚染モニタリングに関する研究(平成14年度~16年度 独立行政法人海上技術安全研究所)

小型船舶や航空機に搭載できる現場向きの環境汚染モニタリング装置を開発し、有害液体物質の有効な環視技術の確立を図ることを目的とする。このため、複数の有害液体物質が流出した場合の物質同定用のデータベース、拡散状態の表示に必要な流出範囲等を観測できる監視装置及び避難勧告の判断データとなる危険域の表示技術を含めたシステムを開発する。

(2)工事用作業船による浮遊重油回収システムの研究(平成16年度~18年度 独立行政法人港湾空港技術研究所)回収作業を行う作業船の船種を想定し、これによる回収作業の運用手順を明らかにする。これに従い、搭載する油回収システムの開発を、現場海上の水温、波、流速を再現し、実際の重油を用いる我が国唯一の大型水槽実験により行う。最終的に、プロトコルモデルを作業船に搭載して海上で模擬的な作業実験を行い、運用も含めた作業用回収システムの提案を行う。

(3)流出油及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価(平成13年度~17年度 独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所)

流出油及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価に関する研究を速やかに実施する必要があるため、多環芳香族化合物(PAHs)及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価、PAHs複合添加時あるいは油処理剤添加時の有害性メカニズム解明及び石油類有害性の予測、日本沿岸の海産生物中石油成分濃度の把握を行う。

(4)海洋汚染物質の荒天時観測技術の確立に関する研究(平成17年度~19年度 独立行政法人海上技術安全研究所)

荒天時における油等有害液体物質に対する観測技術の確立を目的として、海中に潜った油の検知性能、雨天時の検知性能、波浪下の検知性能、広域探査性能並びに総合的な荒天時観測性能を明確にし、荒天時観測の要素技術を確立する。

(5)石油流出事故等海洋の汚染や浄化に係わる環境微生物の分子遺伝学的解析・評価に関する研究(平成18年度~2 2年度 独立行政法人産業技術総合研究所)

日本周辺海域での環境汚染・変動の把握、環境の改善、生態系の健全性や安全性の評価等の基盤整備に資するため、日本沿岸の微生物多様性や特定石油分解菌群の賦存状況を調べ、指標となる微生物・遺伝子の探索、活用を図る。解析手法の効率化や高度化を進め、汚染や浄化に伴う微生物変動特性の解明を図る。得られた情報や手法を活用し、野外モニタリングを実現するための要素技術を開発する。

(1)~(5)は瀬戸内海を含む海域一般を対象とした研究開発である。

地域での実施 瀬戸内海関係

進捗状況を示すテ 項目1 (1)有害液体物質流出時の環境汚染モニタリングに関する研究 単位 対象地域 H14 H15 H16 年度 (2)工事用作業船による浮遊重油回収システムの研究 項目2 単位 対象地域 H16 H17 H18 年度 (3)流出油及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価 項目3 対象地域 単位 H13 H14 H15 H16 H17 年度 項目4 (4)海洋汚染物質の荒天時観測技術の確立に関する研究 単位 対象地域 H17 H18 H19 年度 (5)石油流出事故等海洋の汚染や浄化に係わる環境微生物の単位 対象地域 項目5 分子遺伝学的解析・評価に関する研究 H18 H19 H20 H21 H22 年度

				<u> </u>				
No		19			再掲No ———		<u>なし</u>	
該当箇所番号	3 –	1 -	3 -	_	再掲箇所番号	_		_
施策	名	大規模石油	災害対応体制	削整備				
担当部	『局	経済産業省	資源エネルキ	一庁資源・	燃料部石油精	製備蓄課		
<b>後実施期間</b>	<del></del>	開始	平成	4		冬了(予定)	平成	年度
の緊急性が困難で が困難で 2)本事: 油流出り	生、十分な油濁であることから、 業は、石油連盟 災害が発生した	防除資機材 大規模石油 型に対し補助 で際、災害関係	の保有の限界 流出災害に対 金を交付し、『 系者の要請を	、環境汚染 対応する体制 司連盟がオ 受け油濁防	きの広域化等か 制の整備に関す イルフェンス、油	ら、地方自治る事業へのす 回収機等のう し出し等を行った。	体や民間のみでは を援を実施。	る。しかし、事故対応 は体制を整備すること 基地を設置。大規模石
瀬戸内海関係地域での実施事例 (12)34)国 S充 R油 Giant(送一ini収ーイ)(水設に)上町 基所開配定ii気 一回のは、送一ini収ーイで、次設に)上町 1.ト可	世 時期 阿成4 清資機材 150(4000m) ス 150(4000m) ス 150(4000m) 1800(500 と かけ、1800(14 かけ、1800(14 かけ、1800(14 かけ、1800(14 かけ、1800(14 かけ、1800(14 かけ、1800(14 かり、1800(14 かり、1800(14 かり、1800(14 がり、1800	Boom Bag(2m)、Deep Se、Desmi Com1基) 基)	200m) a Boom(500 bination Skin	m)、Ro-Bo			ep(60m)、Beach 40(2基)、Komar	Boom(320m) a 12K(4基)、Komara
進捗状況を示する	M (DU桜) データ	・ノームペン(	基)			<del>                                    </del>	÷↓各 1/b 1+b	
<u>項目1</u> 年度						単位	対象地域	
						22/1	#1 # <del>7</del> 115 1= <del>1</del>	
項目2						単位	対象地域	
項目3						単位	対象地域	
年度		t						

No		20		再掲No		なし	
該当箇所番号	第3 —	1 —	3 –				
施金	<b></b>	漂流物予測シ	ステムに関する技術	開発			
担当	部局	国土交通省港	 湾局				
施策実	施期間	開始	平成	年度	終了(予定)	平成	年度
漂流す	るゴミの対策と	┗ して、環境整備網		遊ゴミ等の回収を図			よって観測された流
		「リアルタイム表ッグ体制を確立し	で で で で で で で で で で で で で の で の で の で の	システム」を開発し	、地方整備局と	上連携して瀬戸	内海·東京湾·伊勢
進捗状況を示す 項目1	「データ 				単位	対象地域	
年度					<del>  </del>	7.138-6-24	
					124 /T		
項目2					単位	対象地域	
十尺							
項目3					単位	対象地域	
年度							

事例

施策

の概

No		21			再掲No	第3 - 3 - 1				
該当箇所番号	第3 一	1 -	4	-	再掲箇所番号	第3 一	3	- 1		
施策	名	大阪湾再生の	概要							
担当普	86局	国土交通省近	畿地方:	整備局企画部	広域計画課					
施策実加	 拖期間	局 国土交通省近畿地方整備局企画部広域計画課							年度	

- I. 行動計画策定の背景と位置付け
- ◆都市の魅力と国際競争力を高めるため自然と共生した都市再生が必要
- ◆都市再生プロジェクト(第三次決定、H13.12)に「海の再生」が位置付け
- ◆H15.7.28、関係省庁及び関係地方公共団体等が「大阪湾再生推進会議」を設置し、大阪湾再生の行動計画策定に向けた取り組み
- ※大阪湾再生推進会議構成機関:内閣官房、国土交通省、農林水産省、経済産業省、環境省、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市、(財)大阪湾ベイエリア開発推進機構
- ◆H16.3.26 「大阪湾再生行動計画」を策定
- ◆H16年度以降、毎年の実施状況についてフォローアップを実施
- ◆平成19.3 行動計画策定後3箇年の取組状況、目標の達成状況について「中間評価」を実施
- ◆平成23.3 行動計画策定後6箇年の取組状況、目標の達成状況について「中間評価」を実施

### Ⅱ. 大阪湾再生に向けての目標

目標:「森・川・海のネットワークを通じて、美しく親しみやすい豊かな「魚庭(なにわ)の海」を回復し、京阪神都市圏として市民が誇りうる「大阪湾」を創出する」

- ◆大阪湾再生に向け、関係省庁及び関係地方公共団体等が連携して改善に取組む
- ◆残された貴重な自然環境の保全を図りつつ、陸域の汚濁負荷量の削減、海域の浄化対策など、海の水質改善を図り、多様な生物が生息する健全な生態系を回復し、美しく親しみやすい水環境となるよう、森・川・海のネットワークを通じて総合的な取組みを図る
- ◆目標の達成状況を評価するため、「多様な生物の生息・生育」 と「人と海との関わり」という2つの観点から、それぞれに望ましい 「質の改善」及び「場の整備」に係る具体的な目標を設定

表-1 大阪湾再生に係る具体的な目標及び指標

具体的な目標	指標
年間を通して底生生物が生息できる水質レベル を確保する	底層DO ・5mg/L以上 (当面は3mg/L以上)
海域生物の生息に重要な場を再生する	干潟、藻場、浅場等の面積 砂浜、磯浜等の延長
人々の親水活動に適した水質レベルを確保する	表際COD ・散策、展望:5mg/L以下 ・瀬干狩り:3mg/L以下 ・海水が:2mg/L以下 ・ダイピング:1mg/L以下
人々が快適に海にふれ合える場を再生する	自然的な海岸線延長
臨海部での人々の憩いの場を確保する	臨海部における海に面した緑地の面積
ごみのない美しい海岸線・海域を確保する	浮遊ごみ、漂着ごみ、海底ごみ

※必要に応じ、大阪湾全体に共通した具体的な目標や指標とは別に、個別エリアについて、 特性に応じ具体的な目標及び指標を設定

### Ⅲ. 重点エリア

◆大阪湾再生の目標は大阪湾全体での達成が望ましく、大阪湾及びその集水域全体での取り組みが必要 このうち、水質汚濁の状況、親水性などを考慮しつつ、再生への課題が多く、かつ改善する点が多い(概ね神戸市須磨区~大阪 府貝塚市の範囲)を特に重点的に再生を目指す「重点エリア」と設定。



図-1 重点エリア

進捗状況を示する	データ													
項目1									単位		対象	地域		
年度														
十段														
項目2		単位 対象地域												
年度														
十茂														
項目3		単位    対象地域												
年度														
十段														

				0.0				五.18	NI.				<i>+</i> ~I			
	10			22				再掲	No				なし			
該当籄	所番号	3 -	- 1	_	(4)	_	:	再掲箇	听番号		_		_		_	
	施策	名	今後	の瀬戸内	海の水	環境の右	至り方の	論点整	理							
	担当部	祁局	環境	省水·大	気環境周	<b>引水環境</b>	課閉鎖	性海域。	対策室							
	施策実施	拖期間	ı	開始	平成	22	!	年	度	終了(	予定)	平成	2	22	年度	Ę
施策の概要	瀬制000 た題助やれえ (123(沿る(4)) が(2)に対して、 (123(沿る(5)) を (123(沿る(5)) を (123(沿る(4)) を (123(汨る(4)) を (123(汨a(1)) を (123(汨a(1)) を (123(汨a(1)) を (123(汨a(1)) を (123(汨a(1)) を (123(汨a(1)) を (123(Пa)) を	内海の現場の現場の瀬戸内海 ででである。 でででは、 での瀬戸内海 の瀬戸内海 の瀬戸内海	D生全となった。 開物関つない点 発多をないるのと底れ系の ないでは、 ではない。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	が性るで月会は、こ	海は理こ後ナカ本 基海さいた方洋制やよ瀬論のな 本へせ関持向環定やよ瀬点個考 的向。わ続性	竟されな戸に値え はけ(り可のれ制背内で値方 考た3方能保、整のので課路 方質引関利	と物備されて、題皆 ののがと環こにえ 環格る では、境の がと、環で、 では、、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	口、様めかの度いうとは多様の様ののでです。またのででは、一般のでですが、これでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、	の全とは下あのる今の全と内談瀬と後のに海会下も即のる今では、本のでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、	的情様にのこれにいい、大きないでは、のこれでは、のこれでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、	などなりでは、 を検のし、環の方 るのの方性保関でする。 の方は、 の方は、 の方は、 の方は、 の方は、 の方は、 の方は、 の方は、 の方は、 の方は、 の方は、 の方は、 の方は、 の方は、 の方は、 ののでは、 のでは、 のでは、	基用と全条係の写性 (2)然に (2)然に (2)然に (3)がより (3)がより (4)がより (4)がより (5)がより (5)がより (5)がより (6)がより (6)がより (7)がも (7)が	まがる生合野の水では、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、	に れた。 ま は ま を ま の は 者 理 全 提 の の の の の の の の の の の の の	たた、平成の に に に が あため に の か り と な で も の を そ そ を そ を そ を そ を そ を と の を を と な が も で も を と の を と な り と な り と な り と の を と の を り と の と り の と <td>たらは要ンめ考。 れき たす</td>	たらは要ンめ考。 れき たす
瀬戸内海関係地域での実施事例																
	 況を示す <del>-</del>	データ														
	目1									単位		対象	地域			
4	·度 ————															
項	目2									単位		対象	地域			
年	度															
項	目3									単位		対象	地域			
	<del></del> 度									— <u> </u>		712				

N	lo		23			再掲No	No なし							
該当箇	所番号	3 –	1 -	(4) -	_	再揭箇所	番号		_		_		_	
	施策	L 名	瀬戸内海にお	ける目指す	べき将来修	L 象と環境保全	<u>_</u> È•再生	の在り	方につ	いて(答	5申)			
	担当部	7局	環境省水・大芸	気環境局水	環境課閉釒	貨性海域対策	策室							
	施策実施	<b>拖期間</b>	開始	平成	23	年度		終了(	予定)	平成	2	4	年	变
施策の概要	宝加し 海 環 2.11〇栄[2]〇海[3]〇科検[4]〇庫え「れにの坑 答現汚養目匠 環湾学証・今栄と、瀬を対たた 申状濁塩指 境漢・文後養	温海が、大戸受けびらいのと負下す「保証ではの塩にたった」のとりでは、いまでは、大の地では、いいのでは、大の題に瀬民成中が、の題に瀬民成中が、大の題に瀬民成中が、大の題に瀬民成中が、大の題がきば、大の変が、大い、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では	より水質は一定 れる海域も出現 値・機能が最力 基本的考え方の状況にの管理 なび順応の管理 なる管理のこと。	享対べ、らさ しが将部査た のの 限 を※ の来会をに のの 限 を※ を を のの 限 を のの 限 を のの 限 を のの 限 を のの に のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの の	tic引き継ば との環境語がに ととででいる。 とも はないでは、 もないでは、 もないでもないでもな。 もないでもないでもな。 もないでもな。 もないでも、 もないでもな。 もないでもな。 もなもな。 もなもな。 もなもなもな。 もなもなもな。 もなもなもなもな	いでいくた23 いら、再関さた。 にて、	)、年り査 が	「20日本 10日本 10日本 10日本 10日本 10日本 10日本 10日本 1	環境の大学・環境の大学・環境の大学・現代の大学・現代の大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	)保全・1 注目が門 付はる 域 考対 はる 域 考対 はる 域 の 慮対	再中つ員でで富系のためては環たを中にです。 くい くい おいまん はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん しょく	関境 设 環 の影 生 ここに審 す 審 域 応 おモニ	来会 な 議会 が た 里ツ ガ ゴ ロ リン	策式 戸 か ・ 方 、な 、りよに対 内 ら 、 〇
瀬戸内海関係地域での実施事例														
	 <mark>況を示す-</mark> 目 1	デ <b>ー</b> タ						単位		対象	地域			
	度													
項	目2							単位		対象	地域			
項	目3							単位		対象	地域			
	<u></u> .度							, ,						

対象地域

単位

年度

項目3

## 利用者数の多い国立公園(上位10公園)

順位	公 園 名	平成 <u>22</u> 年利用者数 (千人)	国立公園全体に占める 利用者数の割合 (%)	平成 <u>21</u> 年 順 位
1	富士箱根伊豆	<u>112,502</u>	<u>33</u>	1
2	瀬戸内海	<u>40,606</u>	<u>11.9</u>	2
3	上信越高原	<u>25,882</u>	<u>7.6</u>	3
4	阿蘇くじゅう	<u>22,193</u>	<u>6.5</u>	4
5	日光	<u>17,697</u>	<u>5.2</u>	5
6	秩父多摩甲斐	<u>14,301</u>	<u>4.2</u>	6
7	<u>霧島屋久</u>	<u>11,104</u>	<u>3.3</u>	7
8	支笏洞爺	<u>9,685</u>	<u>2.8</u>	8
9	<u>中部山岳</u>	<u>9,261</u>	<u>2.7</u>	9
10	<u>大山隠岐</u>	<u>9,166</u>	<u>2.7</u>	10
	上位10国立公園の合計	272,397	<u>79.9</u>	

### 瀬戸内海国立公園の基礎データ(平成20年末)

				特別地	域						
総面積	特別 保護地区	%	弗I種 特別地	弗∠性 特別地 ***	第3種 特別地域	第1~3種 小計	%	計	%	普通地域	%
66, 934	953	1. 4	4,700	31, 034	7, 519	43, 253	64.6	44, 206	66.0	22, 728	34.0

N	10		25			再掲No				なし			
該当箇	所番号	3 –	2 –	2 –		再掲箇所番号		_		_		_	
施策名		景観法にもと	ヹづく施策		1								
担当部局			現課景観・歴史文 政策部 農村計		整備室	、環境 <sup>:</sup>	省 自然	<b></b>	国立公	園			
	施策実施	<b></b>	開始	平成	16	年度	終了	(予定)	平成			年	芰
施策の概要						め、景観に関す 制や公共施設 <i>の</i>							体、
瀬戸内海関係地域での実施事例	尾道観の場合を基本 「環然を基本 「環然なになった」 「農林水	計画を活用した においては、「 特性を発展され、 方針とする 別 別法では、わた おいて瀬戸内 けな景観の形成 けな景観の形成	瀬戸内と内閣と、「活力ある」	の豊かな自 、れ感性息づ 定し、建築物の 代表するにな 指定し、その	然に支え く芸術文 の建築等 Eりる傑出	られ、歴史・文化化のまち」にふるのでは、 での行為規制等を はした自然の風景 は正な利用を推送	わしい 実施し 貴地を国	≪心に ている。 ]立公園	残る尾流	道の景 ごするこ	観≫を	形成する	る。」こ
ア内海関係地域での実施事例 <mark>進捗状</mark>	○尾景と 環然海良 は で で で で で で で で で で で の で で の で の で の で の で の に で の に で の に の の の の の に の の の の の の の の の の の の の	計画を活用した においては、「 特性を発する は、 計 動法でで が おいて 観の形形 は を 音 は、 一 で 対 が が が が が が が が が が が が が が が が が が	瀬戸内と内閣をは、「活画を策ない。」 「は、「計画の、上、「は、」の、「は、」の、「は、」では、また。 「は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	の豊かな自 、れ感性息づ 定し、建築物の 代表するにな 指定し、その	然に支え く芸術文 の建築等 Eりる傑出	化のまち」にふるの の行為規制等を 出した自然の風量	を実施しい 会別 を を と と と と と と と と と と と と と と と と と	≪心に ている。  立公園  立公園の	残る尾流に指定できます。	道の景	観≫を: ととなる: 景観法	形成する	瀬戸協力
世界の実施事例 <u>推</u> がでの実施事例 <u>推</u> 項	○尾景と 環然海良 環然海良 様戸 様戸 様戸 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	計画を活用した において は に は に は に は に が え は い で 瀬 ま い で 瀬 ま が え が え が え が え が え が え が え が え が え が	瀬戸内と内閣をは、「活画を策ない。」は、「活画の風景」のの立とは、「はままない。」では、これない。」では、「はままない。」は、「はままない。」では、「はままない。」は、「はままない。」では、「はままない。」では、「はままない。」では、「はままない。」では、「はままない。」では、「はままない。」では、「はままない。」では、「はままない。」では、「はままない。」では、「はままない。」は、これまない。」は、「はままない。」は、これまないる。」は、これまないる。」は、これまないる。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまないる。」は、これまないる。」は、これまないる。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまないる。」は、これまない。」は、これまないる。」は、これまないる。」は、これまないる。」は、これまないる。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまないまない。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまない。」は、これまない。。」は、これまない。。」は、これまない。。」は、これまない。。。。」は、これまない。。。。。。これまないまない。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。	の豊かな自 、れ感性息づ 定し、建築物の 代表するにな 指定し、その	然に支えく芸術築の建りるのでは、	化のまち」にふるの の行為規制等を 出した自然の風量	わしい 実施し 貴地を国	≪心に ている。 ]立公園	残る尾流	道の景	観≫を: ととなる: 景観法	形成する	瀬戸協力
世界の実施事例 <u>推</u> がでの実施事例 <u>推</u> 項	○尾景と 環然海良 は で で で で で で で で で で で の で で の で の で の で の で の に で の に で の に の の の の の に の の の の の の の の の の の の の	計画を活用した において 特性を発する ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	瀬戸内と内閣をは、「活画を策ない。」 対は、「計画の上のでは、「計画の上ででは、「計画の上ででは、」では、「は、「は、「は、」」 がは、「は、「は、」」 「は、「は、」」 「は、「は、」」 「は、」」 「は、」」 「は、」」 「は、」」 「は、」」 「は、」 「は、	をの豊かな自 、 、れ感性息づ 定し、建築物の 代表するにな 、 だお定し、その いく。	然に支えく芸術築の建りるのでは、	化のまち」にふるののでは、 その行為規制等を はした自然の風気を を が正な利用を推立 日本のでは、 日本のでは 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日を 日本のでも 日本の 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の	を実施しい 会別 を を と と と と と と と と と と と と と と と と と	≪心に ている。  立公園  立公園の	残る尾流に指定できます。	道の景	観≫を: ととなる: 景観法	形成する	瀬戸協力
戸内海関係地域での実施事例 携項 年	○尾景と 環然海良 環然海良 様戸 様戸 様戸 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	計画を活用した において 特性を発する は、 対 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	瀬戸内と内閣をは、「活画を策ない。」 対は、「計画の上のでは、「計画の上ででは、「計画の上ででは、」では、「は、「は、「は、」」 がは、「は、「は、」」 「は、「は、」」 「は、「は、」」 「は、」」 「は、」」 「は、」」 「は、」」 「は、」」 「は、」 「は、	をの豊かな自 、れ感性息づ 定し、建築物の 代表するにな 指定し、その いく。	然に支えく芸術文 く芸術築等 こりる僕と道 の保護と道	化のまち」にふるののでは、 その行為規制等を はした自然の風気を を が正な利用を推立 日本のでは、 日本のでは 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日を 日本のでも 日本の 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の	を実施しい 会別 を を と と と と と と と と と と と と と と と と と	≪心に ている。  立公園  立公園の	残る尾流に指定できます。	道の景ですることであった。	観≫を: ととなる: 景観法	形成する	る。」 <sup>こ</sup> 瀬戸力
戸内海関係地域での実施事例 携項 年 項	○尾景と 環然海で 農戸 である 場合に対	計画を活用した において 特性を発する は、 対 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	瀬戸内と内閣をは、「活画を策ない。」 対は、「計画の上のでは、「計画の上ででは、「計画の上ででは、」では、「は、「は、「は、」」 がは、「は、「は、」」 「は、「は、」」 「は、「は、」」 「は、」」 「は、」」 「は、」」 「は、」」 「は、」」 「は、」 「は、	をの豊かな自 、れ感性息づ 定し、建築物の 代表するにな 指定し、その いく。	然に支えく芸術文 く芸術築等 こりる僕と道 の保護と道	化のまち」にふるののでは、 その行為規制等を はした自然の風気を を が正な利用を推立 日本のでは、 日本のでは 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日を 日本のでも 日本の 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の	を実地を国立 単位	≪心に ている。  立公園  立公園の	残る尾流に指定の一対象	道の景ですることであった。	観≫を: ととなる: 景観法	形成する	瀬戸 瀬戸 一

単位

対象地域

項目3

年度

瀬

戸

内

海

関

係

地

域

での

実

施事例

施策

の

概要

	No			26			再掲No			55	
該	当箇所番号	第3 -	2	_	2	-	再掲箇所番号	第3 一	7	-	
	施策	名	森林・	林業に	関する	施策					
	担当部局			k産省材	野庁	林政部企画課	森林整備部整備	課、研究・保全	課 国有	有林野部経営	営企画課
	施策実施	厚	<b>見始</b>	平成	23	年	目標	平成	32	年	

- 1)森林・林業に関する施策については、「森林・林業基本法」に基づき、
- ①森林の有する多面的機能の持続的発揮
- ②林業の持続的かつ健全な発展と林産物の供給及び利用の確保
- という基本理念の下、その展開を図ることとしている。
- 2)このような基本理念と森林・林業を取り巻く最近の情勢の変化を踏まえ、平成23年7月に現行の森林・林業基本計画を策定し、面的なまとまりをもった森林経営の確立等を図っているところであり、
  - ①実効性の高い森林計画制度の普及・定着
  - ②多様な森林への誘導と森林における生物多様性の保全
  - ③地球温暖化防止策及び適応策の推進
  - ④保安林の適切な指定・管理の推進
  - ⑤国民の安全・安心のための効果的な治山事業の推進
  - ⑥森林病害虫や野生鳥獣による森林被害対策の推進
- 等に積極的に取り組んでいるところである。

1. 松くい虫防除対策の取組事例

大分県杵築市の奈多海岸にある松林は風害や潮害を防ぐ目的で江戸時代に造成された面積8ha、延長1,500m、帯幅約50m、林齢100~350年生の松林で、日本の白砂青松百選の一つに選ばれている。

松くい虫被害は昭和40年代後半より発生し、昭和50年代には被害がピークに達した。その後、被害は減少傾向にあったが、 気象条件等の影響から平成13年度に再び被害量が増加し、平成14年度の被害量は290m³となった。

このため県、杵築市、地元住民、森林組合では、

- 地上散布の実施
- ・被害木の焼却(特別伐倒駆除)による駆除の徹底
- ・周辺松林の被害木の駆除
- ・周辺環境への影響に配慮し、樹幹注入を実施
- ・地元住民、奈多宮総代による防除活動の推進(被害の巡視など)
- ・ボランティアや地元の小学生による抵抗性松の植栽

などによる総合的な防除対策を実施した結果、平成16年度被害量は60 $m^3$ 、平成17年度被害量は18 $m^3$ 、平成18年度被害量は19 $m^3$ 、平成19年度被害量は35 $m^3$ 、平成20年度被害量は19 $m^3$ 、平成21年度は25 $m^3$ 、平成22年度は45 $m^3$ 、平成23年度は13 $m^3$ と被害量は低い水準で推移している。

2. 国有林における森林保全の取組事例

・広島県廿日市市宮島町の宮島国有林は、世界文化遺産「厳島神社」の緩衝地帯である。このため、景観の低下を招いている 箇所や下層植生の回復を図るための間伐、森林景観の維持・回復を図るための枯損木の除去等を実施している。

・また、ミヤジマトンボの生息地である宮島がラムサール条約登録湿地となったことも踏まえ、生息地周辺の汽水性湿地の後背地の国有林について、専門家等の意見を踏まえた適切な調査を行い、保護林の設定に向けた取組を行っている。

進捗状況を																	
項目 1	1	森林整	備(間信	戈)の実	施面積						単位	于ha	対象	地域			
年度		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23							
十段	•	87	69	72	73	101	107	112	111	103							
項目2	2	をない 5	:くい虫被害の推移														
年度		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23							
+ 及	•	223	191	173	164	177	156	141	139	127							
項目3	3										単位		対象	地域			
年度																	
十段																	

の実施事例

No		27			再掲No		な	:L	
該当箇所番号	3 –	2 –	2	_	再掲箇所番号	-	-	=	-
施策	名	森林法に基	づく保安村	木及び林地開発	終許可制度の概要				
担当部	祁局	農林水産省	林野庁森	林整備部治山	課				
施策実施	<b></b> も期間	開始	平成		年度	終了(予定)	平成		年度

### 1)保安林制度

保安林制度は、森林法に基づき水源のかん養、災害の防備等森林の有する公益的機能上重要な森林を農林水産大臣又は都 道府県知事が保安林に指定し、その保全を図るものである。

保安林については、開発行為に伴う保安林以外への転用は厳しく規制されている。また、保安林内における立木の伐採及び 土地の形質の変更等の行為については、都道府県知事の許可制であり、保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼす場合は 許可されない。

# 施

の

概要

### 2) 林地開発許可制度

林地開発許可制度は、森林において開発行為を行う場合に、一定規模を超える開発行為を都道府県知事の許可制とし、開発の対象となる森林の有する公益的機能を阻害しないよう開発行為の適正化を図るものである。

具体的には、地域森林計画対象森林(保安林等を除く。)における1へクタールを超える開発行為については、土砂の流出等の 災害の発生、水害の発生、水の確保への著しい支障又は環境の著しい悪化のおそれがある場合に、許可されない。

### 〇 保安林に指定され、保全されている例

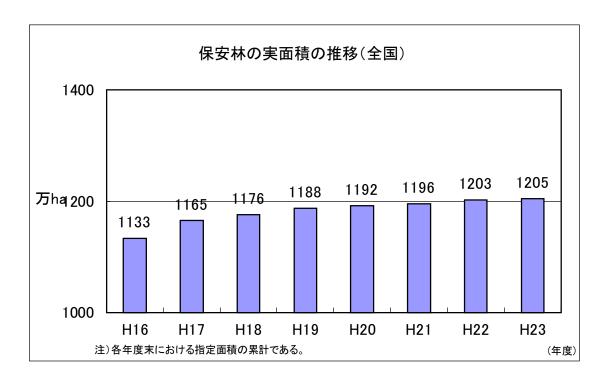


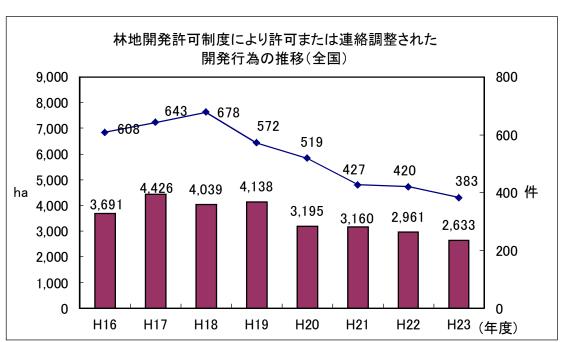
土砂流出防備・保健保安林(兵庫県神戸市)



魚つき保安林(兵庫県淡路市)

進捗状況を示する	データ														
項目1	保安林	の実面	積の推	移(全国	])					単位	万ha	対象	地域		
年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23			
十戌	893	905	920	1,019	1,133	1,165	1,176	1,188	1192		1203	1205			
項目2	林地開発	<b>於許可制</b>	度により	許可また	は連絡調	整された	:開発行	為の推移(	全国)	単位	件	対象	地域		
年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23			
十戊	945	877	747	616	608	643	678	572	519	427	420	383			
	7196	6711	4204	3667	3691										
項目3		単位		対象	地域		_								
左曲															
年度															





No				28			再掲No			なし		
該当箇所番	号 3	_	2	_	2	_	再掲箇所番号	_		_	_	
į	拖策名		瀬戸内	海にお	ける港	湾緑地の整備	•	•				
担	当部局		国土交	通省港	湾局海	詳•環境課						
施策	実施期間		開	始	平成		年度	終了(予定)	平成		4	丰度
施策の概要	泉北港(堺	第7一:	3区)									
瀬戸内海関係 瀬戸内海関係 はんきょう にんきょう にんきょう はんきん はんしん いいいん かいいん かいいん かいいん かいいん かいいん かいいん か	生の森構想 備内解: 港 備内期間: 平 崎の21世紀 崎の21世紀 一 一 一 一 一 一 一 一 一 に 本 の に 本 に 、 に は に に 、 に に に に に に に に に に に に に	に弯成 港の察式 恵ン造沿緑16 に変える 山湾は 山ボ等の 山ボ等	て、良好 100ha	) た導し、	森と水。 度 親水性	と人が共生する	別出・再生に配慮し るまちづくりの拠点。 港とふれあえる市。 情を行った。	として整備を行	っている。		よ眺めが展	望可能

〇事業期間:平成4年~平成22年度

で の

域

④高松港(朝日地区)

朝日地区において、親水・海洋性レクリエーション需要のニーズに対応するとともに、耐震岸壁に隣接した防災拠点としての機 実 能を果たす緑地の整備を行っている。 施

〇整備内容:港湾緑地6.6ha 事 例

〇事業期間:平成24年~平成26年度

⑤ 別府港(餅ヶ浜地区)

本緑地は、餅ヶ浜地区のシンボル的な緑地と位置づけられ、前面の高潮対策事業(直轄海岸)と一体的な整備を行うことによ り、市民と港湾とのふれあいの場の創出を図るとともに、広く地域の人々が海辺に親しまれる親水緑地として市民の交流機会の 増加を図るために整備しており、平成22年度に一部供用開始した。

〇整備内容:港湾緑地2.5ha

〇事業期間:平成17年~平成26年度

進捗状況を示する	データ														
項目1							単位		対象	地域					
年度															
十茂															
項目2		単位 対象地域													
年度															
十段															
項目3							単位		対象	地域					
年度															
十尺															



N	lo		29		再掲No		なし	
該当箇	i所番号	3 –	2 –	2 –	再掲箇所番号	_	_	_
	施領	5名	瀬戸内海におけ	る都市公園の雪	——— 整備事例			
	担当	部局	国土交通省都市	ī局公園緑地·景	· 是観課			
	施策実	施期間	開始	昭和 31	年度	終了(予定)	平成	年度
	都市公	園は、都市におけ	ける貴重な緑とオ	ープンスペース	を提供するとともに、	以下のような役	<b>役割を果たして</b> (	いる。
			させ、地震などの fに、避難地、避難		守る 復旧・復興の拠点と	なる。		
		な都市環境を提信 爰化の防止、ヒー		の緩和、生物多	6様性の保全による良	と好な都市環境	竟となる。	
	緑とオー				い年齢層の自然とふ	れあい、レクリ	Jエーション活動	<b>カ、健康運動、文化</b>
施策の概	中心市征	封地のにぎわい(		広場、地域の歴	史的・自然的資源を活 豊かな地域づくりに必			り、地域間の交流・
要								
	O+++++:	ᆂᄴᄮᅭᅌᄓᆉ	初末理性の形式	ナ回フ+ み 図1	1.月回山士にわけて	<b>五十</b> 土纪世八	国生 海豆丸类	5 間 $ ar{C}$ 바 낸 조 郑 士
		古性化や良好なる 整備を行った。	部巾塚現の形成	を凶るため、両し	山県岡山市における	四大守标化公	<b>園寺、</b> 瀬尸内海	毎関係地域 (都市
瀬戸	1 -	都市の防災性の	つ向上を図る観点	から、山口県山	ロ市の維新百年記念	な公園をはじめ	とした防災公園	園の整備を実施し
内	た。							
海関								
係地								
域 で								
の 実								
施事								
例								
	<mark>況を示す</mark> 目1	<mark>データ</mark> 都市公園面積				単位 ha	対象地域	瀬戸内海関係府県
		H11 H16	H19 H23			単位 ha	<b>▶1 涿 → 巴</b> → <b>以</b>	MR厂 P 1 / 两 (天)
+ <b>Z</b>	П o	2 <del>4,303</del>   28,302	30,147  31,309			出 <i>上</i>	サ 会 444 44	
	目2					単位	対象地域	
	目3					単位	対象地域	
4	.度							

No		30		再掲No		なし	
該当箇所番号	3 –	2 –	2 —	再掲箇所番号	_	_	-
施策	名	都市計画法に	基づく風致地区制度				
担当部	17局	国土交通省都	市局都市計画課				
施策実施		開始	平成	年度	終了(予定)	平成	年度
作 ② 1 以き る2 を い 区 施策の概要 施策の概要 3) はまる。まんではませんでは、 3) は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は	(特別) では、 (特別) では、 (特別) では、 (特別) では、 (特別) では、 (特別) では、 (はは、 (は、 (は、 (は、 (は、 (は、 (は、	て (に く面 致いに築他、て 採る 一 (に く面 致いに築他、て 採る の 市る 木む 第、てはつの作地は	る土地(市街地を含む地その他市民意識から 地その他市民意識から 以上の風致地区で25 該市の長)、その他の の建設	文に富んだ良好な 次のいずれかに の知地区の大の でのの本土意識の 以上のの本人を 以上の の本人の の本人の での での での での での での での での での での での での での	都市環境の形態 該当する土地では市町村が 好な自然的景 高い土地であ	成を図る。 について、1 都市計画に風 観を形成好な のは都道府県 のは都道府県	)ha以上の風致地区で 対地区を定めることがいるもの。 自然的景観を形成して 日事等(市(都の特別
瀬戸内海関係地域での実施事例京 大 兵 奈 和岡広山 徳香 愛福大京 大 兵 奈 和岡広山 徳香 愛福大都 阪 庫 良 歌山島口 島川 媛明分杯 所 県 県 県県県 県県県	子 : 19, 295. 44 子 : 3, 105. 3 具 : 14, 716. 0 具 : 12, 382. 5 山県 : 394. 2 長 : 598. 1 長 : 3, 908. 1 長 : 1, 499. 3 長 : 1, 220. 0 長 : 1067. 8 長 : 696. 0 長 : 12, 870. 7 長 : 4, 849. 3	na 21地 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区	域における風致地区の 都市(17,938.1)、宇豊高 (17,938.1)、宇豊高 (17,938.1)、宇豊高 (139.0)、泉 (139.0)、泉 (139.0)、泉 (139.0)、泉 (139.0)、泉 (139.0)、泉 (14,727.9) (122.0)、泉 (122.0)、泉 (122.0)、泉 (122.0)、泉 (123.0)、泉 (123.0)、泉 (123.0)、泉 (124.0)、泉 (124.0)、泉 (124.0)、泉 (124.0)、泉 (124.0)、泉 (124.0)、泉 (124.0)、泉 (124.0)、泉 (124.0)、泉 (124.0)、泉 (124.0)、泉 (124.0)、泉 (124.0)、泉 (124.0)、泉 (124.0)、泉 (124.0)、坂 (124.0) 、坂 (124.0) 、塚 (124.0)  (124.0)  (124.0)  (124.0)  (124.0)  (124.0)  (1	可日市(79.5)、 田原町(145.0) 市(189.0)、池市(227.5)、東 市(227.5)、東 市(26.0)、岸 市(977.0)、洲和郡山市(478.0 井市(1,406.9) 市(131.0)、吉市(131.0)、古 市(341.1)、宇 島市(341.1)、宇 計(273.0)、宇 東津町(17.0)、 市(3.9)、宇和	長岡京市 (69.1) 目前 (434.8)	(0) 、大山崎町 (13:5) 、 貝塚市(35) 、 貝塚市(35) 、 貝塚市(35) 、 貝塚市(35) (35) (35) (35) (35) (35) (35) (35)	g (93.3)、 8)、 3.0)、 316.0)、 京市 (385.3)、 村 (2,408.0)]
<u>進捗状況を示す</u> 項目1			<b></b> : ::: <b>,</b> :::		単位	対象地域	瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村
年度	S49 S59	H6 H16 72,791 76,266	H19 H22		<del>丰</del> 四 ha	, 130, 5-30	
項目2	地区数 S49 S59 177 187	H6 H16	H19 H22		地区	対象地域	瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村
項目3					単位	対象地域	
年度							

					1		
٨	No	31		再掲No		なし	
該当籄	箇所番号 3 一	2 –	2 –	再掲箇所番号	_	_	_
	施策名	都市緑地法に	基づく特別緑地保全	地区施策			
	担当部局	国土交通省都	『市局公園緑地・景観	課緑地環境室			
	施策実施期間	開始	昭和 48	年度	終了(予定)	平成	年月
施策の概要	特別緑地保全地区は る「都市緑地保全地」に基 ・ 動指定要件 以下秩序がでは では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	づき指定されるが 該当するもの この防止、公害又 もの 造物、遺跡等と 送当し、かつ、当 れているもの	地域地区である。これ なは災害の防止等の 一体となって、又は危 該地域の住民の健全	いにより都市域に残 ため必要な遮断地を 云承若しくは風俗習らな生活環境を維持	された豊かな紅 帯、緩衝地帯3 慣と結びついっ	禄を保全し、将: スは避難地帯と て当該地域によ	来に継承すること:して適切な位置。
瀬戸内海関係地域での	府県別の特別緑地保 (1)京都府において (2)大阪府において (3)兵庫県において (4)山口県において (5)福岡県において	は、京都市の吉日 は、泉南市の男相 は、神戸市の金月 は、宇部市の櫟月	田山地区及び洛西中 神社地区ほか2地区 鳥山・十文字山地区 京如意寺地区におい	中地区の2地区に において、約2haが ほか23地区において で約180haが指定さ	指定されている て、約484haが されている。	る。 指定されている	
実施事例							
例 <b>進捗状</b>	況を示すデータ						NE - Laborar
例 <u>***</u> 項	目1 特別緑地保	<mark></mark>			<mark>単位 ha</mark>	対象地域	瀬戸内海関係原
例 <u>***</u> 項	目1     特別緑地保       F度     H11     H16				<mark>単位 ha</mark>	対象地域	瀬戸内海関係
例 <u>**</u>	目1     特別緑地保       F度     H11     H16	H19 H23			単位 ha	対象地域	瀬戸内海関係

単位

対象地域

項目3

年度

No	0			32				再报	∃No				34		
該当箇	所番号	3 –	2	_	3	_		再掲箇	所番号	3	_	2	_	5	_
	施策名	i	伝統的發	建造物	群保存	7地区	制度								
	担当部	局	文化庁都	参事官	(建造	物担当	i)								
ħ	施策実施:	期間	開始	4	平成			年	度	終了(	予定)	平成			年度
施策の概要	し的画事市合 2.1) 係て2) ま資税で建の業町的伝〔②③④⑤⑥⑦⑧保経所が補税重た産がて建の業町的伝〔②③④⑤⑥⑦⑧保経所が補税重た産が値物定、かま的歴界保保保市文の者るす優に下に付して、かま的5554 ネネネモロイのの者るす優に下に付いて、	等が行う修3 内部(構造( ることとなっ	近密なでする野存が画定づいい事学を関し、関いて、おいないでは、一貫で入区をがあれている。 おい 保統免さい は、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本の は、日本のでは 日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	- 点係のがじた度す民保充字でにてと、業か国、区造はなでが保主の制にる意存的地保対軍税、等か市、の物軽が、でが存主して近いでは、正常建区存し要の、へる市、イの派	、あ字体可度より可什造の地で伝優 へる町 伝り或伝こる制的能とる町の画造の地で伝優 の経村 統敷す統札環度にとえべれての物範区重統遇 補費へ 的地る的	で竟の行なよ年が忍食ほや決伝射置 内さの 建こと建ての物整うる。の伝びな存保や決伝射置 内さの 進い なが造り 内格 造かが造り	てをや組ま 流統課ど也字及り物 はっめ のる動脈化一伝みた れ的題を区計び建群 市国率 の固当群財体統と者 は建の定保画保造保 町やは 居定さ保	のと的な市 以造整の存案字勿存 村都過 『資れ子概し建つ計 下物理た審等計群地 が道疎 に産、区を保造お画 の群 統会つを存と 独府地 か税軽内	大存勿りと ら存 的のい策地し 自見で るび措のきで群国連 な対 建設で定区で には65 定伝置土くさ年の則 も対 造置審 の策 め市% 資統を地のる存のし の策 造置審 の策 め市% 資統を地	ばこび重て の調 物 義 選い つ町、 その行のかけたとの要地 あ査 群 定 い村そ 産建つ地の もがの 税遣た価	の大寸統の 。実 存 申 が所也 は物場兇できの時決 施 地 出 、有の 平以合はあれ発建定 区 相者地 成外は非	る特性造を 保 助等或 元の 課。色物物行 存 対にで 年建滅税にある まで まで まで まで まで まで まで また	、るDQ保と 例 よ付の い物質な 樹。状存に の 外すで 課等のれ 観るす 種の音い	<ul><li>、</li></ul>	国例件でり、 と と と と と と と と か て と と ま に し こ
瀬戸内海関係地域での実施事例	順〇 〇〇 〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	地。年 年年 年年年年年 年 年年年年年年 年年 年年年年年年年年 域 9 55 441212412 7121011111111 8 41011111111 712 712 712 712126121月月日 月 月月月月月月月月月月月月月月日月日日日日日日日日日日日日日日日	選選選選選選選選選選選選選選選選選選選選選選選選選選選選選選選選選選選選選選	え 3 可を司兵を1314号を恵えを13届15届15届15届17届17日の東分都都島良都 ロ 山都山庫媛島ロ川都島都良島岡阪岡口岡庫分都都島良府 県 県府県県県県県県県県府保県県	京京萩萩高京倉神内竹柳丸京美南橿呉う富朝萩八篠日伊与東宇・豊八西五萩都都市市梁都敷戸子原井亀都馬丹原市き田倉市女山田根謝祖陀湯岡女予條市	市市堀平市市市市市市市市市市市市市市市大市市市市町野谷市浅市市市市佐産祇内安吹嵯倉兆八竹市山上临港今町市和崎八榛豆伊町山松町出黒宇五々産稲内で厚峰倉郷里上原河食寮田山大市大村の大村の大田町では、東京で	室園也占屋俄牧妤日原厅包置厅山井即筑富月云女山日艮口寸山易石下口条垃坂新区地伝鳥川町市地金本茂南町町手後田伝統福伝町浦悦落伝浅伝伝町新市伝橋伝区統居畔山護区屋島伝町北伝洗吉林統的島統伝伝伝合統伝統卯町伝統 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	6、 就云充云内本云本国云云耵疣云云充云片云内皇云内充疣充云内疣内内之云疣竜仏 的統的流建伝統通伝統統笠的統統的統压統建造統建的的的統建的建建町統的伝建 建的建的造統的伝統的的島建的的建的統的造物的造建建建的造建造造伝的建統 造造達建物的建統的建建伝造建建造建的建物群建物造造造建物造物物練建造	物造物造群建造的建造造統物造造物造建造群保造群物物物造群物群群的造物群物群物群物保造物建造物物的群物物群物造物保存物保群群群物保群保保建物群保理保群保保,保持保保保保,不适能保保,是,是	存保存保地群保物群保保造存保保存保群保地区保地存存存保地存地地物保存地存地存区保存群保存存物地存存地存保存区(存区地地地存区地区区群存地区地区地(存地保存地地群区地地区地存地(港地(区区区地(区((保地区	(区(区鉱地区存地区区保(区区(区地区城町区城(((区商(城在存区(門(武(山区(地区((存社((寺(区(下)(下商漁製(家醸下郷地(宿前茶家武町(商区(製商地家商山内港(寺町善商町家村織山町造町町区商場	町屋町家)門家(製塩家区町家村町町在内)(家)町)町村)町))(家町)町)町)町港蝋町町()町集・)郷町(町)))集()(在町))))(町)町町))港()落在)町・())(落)(落)(郷))(第一)で	))) 町 )郷)在 ) 町)		I、、 ·
項目		更伝統的								単位	地区	対象	地域	瀬戸法	対象地均
	度上	116 H17	H18 H						H24						
年月		24 27	7 29	30	30	32	33	34	36						
年) 項目	2	24  2	7  29	30	30	32	33	34	30						

項目3

No			33			再掲No			なし	
該当箇所番号	3 –	2	_	3	_	再掲箇所番号	-		_	_
施策	名	文化的影	景観の	保護制	度					
担当部	吊	文化庁	文化財	部記念	物課					
施策実施		開如	台	平成		年度	終了(予定)	平成		年度

1. 文化的景観の文化財としての位置づけ

文化財保護法の一部を改正する法律が、平成16年の第159回国会において成立し、平成17年4月1日から施行され、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観を「文化的景観」として、新たに文化財に位置づけた。国は都道府県又は市町村の申出に基づき、文化的景観のうち特に重要なものを重要文化的景観として選定し、保護措置を講ずることとなっており、平成24年12月31日現在、重要文化的景観として34件(H24.4.1では30件)選定されている。

2. 重要文化的景観の選定基準

重要文化的景観の選定基準は、以下のとおりである。

- 一 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の 基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの
  - (一)水田・畑地などの農耕に関する景観地
  - (二)茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
  - (三)用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
  - (四)養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地
  - (五)ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地
  - (六)鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地
  - (七)道・広場などの流通・往来に関する景観地
  - (八)垣根・屋敷林などの居住に関する景観地
- 二 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的 なもの又は独特なもの
- 3. 保存のための経費の補助と税制優遇
  - (1)経費の補助

地方公共団体が行う文化的景観の構成要素や範囲に関する保存調査、文化的景観保存計画策定及び修理、修 景、復旧、防災等の事業に対して、国は原則50%の補助を行っている。

(2)税制優遇措置

重要文化的景観の形成に重要な家屋として文部科学大臣が定める家屋(総務省令で定めるものを除く)及び当該家屋の 敷地の用に供される土地に対する固定資産税を、課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

瀬戸内海関係地域では、「遊子水荷浦の段畑」(愛媛県宇和島市)が重要文化的景観として平成19年7月26日に選定された。

戸内海関係地域での実施事例

瀬

進捗状況	元を示する																
項目	∄1	重要文	化的	景観選定	と件数(名	5年4月	1日現	在)			単位	件	対象	地域	瀬戸内	海関係	府県
年	=	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24									
4	-	1		2	7 15		24	30									
	•				•				•	•	•				•		_
項目	]2		単位 ┃件   対象地域 ┃瀬戸内海関係府県														府県
年	r <del>i</del>																
+-	泛																
項目	3 3		,		•				•	•	単位	地区	対象	地域	瀬戸内	海関係	府県
左	<u> </u>																
4	泛																

N	lo		34				再掲No				なし			
該当箇	所番号	3 –	2 –	4	_	再扫	曷箇所番号		_		_		_	
	施策	名	漁場漂流物效	策の推	進	•								
	担当部	『局	農林水産省水	く産庁増	殖推進部	ß漁場資源	課							
	施策実施	<b>西期間</b>	開始	平成	19		年度	終了(	予定)	平成	2	5	年	度
施策の概要	漁場漂流	が漁業活動中	-  に回収した漂流  進を実施。	で物の処	理等への	支援を行	うことにより、	漁場環境	境の保	_全を推注	進するた	· め、平	成19年	度から
瀬戸内海関係地域での実施事例	大阪湾に	こおいて、漁業	者が漁業活動	中に回り	収したゴミ	の処理へ	の支援を実力	· 在						
進捗状況 項目		データ						単位		計算	2地域			
	<del>□                                    </del>							7 1 1 1		<b>▶13</b>	\ <u></u>			
										1: F	11b 1=b			
	目2							単位		对篆	地域			
項目								単位		対象	地域			
年	度													

١	No				35				再撂	No				なし		
該当篋	前所番号	3	_	2	_	4	_		再掲箇	所番号		_		_		_
	施策	<u>l</u> 名		瀬戸内	海の浴	毎ごみな	対策の排	<u></u> 進進	<u>I</u>							
	担当部	部局		環境省	中国四	四国地	方環境	事務所								
	施策実施	<b>も期間</b>		開	始	平成	1	7	年	度	終了(	予定)	平成			年度
施策の概要	機関(国題を対する) 機関を検討が でいます はいませい かいまい かいまい がいまい がいまい はいまい はいまい はい	18機関、 対する専 行われた 年度から 各種調査	県6機 門機 で で を を を を を を し で し で り で り で り り り り り り り り り り り り	関として20年度に事業に	6機関、 、実態 にかけ を実施 ついて	、漁連・ 把握専 て、瀬戸 し、報	各種団 門部会 戸内海洋 告書をと	体10団 、発生 毎底ご。 こりまと	体)から  抑制専門    み実態把  めて、瀬	なる瀬戸 門部会及 提調査 戸内海の	で 内海海 び回収 、海底ご の海ご	デンス 処理専 ごみ持ち かの実態	対策検言 門部会 5帰り実 態把握、	村会を発 を立ち ミ験事業 、発生担	A 足し、 上げ、 と、海ご で制対等	、関係的のをおり、関係的のをおり、関係的のをおり、の発生が必要をある。
	瀬源境各係し、2)・方・・踏・得な・ご・説戸をの種機も、検成針成成え成知意2中の現のでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	ん化体がて 調年大8年の見点1日収2を3ちの、等共瀬 査度に度度後度を工度処度開度の条が温戸 内にたににのにま夫に推にしか	くこ被様忍羽(今は。はは対はえ点は進は、国と害なをの()瀬(海瀬策海関を海の検収)	ら等活持環 戸 ご戸の底係整ごた討処の動っ境 内 み内在ご当理みめ会理の かりの おりのりの関の	の題行品維 海 の全にりの罪た題手係りの題行品権 海 の全に回が海にを引者ります。 生で、明治の事があれるり	保きいて呆 メーミでる又毎底かしがほくを起る対全 対 実の基処ごごりを取みがこが策す 策の本理がみみやはりをする しょうしょう	重さ、をる (食)に寒的に等回すしまび、要れ抜検と (対)係ごな取の収くた状がでいます。 を、のいまにいいましたがいいまいがいます。 という きょうしょう しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょうしょうしょうしょうしょうしょう しょうしょうしょうしょうしょうしょうしょうしょうしょうしょうしょうしょうしょうし	あるないのでは、おいないでは、おいないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	、 戸やにし ば 見いで にし にし にし にし にし にし にし にし にし にし	(海)が、河 は 里理度ごむ手材 伝統ので内海 は 里理度ごむ手資 会に近みで内海 は に組業持に川料 戻る による 開発 の 調楽を構造する 開発 による はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいか	みをに対応 11 事報帰集を作 催源収至海対 日 例告り等定成 した	た・つでで策 こ 関と験さたた 。 ご処てみ検 1 査て事枠。。 また 変整業糸 まこ、	ひおい 会 検 に 理等み た 漁 デザは A だっと	着かの制ちの制ちの制ちの制ちの制ちの制ちの制ちの関い、これの地では、これの制ちのでは、これの制をは、これの制をは、これの制をは、これの制をは、これの制をは、これの制をは、これが、これが、これが、これが、	にながず 訓 製現 まによ政況正と 検 査 験現 に 対っ機の 作す	で関を型と は関を型と が最後でである が最後である がはいまする をでは、 ではいまする をでは、 ではいまする ではいまする。 ではいまる。 ではなる。 ではな。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではな。 ではなる。 では
											単位		対象	地域		
4	度															***************************************
	目2 F度										単位		対象	地域		
- 4	1X															

項目3

年度

対象地域

単位

# 内海 海ごみ対策で連携



瀬戸内海海ごみ対策検討会の初会合で 敷見を交わす出席者 2006、3-15

げられる「漂着ごみ」の 流ごみ」、海岸に打ち上 中や海上で浮遊する「漂 とされる。近年、漁業や 殿する「海底」み、一 景観などに悪影響を及ぼ 船からの投棄が主な要因 三種類があり、河川や船

投職する。さらに、新年 |析するための専門部会を や発生要因を把握し、分 策の先進地域にしていき 度に住民向けの啓発用冊 を決めた。 たい」と呼び掛けた。 **手を作製するなどの方針** 海ごみには、海底に沈

す事例が目立っている。

2006-3-15

# などを決めた。広域的な協力態勢をつくり海ごみ対策に当たる。

の民間団体など三十二団 | 態・メカニズム専門部会 | 体、行政、漁業者ら十人 県漁協連合会、環境関係 かったことから、まず「実 | 機関の専門家や民間団 交省や農水省の出先、各一について広範な調査がな 沿岸六県、主要八市、国これまで瀬戸内の海ごみ 岡山、広島、香川など | 体から約五十人が出席。 | を置き、現状を把握する ことにした。

瀬戸内沿岸32団体の関係者が出席した海 討する「適正処理」、発 生を減らす方策を考える 費用負担などについて検 被害についてまとめる。 戸内全体の総量の推計、 の発生源や移動状況、瀬 にも協力を依頼。海ごみ 動に当たる民間団体など で、ごみの回収や処理法、 している第二回検討会 さらに八月ごろに予定

整理し直すほか、清掃活 れた小規模調査の結果を 程度で構成。各地で行わ 専門部会は大学・研究 討会は環境省中国四国地 まりがなく、広域的な対 体や費用負担に明確な決 な取り組みを進めたい 各地のモデルとなるよう 及ぼす。関係者が協力し、 長は「海ごみは漁業、生態 が中心となり設立した。 方環境事務所 (岡山市) 策が求められている。 物も多いだめ、処理の主 系、景観に大きな影響を 同事務所の市原信男所

も決めた。 を新年度中につくること ら、一般向けの啓発冊子 海ごみは発生源が特定

しにくく遠方からの漂流

会合が十四日、岡山市であり、実態を把握するための専門部会を五月ごろ発足させること 瀬戸内沿岸の自治体や国、漁業者、民間団体による「瀬戸内海海ごみ対策検討会」の初



や漁協、民間団体などが

瀬戸内海沿岸の自治体 | 海沿岸の計六県と各県の

沿岸6県32機関·団体

岡山で初の検討会

連携して「毎ごみ」の実 歴把握や処理問題に取り

と三十二機関・団体の代 漁協、広島市や中核市な

表ら約五十人が出席。事

し、岡山市内で初会合を 策検討会」が十四日発足 組む「瀬戸内海海ごみ対

| 所長が「各団体の連携、

協力で効果的な対策を講

方環境事務所の市原信男 務局を務める中国四国地

広島、岡山など瀬戸内一じ、瀬戸内海を海ごみ対

対策検討会の初会合

など家庭系が多いことか また、ポリ袋や空き缶

を設置する方針。 排出抑制」の専門部会 36

河川行政としても、市民団体等との連携は、市民の河川愛護精神の醸成や地域の二一ズに応じたきめ細かい河川管理の実施 に資するものであり、今後とも一層の取り組みが期待されるところである。

再掲No

なし

具体例としては、河川管理者と地方自治体、市民団体等の連携により、河川に放置されているゴミ清掃等のクリーンアップ活動を実施している。

施策の概要

瀬戸内海関係地域での実施事例

Νo

太田川においては、「クリーン太田川」を毎年実施しており、平成24年度(第20回)は、約21,000人の参加を得て、河川に散乱するゴミを回収した。



# 進捗状況を示すデータ 単位 団体 対象地域 瀬戸法対象地域 年度 単位 対象地域 項目2 単位 対象地域 年度 単位 対象地域 年度 中度 対象地域

No		37			再掲No				なし			
i 該当箇所番·	号 3 一	2 –	4 –		   再掲箇所番号 		_		_		_	
於	策名	海岸漂着物效	対策処理推進法	ž								
担	当部局	環境省水・大	気環境局水環	境課海洋	羊環境室							
	実施期間	開始		21	年度		(予定)					度
な景	漂着物の円滑な好 現及び環境の保含 とところであり、施	全に係る海岸漂	票着物等の処理									
	内地域の兵庫県、計画に基づき、海				、愛媛県、福岡	県、大分	県におい	いて、法	に基づく	〈地域計	画を策	定し、
進捗状況を示 項目1	<mark>すデータ</mark> ー					単位		対象	地域			
年度						- 14		<b>13</b>	-5-%			
77.00						224 / 1		11 to	114 T-#			
項目2年度						単位		刈家	地域			
項目3						単位		対象	地域			
年度												

N	lo		38			再掲No	)				なし			
該当箇	所番号	3 –	2 –	4	_	再掲箇所都	番号		_		_		_	
	施策	名	地域グリーン	ニューディー	ール基金(海	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	域対策	策推進:	事業)					
	担当部	吊	環境省水·大	気環境局を	水環境課海	洋環境室								
	施策実施		開始	平成	21	年度			予定)			部24)		度
施策の概要	として実	年度より、都道 施する海岸漂 □対する支援を E長。	着物等の回収	<ul><li>処理に関</li></ul>	する事業や	、都道府県や	5市町	村によ	る海岸	票着物等	等の発生	生抑制対	対策に関	員する
瀬戸内海関係地域での実施事例		也域の大阪府、 基金事業とし <sup>-</sup>					<b>透媛</b> 県	、福岡!	<b>杲、</b> 大分	う県にお	SIVT, I	也域グリ	Jーンニ.	<b>1</b> —
<mark>進捗状》</mark> 項l	_ 兄 <mark>を示す∸</mark> □ 1	データ	現在取りまと	め中				単位		分分	地域			
	<del>ㅂ                                    </del>							年12		刈家	上巴邦			
								****		116	111.1-1-1			
	目2 :度							単位		对象	地域			
-+	汉													
	目3							単位		対象	地域			
年	度													

進捗状況を示する	ァータ									
項目1						単位	対象	地域		
年度										
項目2						単位	対象	.地域		
年度			 							
項目3						単位	対象	.地域		
年度				 	 					

事例

Ν	0				40				再撂	₿No				67			
該当箇	所番号	3	_	2	_	5	_		再掲箇	所番号	3	_	13	_		_	
	施策	名		海岸景	観形成	えガイドラ	ラインの	概要									
	担当部	『局							<u>産庁漁港流</u> 管理局海岸				担当)				
	施策実施	拖期間		開	始	平成	1	8	年	度	終了(	予定)	平成	未	:定	年	度
施策の概要	景観にも、そのになったかけ、こうがは、	全大ス 方なな 状な 状な にりない ことず にりかい ことず にいい かいしょう いいしょう いいしょう いいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう しょう かいしょう かいしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	に影ることを とう しん くまま とう こう はん いん	て及い 事事材 本題を 単純 本題を かいり	施民 実施に数整化 実施にある じゅう がっぱい あんしゅう イン・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	備が実 はマリン 所ってで 東は では のの のの のの のの のの のの のの のの のの の	をされる レ	ことが? -等の空 が主対で 成体的 最初の - 景図るた	かない は は から から から から から がら から がら から	N。また、、 D観点か 素であるが な配性を はの整備と の整備と	浜辺等(砂水の) がます いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱ	の 水 関 世 礁 で は れ を は 、 の よ れ を は 、 の よ の よ の の の の の の の の の の の の の	線空間に 上を求め との と は に る の と 生 に で ま で ま で よ の 、 、 る の ら と を よ ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	ま人々りられるであって施くながあって施をある。	ことって ことも少 、景観」 設単体 る。 ほわりを	貴重なたなくない この影響 の景観・ 見直し、	ナープ い。 はボザ 海岸
瀬戸内海関係地域での実施事例																	
<mark>進捗状況</mark> 項[	兄を示す <del>。</del> 目1	データ									単位		対象	地域			
	度																
項目	∃2										単位		対象	抽抽			
	<del>]                                    </del>										十八		^13K	-6-74			
項											単位		対象	地域			
年	度																

N	10		41			再掲No				なし	
該当籄	所番号	3 –	3 –	1 -		再掲箇所番号	3	_	13	_	-
	施策	名	第6•7回自然	環境保全基礎	<b>逆調査〈生</b>	態系多様性調査	(浅海均	或生態系	系調査)(	の概要〉	
	担当部	『局	環境省自然環	境局自然環	境計画課	・生物多様性セン	ター		_		
	施策実施		開始	平成	14	年度		(予定)	平成	20	
施策の概要	策に 2) 温①全成②全域の 注関温 (2) に干国16 藻国の年間 (2) を表する。	するための基 ている。この 域生態系調査 する調査 F潟157箇所 度をもって終 調査 襲をもって終 調査 集場129箇所	礎的資料を整何間査は一般に「組まりを自然環境の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	請するため、 議の国勢調査 民全基礎調査 いて平成14年 動物の種と個 輔完調査及び ・海藻類の生	環境省が を の一環と を の を を の の で の の の の の の の の の の の の の	昭和48年度より れ、約40年間にな して生物多様性の 施し、生物相の 多寡、干潟表面の め・解析を経て、こ	自然環場 りたり は一般の性 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	意保全流 に に を を を を を を を を を を を を を を を を を	法第4条 ている。 □湿地の 整備を行 状況の記 ニ調査結	の規定( )うち浅海 っている 調査を実 !果を発	『施。現地調査は平
瀬戸内海関係地域での実施事例	発表した 2)藻場 全国12	7箇所のうち瀬 :。この中で、名 調査	5調査地点ごと 1戸内海関係地	に生物相の概	既要を報告	告している。					年3月に調査結果を 層の調査を実施。 <sup>3</sup>
	況 <mark>を示す</mark> 目 1	データ	終了				単位		対象	地域	
	<del>□ '</del> Ē度						<del>  1</del>		7.138		
頂	目2						単位		対象	地域	
	u <del>c</del>						7-12		7.13%		
τÆ	H 2						出上		···	+#h += <del>!</del> :	
	<u>目3</u> :度						単位		刈家	地域	
	~										

事

No		42			再掲No		なし	
該当箇所番号	3 –	3 –	1 -		再掲箇所番号	-	-	-
施策	名	港湾における	干潟•藻場等	の再生事	業			
担当部	部局	国土交通省港	湾局海洋・環	<b>環境課</b>				
施策実施	<b>拖期間</b>	開始	平成		年度	終了(予定)	平成	年度

「第三次生物多様性国家戦略」や「21世紀環境立国戦略」等を踏まえ、港湾空間における水環境の改善、自然環境の保全・再生・創出を図る。

〇浚渫工事等で発生する良質な土砂を活用して、汚泥上への覆砂や干潟・藻場等の造成を行うことにより、多様な生物の生息が可能となり、閉鎖性海域における水環境の改善、自然環境の保全・再生・創出を行う。

施策の概要

### ①瀬戸内海(周防灘地区)海域環境創造・自然再生事業

### (1)事業の概要

苅田港周辺では水質・底質の汚染が進んでいるため、瀬戸内海西部区域の底質浄化事業の一環として覆砂を行い、水質・底質の改善を図るものである。浚渫工事により発生する良質な砂により被覆するもので、長期的及び断続的に整備を行った。

- 〇整備内容:覆砂 75ha
- 〇事業期間:平成5年度~平成24年度
- ※覆砂工事は平成20年度で終了。環境モニタリング調査も平成24年度で終了した。

### (2)事業の効果

覆砂区域では様々な底生生物が出現しており、覆砂による直接的な底質の改善だけでなく、底生生物を餌とする魚介類の生息・ 産卵に適した良好な生物環境が形成されている。また、底引網漁獲物やエビ刺網漁獲物は、覆砂区域での種類数・漁獲量が多 く、底質環境の改善により生態系が回復しているとともに、水産資源量の増大等の効果も出ている。

②尾道糸崎港(海老地区、百島地区、灘地区、浦崎地区、高尾地区)海域環境創造・自然再生事業、港湾整備事業等(1)事業の概要

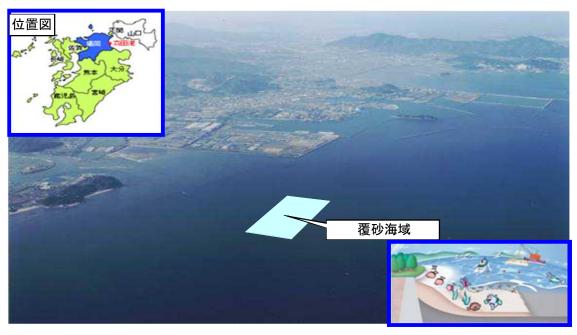
浚渫工事により発生する土砂を活用した干潟・藻場の造成を行い、豊かな生態系を創出するとともに、水質等の改善を図るものである。

- 〇整備内容:海浜(干潟) 85ha
- 〇事業期間:昭和59年度~平成27年度

### (2)事業の効果

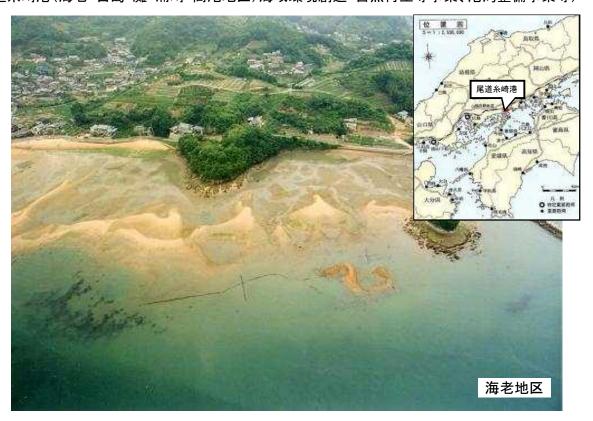
大規模なアマモ場の再生が確認されており、魚介類の産卵場、幼稚魚の餌場、隠れ場として重要な役割を果たしている。また、 地域住民にとっても、豊かな自然を感じさせる重要な空間になっている。

進捗状況を示する	データ									
項目1						単位	対象	地域		
年度										
項目2						単位	対象	地域		
年度		 	 	 	 				 	
項目3						単位	対象	地域		
年度		 	 	 	 		 		 	



覆砂イメージ

# ②尾道糸崎港(海老・百島・灘・浦崎・高尾地区)海域環境創造・自然再生等事業、港湾整備事業等)



١	No				43				再撂	∃No				なし			
該当箇	所番号	3	_	3	_	1	-		再掲箇	所番号		-		_		-	
	施策	名		鳥獣の	保護及	び狩猟	の適正	化に関	する法律	に基づく	鳥獣保	護区制原	度につい	いて			
	担当部	吊		環境省	自然環	境局野	生生物	課									
	施策実施				始	平成				度			平成				度
施策の概要	の保護する (名) 保護する (名)	E図るため Sものがは、 保護 と と と に に に に に に に に に に に に に	かあ。 で 内で 内で 内で 内で 大で で 東京 現	必要が に に に に に に に に に に に に に	あ獣第 29 よ 物す 定	恩める区 区の中項 ( 獣の 捕狐 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	域が指導で、 して、 して、 して、 して、 は、 に、 は、 は、 に、 は、 に、 は、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	記される は基づされる は基づされる まず、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	法律(以 以 は る。 は り は い は い は い い い い い い い い い い い い い	呆護区に 獣の生息 残護地区の せい では環境	は、環 地の保 として指 または <sup>3</sup> 大臣、	境大臣が 護を図 設定する 肝拓、木 都道府リ	が指定するためれ るためれ な か の 代 点	するもの 寺に必 寺に きる。 抹 採 護 区 に に に に に に に に に に に に に	)と、都 い とがある 獣の保 こついて	道府県失 を認めら ままたは では都道	ロ事が られる 鳥獣
瀬戸内海関係地域での実施事例	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	る数少ない オバシギ モ類やカ	西和53 大阪・大阪・大阪・大阪・ナース 大阪・ナー・ナー スティー・カー スティー・カー スティー・カー アイ・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	5 年11月 日護び注びシン で り で り で り で り で り で り で り で り で り で	1日 (1 区 は い は に は に で オ と し 、 地 と し 、 は り に り に り れ た り れ た り た り た り た り た り た り た り と し 、 り と り と り と り と り と り と り と り と り と り	2ha) : 可口西音 る。ゴカ・ リハシミ ても重要	『に位置 イ、イソ: シギ等 彡	置する約 ガイ等 <i>の</i> 多くのシ 。このよ	て )海棲底5 ギ・チドリ うに、当 () () ()	生生物が 類の集団 該区域は	<sup>:</sup> 豊富な ∄渡来地 :、シギ・	ため、シ となっ <sup>つ</sup> ・チドリ類	ノギ・チト ている。 夏、カモ	ジリ類の 類等多の	重要な	餌場でも	あるこ
項	目1										単位		対象	.地域			
	<u>□ '</u> =度										<u> </u>		, 187	_ ,,			
干干	目2										出止		計名	.地域			
	<u>日∠</u> Ē度										単位		刈家	巴			
	目3										単位		対象	.地域			
年	度																

No		4	14			再掲No		なし	
該当箇所番号	3 –	3 -	_	1	_	再揭箇所番号	-	-	-
施策	名	保護水面	制度						
担当部	邻局	農林水産	省水	.産庁は	増殖推進部栽均	培養殖課			
施策実施	 も期間	開始	:	平成		年度	終了(予定)	平成	年度

- 1 保護水面は水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づき、水産動物が産卵し、稚魚が成育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域をいう。
- 2 保護水面の指定は、都道府県知事又は農林水産大臣が行い、都道府県知事が保護水面を指定しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 都道府県知事又は農林水産大臣は、保護水面が基準に適合しなくなったときその他情勢の推移により必要が生じたときは、保護水面の区域の変更又は指定の解除をするものとする(都道府県知事の場合は、農林水産大臣の同意が必要)。
- 4 指定に際して、都道府県知事又は農林水産大臣は、増殖すべき水産動植物の種類並びに増殖の方法及び増殖施設の概要、採捕の制限又は禁止の内容等からなる管理計画を定めなければならない。
- 都道府県知事は、保護水面の管理計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

保護水面の管理は、当該保護水面を管轄する都道府県知事又は農林水産大臣が行う。

- 5 保護水面内での工事等については、管理者の許可または管理者への協議が必要とされている。
- 6 平成24年3月現在、全国で116の保護水面が設置されている。

### 兵庫県

三原郡西淡町地先、三原郡南淡町地先、津名郡五色町地先

### 岡山県

邑久郡牛窓町地先、玉野市番田地先、笠岡市高島地先

### 油 広島県

戸内

係

地

域

で

ത

実施事例

豊田郡東野町地先、安芸郡倉橋町地先

### 山口県

岩国市柱島地先、上関町八島地先、秋穂町竹島地先、豊浦町厚島地先

### 海 | 岩国 関 | 香川県

詫間町粟島地先、坂出市王越町地先、観音寺市伊吹町地先

### 愛媛県

中島町二神地先

### 大分県

宇佐市四日市地先、宇佐市柳ヶ浦地先、宇佐市和間地先、東国東郡国見町地先、東国東郡姫島村地先、安岐町・武蔵町地先、速見郡日出町地先、佐賀関町地先、津久見市仙水地先、津久見市保戸島地先、上浦町地先

進捗状況を示す	゙゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゠゙゚゙゙゙															
項目1	瀬戸内	内海にお	いける保	護水面	の数					単位	件	対象	地域	瀬戸法	対象地	<b>b</b> 域
左曲	H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24															
十段	27	27	27	27	27	27	27	27								
項目2										単位		対象	.地域			
左曲																
年度																

No		45			再掲No			なし	
該当箇所番号	3 –	3 –	1	_	再掲箇所番号	_		_	-
施策	名	水産基盤整何	帯事業に	よる豊かな海の	の森づくりの取り組	み			
担当部	吊	農林水産省	水産庁漁	港漁場整備部	計画課				
施策実施	 拖期間	開始	平成	14	年度	終了(予定)	平成	28	年度

### 【藻場・干潟の役割】

藻場・干潟は、①水産資源の産卵・成育・生息の再生産サイクルの場、②海洋生態系における基礎生産を構成する動植物プランクトンや海藻類等の餌生物が豊富な場、③生物による海水中の有機物の分解や窒素・りん等栄養塩の吸収による水質浄化の場として、海洋生物にとって不可欠且つ重要な役割を担っている。

### 【現状】

沿岸域の工業地帯や都市の整備・開発による藻場・干潟の大幅な減少が、海洋生態系を破壊し、海洋の生産力及び環境浄化機能を低下させたことによって、沿岸域で漁獲される有用な魚介類の再生産サイクルが機能不全となり、漁獲量の減少に歯止めが掛からない状況である。

### 【施策】

これまで漁獲をメインとした魚礁設置による漁場整備から有用な魚介類の幼稚仔魚の成育場等となる増殖場の整備や環境保全創造への重点化を図るとともに、漁港においても自然環境に配慮した整備に取り組んでいる。

平成14年3月に策定された漁港漁場整備長期計画に基づき、全国で平成14年度から平成18年度までの5年間で概ね6千ha、平成19年度からは第2次漁港漁場整備長期計画に基づき、平成23年度までの5年間に、概ね5千haの藻場・干潟の造成に相当する水産動植物の生育環境の新たな保全・創造に取り組んできたところ。平成24年度からは第3次漁港漁場整備長期計画に基づき、引き続き同取組を推進。

同長期計画の取組の推進にあたっては、水産基盤整備事業による支援のほか、水産生物の生活史に対応した広域的な水産環境整備を展開するため、都道府県が策定するマスタープランに基づき、漁場造成や漁場環境保全の事業を総合的に実施する「豊かな海を育む総合対策事業」等による支援を実施。

### 【増殖場の整備及び環境保全創造】

資源の回復・増大を図る魚介類に応じ、以下の手法を組み合わせて整備している。

- (1)藻場造成
  - 〇自然石や藻礁(海藻類が着生しやすく加工したブロック等)の設置
  - ○アマモ類の繁茂を目的とした覆砂
  - 〇砂の巻き上がりによる濁り(海藻類の光合成を阻害)を防ぐための潜堤等の設置(静穏域の確保)
- (2)干潟造成
  - 〇ヘドロ化した干潟漁場における覆砂
  - ○砂の流出防止のための潜堤等の設置
- (3)底質改善
  - ○海底のヘドロやゴミ等の堆積物の除去
  - ○潮の流れを活性化させることによってヘドロ等の堆積を防ぐための作れい
  - 〇堆積した有機物の分解を促進させるための耕うん
  - ○貧酸素水塊の発生を防ぐためや浅海域の確保のための客土(海底の嵩上げ)
- (3)その他の増殖場
  - 〇産卵親魚及び幼稚仔魚の保護のための保護礁の設置(禁漁区域等)
  - ○産卵の場を確保するための産卵礁の設置
  - 〇幼稚仔魚の成育に必要な餌生物の発生を促進する貝殻、瓦、石材、木材等で加工した餌料培養礁の設置
- (4)その他

漁港岸壁や防波堤周囲に水産資源の産卵・成育・生息の場を確保するための自然石や藻礁の設置

### 東備地区特定漁港漁場整備事業(H14~H25)

- 1. アマモ場再生のため生育環境の改善
  - ①潜堤設置、海底面嵩上げ、覆砂(アマモ生育に適正な水深帯及び底質の確保)
- ②消波施設(波浪軽減対策のための静穏域の確保)
- 2. 幼稚仔魚の保育場及び未成魚・成魚生息場の整備
- ①カキ殻で加工した餌料培養礁の設置
- ②誘導礁、滞留礁の設置
- 3. 種苗放流と資源管理との連携
- 域 4. 事業効果

瀬戸

内

海

関

係地

での

実

施事

例

- ○アマモ場造成等により、カキ養殖、底びき網漁業の両立が可能となり生産性が向上
- ・海底耕うん等により養殖カキの成長早まる 3年生産⇒2年で出荷
- ・カキ生産量 2,119t(H11)⇒2,141t(H15)
- | ・メバル・カサゴの漁獲量 22t(H11)⇒20t(H15)⇒事業後249.5t(H26)
- 〇水質の浄化(チッソの除去)
- 約700人分の年間汚水量の処理能力に相当

進捗状況を示する	データ									
項目1						単位	対象	地域		
年度		 	 	 	 		 		 	





の

概

要

瀬

戸

関 係

地 域

で

**ഗ** 

実

例

No				46			再掲No				58	
該当箇所番号	3	_	3	_	1	-	再掲箇所番号	3	_	8	_	_
施策	名		瀬戸内	海環境	修復計	一						
担当部	部局		国土交	通省港	湾局海	≩洋•環境課、水	<b>(</b> 産庁漁港漁場整	備部計	画課			
施策実施	<b>拖期間</b>		開	始	平成		年度	終了(	予定)	平成		年度

過去に策定された「瀬戸内海における港湾及び海域の環境保全・創造の基本的考え方(旧運輸省)」や「瀬戸内海環境保全基 本計画(環境省)」等においては、過去に失われた環境の修復の必要性が謳われているものの、いずれも具体的な事業計画の 提案まで踏み込んでいないこと、また、環境修復のみを目的とした事業は、その効果を定量的に評価することが容易でないこと より、十分に進められていないのが現状となっています。

このような背景から、国土交通省中国地方整備局及び水産庁漁港漁場整備部は、2ヵ年をかけて国土総合開発事業調整費 (調査の部)により瀬戸内海の環境修復の方法について検討を行い、現時点での技術レベル等を踏まえ、将来瀬戸内海全体で 効率的・効果的に環境修復事業を進める上での課題抽出及び解決のためのケーススタディを目的として、関係省庁の連携によ る、浅場(干潟・藻場等)の修復を目的とした具体的な事業計画モデルの検討を行いました。 〇計画のアウトプット

①浅場(干潟・藻場等)の修復目標量の設定

瀬戸内海全域で平成16年度より今後20年間で干潟・藻場等の面積を約600ha修復する。

- ②湾・灘別の環境特性・課題の整理と対応方策の設定
- ③湾・灘別の環境修復目標の設定方法の設定
- ④浅場(干潟・藻場等)修復計画手法の設定
- ⑤環境修復計画における合意形成手法の設定
- ⑥瀬戸内海における環境修復の効率的な推進手法の設定

### ・パイロット事業の実施【大島干潟造成を推進】

徳山下松港新南陽地区国際物流ターミナル整備事業における航路・泊地浚渫工事で発生する土砂を有効活用し、港湾部局 (国土交通省中国地方整備局)と水産部局(周南市)とが連携し、アサリの生育場として継続的に活用できる干潟の整備を行っ た。

(港湾部局) 潜堤、土砂投入及び投入土砂の流出防止策

(水産部局) 水産振興策及び維持管理

内 〇整備内容: 干潟 29.3ha 海

〇事業期間:平成16年度~平成24年度

・シンポジウム、環境学習などによる啓蒙活動の推進(国土交通省中国地方整備局)

・備讃瀬戸環境修復計画策定に向けた検討(国土交通省中国地方整備局)

平成18年度より、瀬戸内海環境修復計画策定に向けて、学識経験者、関係機関等による検討会を実施。また、港湾整備によ り発生する浚渫土砂を海砂利採取跡地の環境修復に有効活用するため、水島港で発生した浚渫土砂を用いた現地実証実験を 平成19年度より実施。

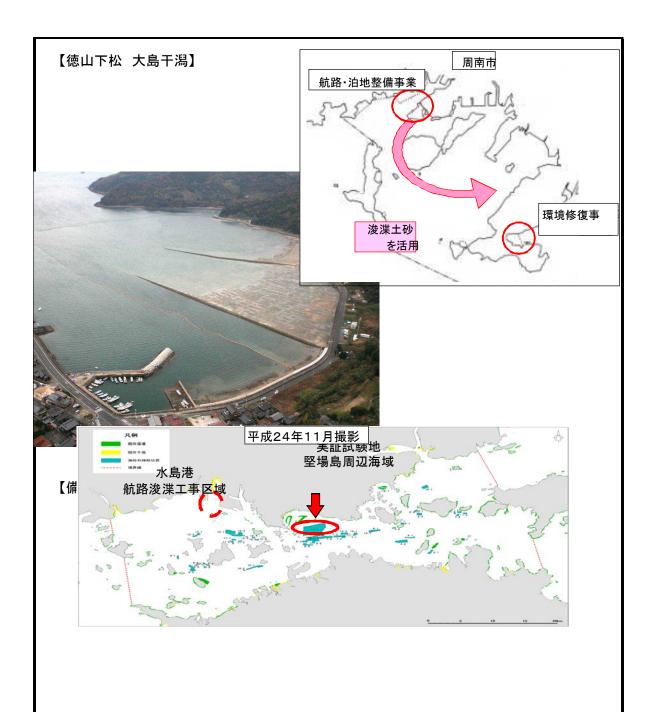
施 【味野湾における現地実証実験】 事

〇実験内容:試験区規模 17.5ha

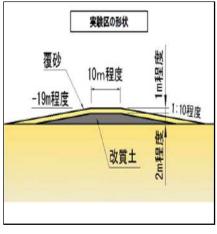
〇事業期間:平成19年度~平成26年度

※平成22年度現地施工を完了し、平成26年度までモニタリング調査を実施予定。

進捗状況を示する	データ									
項目1						単位	対象	地域		
年度										
十段										
項目2						単位	対象	地域		
年度										
十段										
項目3						単位	対象	地域		
年度										
平皮										



## 現地実証試験実施海域



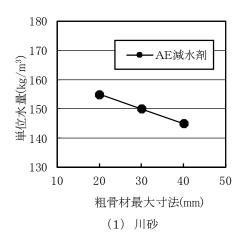
実証試験区の形状

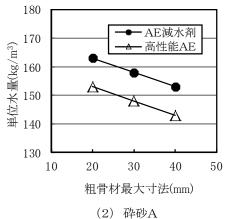
N	0				48				再掲	lΝο				なし			
該当箇	所番号	3	_	3	_	2	_		再掲箇	所番号		_		_		_	
	施策	名		効率的	は侵食	対策に	よる砂え	兵の保全	全、創出								
	担当部	『局		農林水產	全省農村 甬省港湾	  振興局整 	を備部防? 防災課。	災課、 <u>水</u> 水・国土	<u>産庁漁港漁</u> 管理局海岸	<u>場整備部</u> ≌室(下線	<u>『防災漁村</u> 『部局:取	<u>対課</u> !りまとめ:	担当)				
	施策実施	<b>並期間</b>			<u>始</u>	平成		9		<u>工、、、                                  </u>		(予定)		2	<u>!</u> 1	年	
	効率的な	は侵食対 削成 )沿岸に	:おける.	る砂浜 土砂バ <del>-</del>	の保全ランスを		生目的に	「渚の)	・割成」を実	だしてし	いる。		I				
瀬戸内海関係地域での実施事例		]海環境	<b>经保全特</b>			や地域に	おいて、	、これま	でに1箇i	所を選定	い、事業	業完了し	ている	o			
<u>進捗状況</u> 項目		デ <mark>ータ</mark>									単位		対象	地域			
	<del>」'</del> 度										<del>- 14</del>		7.12				
項目											単位		対象	地域			
华	度																
項目	≣3										単位		対象	地域			

N	lo				49				再排	引No				なし			
該当箇	所番号	3	_	3	_	2	_		再掲筐	所番号		_		_		_	
	施策	名		自然海	浜保全	≥地区制质	葽										
	担当部	阝局		環境省	水•大	気環境局	水環境	き課閉鎖	貨性海域	対策室							
	施策実施	拖期間		開	始	昭和	5	3	年	度	終了	(予定)	平成	-	_	年	度
施策の概要	海たの 水海がにつ 水海がにつ	海瀬地はいいでは、おけば、おけば、おいでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	浴内び に干こま然 にかいる にかいる にかいる	か 環に い 、 の が が 、 の の の に の の の の の の の の の の の の の	リエースをするが、近ので全地で	の ラ 別 明 ラ 別 あ こ る 区 採 に は に と と に に に に に に に に に に に に に	の置うの類ら指し、他すれ定	等とし 第12 こる用に るもら	て保全 条の7 に公 に公 の。 に の。 し り る し り る し り る り る り る り る り る り る り	全するこ によっ する自然 に利用	とは、 て関係 然のり た。自	緊府 能お 然	の課 維持 維持 保	題とな 例に。 されて をにわ 全地区	いるも たって では	いる。 頼戸内 の。 こその、エイ	この 対海 利用
<b>女</b>	これを海浜係				-	511府! いる。	果にお	3117	条例が	が制定る	され、	平成2	4年末	まで	こ91地	地区の	自然
瀬戸内海関係地域での実施事例																	
<mark>進捗状》</mark> 項	兄を示す <del>「</del> 目1	自然海		地区の		況					単位		対象	地域			
年	度	大阪 2	<u>兵庫</u> 3	和歌山	岡山 8		山口 8	徳島	香川 23	愛媛 23							
項	目2	自然海	浜保全	地区の	指定状	: 況					単位		対象	地域			
	度		大分 2	計 91													
百日	目3										単位		<b>分</b> 角	地域			
	ロ <u>る</u> .度										干山		小沙				

N	٧o				50				再报	∄No				なし			
該当籄	所番号	3	_	4	_		_		再掲箇	所番号		_		_		_	
	施策	名		代替骨	材の研	f究開発	の取組										
	担当部	<b>『局</b>		独立行	政法人	土木研	究所材料	料地盤	研究グル	ノープ基礎	楚材料チ	ーム					
	施策実施	地期間		開	始	平成			年	度	終了(	予定)	平成	1	7	年	度
施策の概要	瀬戸を行 (1) コーロー (1) コーロー (2) コーロー (2) コーロー (2) コーロー (2) コーロー (3) コーロー (4) コーロー (5) コーロー (6) コーロー (7) コーロー (7) コーロー (7) コーロー (8) コーロー (8) コーロー (9) コー (9) コー (9	瀬海っ ツはこ の見重へ 戸のき ト砂が 材をに可 ト砂が 材をに可 角番で 用に分 品添くま	少の探。 おいか 質して はなか 規なは	取規制 すへて の かて を 細 い フレ い で も で の も で の も で の も で も で る で る で も の も る も る も る も も る も る も る も る も る も	により、 ・砂のオンドン・ ・一部なり、 ・一部である。	、コンク! 可効利用 が悪く、= ンない規! 数収集し	リート用約 は 付か は かいまま は かいまま は かいまま かいまま かいまま かいまま かい	細骨材: 検討(F -トの単 ト材の	が不足す 112) 1位水量が 有効利用 トの品質	が増加する はある に与える	なって るが、高 会討(H1 影響に	5り、代 「性能A 5~17) ついて写	替骨材 E減水 実験的植	に関する	る検討。 用するこ fった。。	として以ことで対応	応が可 果、細
瀬戸内海関係地域での実施事例	ては不明 (海砂利	供給は海 月) : H12年 造産業局:	度66	百万トン													
	<del>況を示す </del> 目 1	データ									単位		象校	地域			
	<del>-                                    </del>												, 1 2)				
_ <del>-</del> -											224 / 1		115	116 1-8			
	目2										単位		对家	地域			
4	-  文																
項	目3										単位		対象	地域			
年	度																

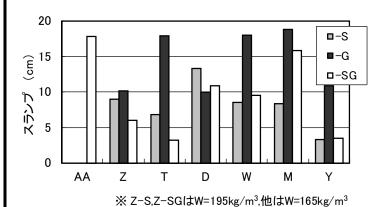
- ・川砂に比較して砕砂は単位水量が増加する(海砂は川砂と同等)
- ・高性能AE減水剤を使用することで単位水量を減じることが可能



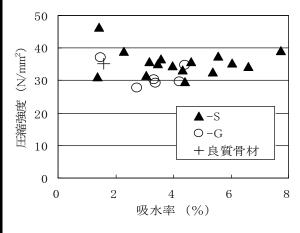


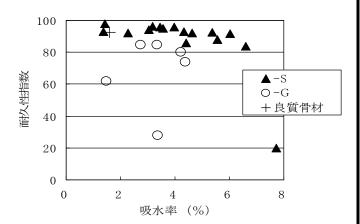
### (2)規格外細骨材の有効利用技術の検討

- ・品質規格を満足しない細骨材(S)、粗骨材(G)を使用してコンクリートを練混ぜ、品質を調査した(AAは比較用の良質骨材)
- ・細骨材の影響はスランプで大きく、強度、耐久性では小さい
- •使用条件に応じて品質基準を緩和できる可能性を示した (参考文献:低品質細骨材の有効利用に関する研究、ダム技術、No.238、pp.25-33、2006)



\*骨材の品質によってスランプは異なる (Z,T,D,W,M,Yは低品質骨材の種類)





\*細骨材(S)の品質が悪くても(吸水率が高くても)強度や耐久性はあまり低下しない

N	lo				51				再掲	No				なし			
該当箇	所番号	3	_	5	_		_		再掲箇	所番号		_		_		_	
	施策	名		埋立に	当たっ	ての環	境保全	<u></u>									
	担当部	吊		環境省	1 総合	環境政	:策局	環境影	響評価説	果 環境	影響審	査室					
	施策実施	<b>地期間</b>		開	始	平成		9	年	度	終了(	予定)	平成			年	度
施策の概要 瀬戸内海関係地域での実施事例	価を行うも		法いている。  法の	、る。 の際、 は 以 降 降	の際に地域住居 戸	内海に	   おが適   ない	影切に 反照 水脈 (水脈) 水脈 (水脈) 水脈 (水脈) 水脈 (水脈) 水脈 (水脈) (水脈)	高    高    で	減を検診 よう努め	けすると るもの。	ともに、	必要にいる。	に応じ適	切な代	償措置	<b>を検</b>
項	目1										単位		対象	地域			
年	度																
項	目2										単位		対象	地域			
年	度																
T百!	目3										単位		<b>分</b> 多	地域			
	<sub>ロ</sub> 。 度										半世		川多	, +C+3,			
	-~		4														

No		52		再掲No		なし	
該当箇所番号	3 –	7 —	-	再掲箇所番号	_	-	
施策	名	多自然川づくり	J				
担当部	吊	国土交通省水	管理•国土保全局河川	川環境課、治水課			
施策実施		開始	平成	年度	終了(予定)	平成	年度
河川会仏	*の白然の営2	ムカ田町に入わ	地域の草に め麻中	・文化との餌和に	生配度厂流口	が木立ち  ていると	上物の生自・生

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行う「多自然川づくり」を実施。

施策の概要

広島市を流れる古川等において実施。

- <具体的な実施内容>
- ・瀬や淵を設け河道を蛇行させるなどし、変化に富んだ整備を実施。
- ・治水上支障の無い範囲で極力樹木の保存や植樹を実施。

等

瀬戸内海関係地域での実施事例



太田川水系古川(広島県広島市)

進捗状況を示する	データ									
項目1						単位	対象	地域		
年度										
十茂										
項目2						単位	対象	地域		
年度										
十段										
項目3						単位	対象	地域		
年度										
十段										

١	۱o				53				再撂	₿No				なし			
該当篋	所番号	3	-	7	_		_		再掲箇	所番号		-		_		-	
	施策	名		地下水	の保全	に関す	る取組										
	担当部	吊		環境雀	ì水·大	気環境月	局土壌理	環境課地	也下水・坩	也盤環境	室						
	施策実施				始	平成		9		度		予定)			_		度
施策の概要	1) 地盤 下監視が 2) 湧水 た。 3) 地方 4) 各自 いる都道 る。	高・地下 ガイドラ の重要 公共体解・ の地下	インを策は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	D 観測と 設定した み、湧水 施した が で いる は い の 収集・	場水量。 、保全の ・となった。 ・整理、・整理、・	温音等のための下、地規係の対象を関する。	に関すが 外級 はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいま	る基本的 の本方策 等の測 る条例を る条例を る条のを	・ 内な考ええ を取りませ を取りませ を相互 支 の相 の の の の の の の の の の の の の	方及び望 とめた「須 取りまと めて環境 青報共有	ましい 東水保全 めて環境 も も も も も も も も も も も も も	造視の7 ・復活が 竟省HP で公表し として湧	 	イン」を している 。他、湧ぇ ポータ	平成21 <sup>)。</sup> 水保全( ルサイト	とめた地 年度に こ取り紙 を開設し	2盤沈 策定し 1んで してい
瀬戸内海関係地域での実施事例																	
	 況を示す <del>-</del>	データ															
	日1 - 度										単位		対象	地域			
**	- 艮																
	目2										単位		対象	地域			
年	度																
項	目3										単位		対象	地域			
年	度	***************************************	***************************************	× **************	***************************************					***************************************	*			•			

1					_						
N	lo		54		再掲No				92		
該当箇	所番号	3 –	7 –	_	再掲箇所番号	3	_	17	_		_
	施策	名	健全な水循環	系構築に関する関係	省庁連絡会議						
	担当部	吊	環境省水·大	気環境局水環境課							
	施策実施	拖期間	開始	平成	年度	終了(	予定)	平成			年度
策 の 概	取をさ関をけを 2 庁いたや策 成がしれ名者、、 係関系を持つのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	重点分野の1.たとの持続で、治可能がはたの持続のというでは、からをできるできる。 から はい かい はい かい	つとして位置でや利水との整合な利用のでは、	第四次環境基本計画けられた。この中ではまを図りながら、流域のられる社会の構築を持続的な水環境の保持をがら施策を推進すり組む他、水産省、経済産業をの概念等に平成組まるであるが、平成15をした。これは、水循野にないて、地域が主体的	は、現在及び将来の り特性に応じた水質 目指すこといたたといったの をを行っていあるやはである。 を促進・支援 があいなるとは を促進・支援 があいまるとは があいまると、 でる必係のであるとは でる必係のであるとは でる必係のであると、 でるのは でのは でのは でのは でのは でのは でのは でのは でのは でのは で	) 有るにし連と こうにく でいまい できるにし 連と こう できるに 関策さ できる できる できる できる できる できる できる かい しん かい しん かい しん かい しん かい しょう かい しょう	圣、、組省のでは、)義家大統の庁情では、連論議は、連論議議は、関係をとしては、「は、として、「は、として、」をは、として、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	犬主のがのを全協りている。 な力まい連収 なカまいる。 なかまいる。	: 術水では、 が水方ででする。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	ル、生活では、生活では、地盤球がしてませい。 はいいこう はいいこう はいい にいい はいい にいい にない にない にない といい はい は	か質の質の保証のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
瀬戸内海関係地域での実施事				民全上健全な水循環は できまい できまい できまい できまい できまい できまい できまい できまい							7- AH JU C 4A
項	<mark>兄を示す<sup>-</sup></mark> 目1	デ <b>ー</b> タ				単位		<b>対象</b>	<b>地域</b>		
項	目2					単位		対象	地域		
年	度										
項	目3					単位		対象	地域		
	度										

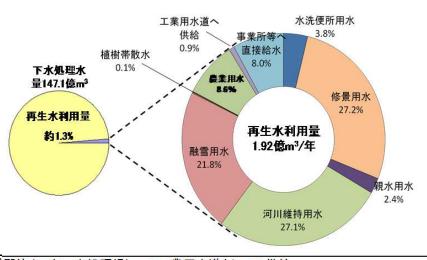
No		57		再掲No	なし		
該当箇所番号	3 –	7 –	_	再掲箇所番号	_	_	_
施策名		下水処理水の再利用に関する取り組み					
担当部局		国土交通省水管理·国土保全局下水道部流域管理官					
施策実施期間		開始	平成	年度	終了(予定)	平成	年度

- 1)下水処理水再利用の重要性の高まりを受け、平成17年4月に「下水処理水の再利用水質基準等マニュアル」を策定し、関係地方公共団体に事務連絡を発出。
- 2)下水処理水の再利用等により健全な水循環系の再生を図る事業に対し、新世代下水道支援事業制度により支援。
- 3)平成20年2月より「下水処理水の再利用のあり方を考える懇談会」を設置し、平成21年4月に報告書「新たな社会的 意義を踏まえた再生水利用の促進に向けて」を公表。
- 4)平成21年度より再生水利用や省スペースでの高度処理等の実施において期待されている膜分離活性汚泥法の普及促進を目指すための事業「日本版次世代MBR技術展開プロジェクト(通称A-jump)」の実施。

平成21年度においては、名古屋市守山水処理センターにおける改築MBR実証事業や愛知県衣浦東部流域下水道見合ポンプ場におけるサテライトMBR実証事業を実施。

- 5)Aーjump等の知見を踏まえた膜処理技術の知見をガイドラインとしてとりまとめるために平成20年6月に「下水道膜処理技術会議」を設置し、平成21年5月には「下水道への膜処理技術導入のためのガイドライン」が策定され、平成23年3月には同ガイドラインの第2版がとりまとめられ、平成24年6月には英語版がとりまとめられた。
- 6)平成22年度において、下水処理水が場外に送水され、工業用水、修景用水等として再利用された水量は年間約1.92億m<sup>3</sup>。

### 下水再生水の用途別再利用状況(平成22年度)



・堺市工場企業郡等(三宝下水処理場)への工業用水道としての供給

での実施事例瀬戸内海関係地域

 進捗状況を示すデータ
 項目1
 単位
 対象地域

 年度
 単位
 対象地域

 項目2
 単位
 対象地域

 年度
 単位
 対象地域

 項目3
 単位
 対象地域

 年度
 中位
 対象地域

N	lo	64						再撂	∃No				なし				
該当箇	ī所番号	3	_	11	_		_		再掲箇	所番号		_		_		_	
	施策	名		河床の	汚泥σ	除去					•						
	担当部	祁局		国土交	通省水	〈管理・国	国土保全	全局河川	環境課								
	施策実施	<b>拖期間</b>		開	始	平成	1	5	年	度	終了(	(予定)	平成			年	- 度
施策の概要	河川・湖 1)底質で を策定( 2)底質で め、公表	沼等に ダイオキ 平成15: ダイオキ も。	-シン類 年6月5 -シン類	底質ダイ 対策を 表定、平 の対策	イオキシ 安全か 成20年 技術に	」 シン類対 つ的確に E4月改	策の推 に実施す 訂)。 効果等を	進のた。 するため を評価し		、湖沼等 年4月に	   におけ   「底質な	る底質:	・ ダイオ <sup>ュ</sup> ・シン類			ニュアハ	レ(案)」
瀬戸内海関係地域での実施事例	瀬戸内海埋立処名			での実施	5事例と	eltk.	、大阪府	<b>于の神</b> 崎	別等でク	<b>・</b> イオキシ	ンン類に	- 汚染さ	れた底	質が浚	渫除去	され、適	i正に
	兄を示す <del>-</del> 目 1	データ									単位		対象	地域			
	<del></del> 度										, - <u> </u>						
77	R O										出止		<u>ئى لىد</u>	11h +=+			
	目2										単位		刈多	地域			
	,x																
項	目3										単位		対象	地域			
年	度																

Ν	o		65			再掲	No			なし	
核当箇	所番号	3 –	12 —		_	再掲箇戸	所番号	_		_	_
	施策名		水質モニタリ	ング調査(	常時監視、	広域総合水	質調査	)			
	担当部	局	環境省水·大	気環境局	水環境課、	閉鎖性海域	対策室				
	施策実施	期間	開始	昭和	46	年原	度	終了(予定)	平成	_	年度
	(2) 広域 水質総	総合水質調金	查	かに東京表 指		及び瀬戸内	海におい ニタリン・		が質汚		周査を昭和53 <sup>≤</sup>
施		対象		共用水域			東京湾、	伊勢湾、瀬戸	内海		
策 の		調査項	頁目 水質(健	康項目、生	E活環境項目			活環境項目)、		_	
概要		測定点	陸域に近	い沿岸域を	中心に配置		海吸から 一様に配	が 治岸域の沖合 置	にかげて		
		頻度			以上(1回/			(春、夏、秋、	冬)		
			中層(海	面下 0.5 面下 2.0 面下 10.0	()m)		上層	以浅の場合 (海面下 0~0 (底土上 0.5m			
		深度	水深が 5	m 以浅の場 )m以上の切	<b>場合は表層の</b>		水深 5m 上層	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	.5m)		
内 海	・CODIC ・富栄養 でいる。 ・瀬戸内 質測定を ・ ・ ・ 報記 ・ 報記 ・ 報記 ・ 報記 ・ 報記 ・ 報記 ・ 報記	比の問題に対 毎では平成23 実施。 合水質調査に 年度よりCOD	質総量削減制 応するため、 年度において	第5次総量 COD452 P等の測定	遣削減より全 2地点(内大 ≘を実施。	窒素及び全 阪湾28地ヵ	りんがえ				ら測定が開始さ 「漢22地点)で

進捗状況を示する	データ								
項目1					単位	対象	地域		
年度									
十段									
項目2					単位	対象	地域		
年度									
十段									
項目3			 _		単位	対象	地域	·	_
<b>左</b>									
年度									

瀬戸内海関係
体地域
での実
施事例

No		66			再掲No			68		
該当箇所番号	第3 一	_	12	_	再掲箇所番号	第3 一	3	_	13	
施策	名	「大阪湾再生」	水質-	·斉調査						
担当部	祁局	国土交通省近	畿地方	整備局企画部	広域計画課					
施策実加	開始	平成	16	年度	終了(予定)	平成	25		年度	

#### 1. 目的

大阪湾再生推進会議では、平成16年度より国・自治体・研究機関などとの連携をはかり、「大阪湾再生」水質一斉調査として、 一年の内で最も水質汚濁が懸念される夏場の一日、一斉に水質調査を実施している。

平成23年度は、8回目の調査となり、国・地方公共団体や臨海部に立地する民間企業、大学などの参加により水質一斉調査を 実施した。

## 2. 実施時期

施

策

の

概要

平成23年8月5日(金)を中心に実施

#### 3. 共通測定項目

- ・「大阪湾再生行動計画」では「魚庭(なにわ)の海」の復活を目標に掲げており、その実現に向けて 生物生息指標であるDO(溶存酸素量)、塩分、水温を海域の共通測定項目に設定。
- ・大阪湾に流入する河川では、陸域などから流入する汚濁負荷の指標であるCOD、窒素、りんなどを 測定。
- ・第五管区海上保安本部では、流れの調査とともに、塩分、水温、及び透明度などを測定。

#### 4. 期待される効果

- ・大阪湾全体の環境負荷の全体像の把握(貧酸素水塊の発生分布など)
- ・大阪湾の汚濁メカニズムの解明と藻場や干潟などの改善方策の効果的な対策手法の検討
- ・陸域からの流入負荷など、陸域と海域の関係の解明
- ・国、自治体、研究機関、企業、NPOによる環境モニタリングネットワークの構築等

#### 測定地点及び実施機関

# 【海上】(計217地点)

国土交通省近畿地方整備局(港湾空港部)、第五管区海上保安本部、地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所、大阪府港湾局、大阪府南部南大阪湾岸流域下水道事務所、大阪市環境局、大阪市港湾局、堺市環境局、兵庫県農政環境部環境管理局、神戸市、西宮市、尼崎市、大阪湾広域臨海環境整備センター、阪神高速道路株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、新日本製鐵株式会社、JFEスチール株式会社、東洋建設株式会社、日本ミクニヤ株式会社、大阪市立大学、大阪府立大学、神戸大学、独立行政法人国立環境研究所、五洋建設株式会社、いであ株式会社、株式会社環境総合テクノス、兵庫県立尼崎小田高等学校

## 【河川】(計298地点)

国土交通省近畿地方整備局(河川部)、大阪府及び関係市、兵庫県及び関係市、大阪市、堺市

進捗状況を示する	データ									
項目1						単位	対象	地域		
年度			 	 			 		 	
項目2						単位	対象	地域		
年度										
項目3					単位	対象	地域			
年度										

	No 69								直拔	 ∄No				なし			
	-								171	3110							
該当筐	所番号	第3	_	13	_		_		再掲箇	所番号	第3	_		_		_	
	施策	名		環境研	究総合	推進費											
	担当部	祁局		総合環	境政策	<b>長局総務</b>	課環境	研究技	術室								
	施策実施			開	<i>,</i> –	平成		22	•	度		予定)	平成				度
施策の概要	べ地境い 研る (独 標の ( )検い では では ( ) では では できます ( ) できます	ン竟開 象 きない いかい きゅう きょう はい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	進総うの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	特進ネ 環 いまび 底質よ続費ル 環 生研や試び 底質よ可環ー 汚 に所し法層 環成度	ド境子 染 及ういのD 境に質な研源 公 ぽ 生確目 形おき おき す ご立樹 成いき	会に 書いまります とこれ ままれる とうこう いっぱん おいまい おいまい おいまい ままれる 大き おいまい おいまい ままれる ままれる はい かいまい はい かいまい はい かいまい はい かいまい はい はい かいまい はい かいまい はい	医開素 汚 価 の的度 解な発に発素の 染 手 魚根評 析メすす 献知 シニる	t t t t t t t t t t t t t t t t t t t	支 が は で で で で で で で で で で で で で	とは素 内 達 実属の 開波・ ・	争進別 む 評 現溶 成り研学 が 域 手 建酸 へほと にほうしん	究研な 一 去 及素 ン質の 会 で 会 で 会 で 会 で ま で ま で ま で ま で ま で ま で	・補研 発 計価 度&・ ・ 計価 東地 す 的 説 北積	か 統(ほ) お で	こより、 ま全領域 の の 平 使目標 に での に に の の の の の の の の の の の の の	環境研象を実施し 22~ 底適 居係を詳	究・環 として 1年 DOた 細に
	(3)海ゴミによる化学汚染物質輸送の実態解明とリスク低減に向けた戦略的環境教育の展開(平成22~24年度 愛媛大学) 海ゴミによる化学物質汚染リスクの解明と、リスク低減への国民的合意の涵養、多様な主体がゴミ処理に協働できるスキーム の構築を目的として、ウェブカメラ画像によるゴミ漂着量解析、コンピュータ・シミュレーション、海岸調査等を行い、東アジアの発生源から漂着海岸までの海ゴミを介した化学汚染物質輸送フローマップを作製しするとともに、海ゴミの調査・清掃を継続的に実施する地域リーダーの育成を図る。																
	研究対象	象分野(	カーつ「	環境汚	染(公害	雪、越境	汚染)」	におい	て、瀬戸	内海関係	地域を	対象とで	する以下	の研究	を実施	した。	
瀬戸内海関係地域での実施事例	沿岸生の水では、水では、水では、水では、水では、水では、水では、水では、水では、水では、	±態系の はし、して はし、して はいである。 はいである。 はいできる。 はいでも。 はいでも。 はいでも。 はいでも。 はいでも。 はいでも。 はいでも。 はいでも。 はいでも。 はいでも。 はいでも。	)重要な れをもと 朝にわた	構成要 に環境・ こる変動	素であ 生物多 を監視	るアマモ 5様性・5 する生態	∃場を対 生態系材 態系統る	象に、 幾能間の 合監視:	三態系総決 現地観測 かりでである。 とは とは とは では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	データと 解析を行 を構築し <i>t</i>	リモート うことに こ。	センシン	ノグデー アマモ場	タを統1 の生物	合したG 多様性	iISデータ と生態系	タベー 系機能
	<del>況を示す・</del> 目1		F究総合	推進費·	予算額	〔〔単位	ː:百万F	円)			単位		対象	地域			
	度	H22	H23	H24 5,670													
TÆ	日 o	7,007	0,007	3,370							光儿		共在	+Jh += <del>!</del> :			
	目2 度										単位		対象	地地			
-	ix.																

単位

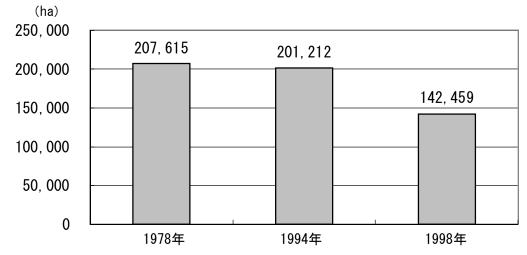
対象地域

項目3

年度

Ν	lo		71		再掲No		なし	
該当箇	i所番号	3 –	13 —	-	再掲箇所番号	_	-	-
	施策	名	干潟及び藻場	の造成・再生に関す	る技術開発の支援	制度		
	担当部	吊	農林水産省水	《産庁漁港漁場整備 	部整備課			
	施策実施		開始	平成 16	年度	終了(予定)		26 年度
施策の概要	中原の (2) 岸 (3) 明 (4) で (5) 実 (6) そり (5) に (6) に (7) に	<ul><li>機物の分解やは合きな保存をで影響を生います。</li><li>た大きないことのできるとことのできます。</li><li>た知のの国のできます。</li><li>た知のの国のできます。</li><li>た知のできますが、</li><li>たのの国のできますが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまずが、</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまがある。</li><li>できまが</li></ul>	栄養塩の取り込たで重要な役割 「磯焼け」と呼り、 産力低理由によるの持続のでするです。 であり、 であり、 では、 でのは、現行の では、 では、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 でののは、 でののは、 でののは、 でののは、 でののは、 でののは、 でののは、 でののは、 でののは、 でののは、 でののは、 でののは、 でののは、 でののは、 でのは、 で	ふみによる水質・底質を果たしている。 ばれる藻場の大規模 これらの早急な問題 いて、その原因の推覧 り全国に普及するま 効果の検証に対し支 みを実施しているとこ よる藻場の減少、貧	浄化機能が優れて は消失、干潟におけ解決が強く求められ をと対策の提案が発 でには至っていない 援を行うとともに、そ ころ。 酸素水塊による幼れ	おり、良好な沿れている。 との成果を「磯が、	沿岸域環境を維 が全国各地でいるものの、交 焼け対策ガイド 減少を軽減する	与するとともに、海水 持し安定した水産資 発生し、我が国の沿 情策の持続的な効果が ライン(2007年2月)」と 技術開発・実証等を 予定)させ、全国の地
瀬戸内海関係地域での実施事例								
	<del>児を示す </del> 目 1	<u>г—</u> я				単位	対象地域	
年	度							
項	目2					単位	対象地域	
							, 1330-30	
						1 W / L		
	目3					単位	対象地域	
4	度							

# 藻場の面積の推移



出典)自然環境保全基礎調査(環境省)による結果 備考)1978年及び1994年は水深20mまで、1998年は水深10mまで調査

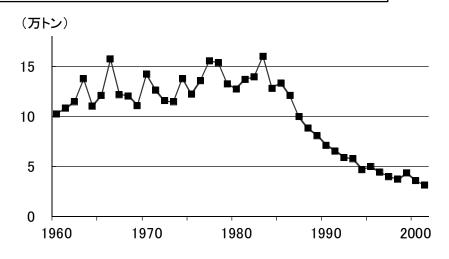
# 藻場(コンブ群落)の磯焼けの改善例







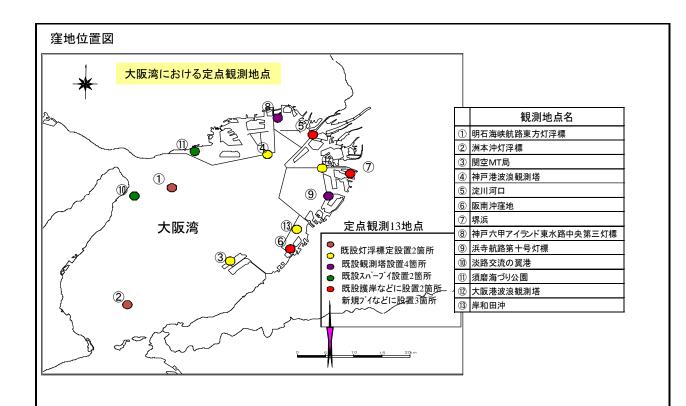
# 干潟の主要生産物であるアサリの生産量の推移



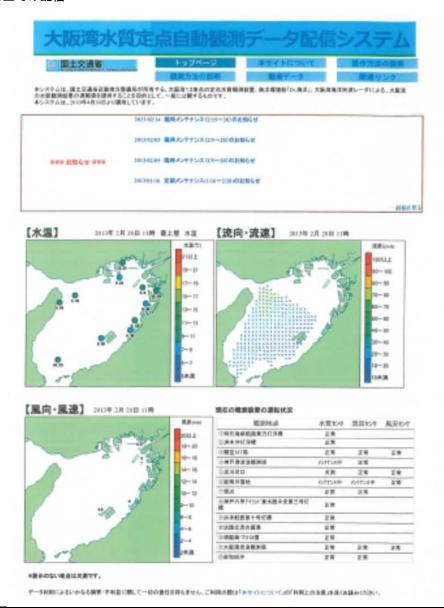
出典)漁業・養殖業生産統計年報(農林水産省)による結果

N	lo		72			再掲No				88,93			
該当箇	i所番号	3 –	13 —	-		再掲箇所番 <del>!</del>	号 3	_	16 17	_		_	
	施策	名	瀬戸内海沿岸	域総合的管理	支援デ	ータベース							
	担当部	吊	国土交通省国	土計画局海洋	計画室								
	施策実施		開始		2	年度		(予定)			9		度
施策の概要	自管定圏域定 査 保的計算を表すった。 デュー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディ	は地域の形成を可を策している。 をではないでは、各をではないでは、各をではないでは、各をではない。 は、日本の地方り、計では、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	E図るため、沿岸種事業、施策、 種事業、施業の 国の諸事域にま 団体の安定、推進 ニモデルス成果として、その成果と reb上で公開(し	J(五全総) (五全総) 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型	)系とし 的、計組 はな に はな に に に に に に に に に に に に に	で適切にとらえ i的に推進する 織等の活力の k地方公共団の 、平成12年2 A岸域総合して、 情報の検索機 or,jp/dcrsis/to	、地方は が が が に が に が に に が に に が に に の に に の に に の に に の に に の に の に の に の に の に の に の の に の の の の の の の の の の の の の	も圏よい域 」にすた で体理」方式総 りにすた ておい ないしい いいしい おいしい いいい いいいい いいいいい りんしい りいいいいい いいいいいい いいいいいいいいいい	ドニ公会合 まれ平 地域経動の はいまれば はいまれば はいまれば はいまれば はいまい はい	ない。 はい はい はい はい と を 場 まい く を まる 画 は 、 に な に は に は に は に は に は に は に は に は に は	に に に に に に に に に に に に に に	個の総合言: ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	かかける かかかける かかまする はな策域広策 調。 境
瀬戸内海関係地域での実施事例													
	兄を示す <del>-</del> 目 1	デ <b>ー</b> タ					単位		対象	.地域			
	<del></del> 度						,						
百	目2						単位		分分	.地域			
	<del>口                                    </del>						半江		刈水	-U-5X			
	目3						単位		対象	.地域			
年	度												

N	lo	73							再撂	₿No				89, 94			
該当箇	i所番号	3	_	13	_		_		再掲箇	所番号	3	_	16 17	_		_	
	施策	名		大阪湾	水質足	定点自動	動観測0	の実施	及びデー	タ配信							
	担当部	『局		国土交	通省港	巷湾局	海洋·顼	環境課									
	施策実別	拖期間		開	始	平成	2	2	年	度	終了(	予定)	平成	3	81	年	度
施策の概要	く、平成2平成2ステム*	21年月2年4月2日 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 1	要末、湾 月からに 行い、利	雲内の主は、取る は、取る は、取る は、取る は、取る は、 取る に の に の に の に の に の に の に の に の に の に	ご要なを デーズ に 一	規測点1環境に応えられています。	13箇所(でする) (でする) (	に観測についています。		ととも	) に、環 <sup>域</sup>	き データ	<b>スベー</b> ス	の統合	ì、高度 度	化に向	]け <i>た</i> シ
瀬戸内海関係地域での実施事例	(H22~I 大阪湾( るととも	131) の深堀』 にデータ i時リア	跡など. タ配信? ルタイ』	、主要な を実施。 ム情報を	は観測がを配信が	地点131 すること	箇所に記	没置した 充物・泊	る水質の 定	測機器で	で連続的	りな流況	兄、水質	<b>〔デー</b> タ	等の観	測を実	淫施す
	」 況を示す	データ															
	目1										単位		対象	地域			
年	度		•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••								•		•		•		
項	目2										単位		対象	地域			
年	度														· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
百	目3										単位		対象	地域			
	 :度										- <del></del>  17		~13	-5-24			



# web上での配信



N	10	74							再撂	∄No				なし			
該当篋	所番号	3	_	13	_		_		再掲箇	所番号		_		_		_	
	施策	名		赤潮•貧	貧酸素	水塊対	策推進	事業									
	担当音	『局		水産庁													
	施策実施	<b>地期間</b>		開	始	平成	2	25	年	度	終了	(予定)	平成	2	29	年	度
施策の概要	や各種で に基づく (1)瀬戸 (2)有害 (3)ノリ (4)赤淳	毎研発 内 赤 巻 針 まいを機 及 モ 原 素 負 産	施するがころり、ころのでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こ	ることに発明と発の周辺海ング技行を対象の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	より、注 毎 術 発 続明 の 生 観	有害赤の に 度 二 度 よ な 化 及 ン の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	朝等の別角 イング 開発 オーダーグ 開発 子 ・ ・ ・ グ ・ 発	監視体報 赤 瀬 等 ・ 機構 佐 機構	制の強化 害防止技 発生監視 )解明、予	こ、発生を 術の開始 と発生を を発生を を察技術	機構の発 発を行っ 機構の対	解明や う。 解明					
瀬戸内海関係地域での実施事例	新規予定事業なので特になし																
	<mark>況を示す</mark> 目1	データ									単位		分分	地域			
	<del>ㅁ '</del> :度										平江		小沙				
											224 1.1		11 E	1161-4			
	目2										単位		对家	地域			
	目3										単位		対象	地域			
年	度																

瀬戸内海関係地域での実施事例

施

策

の

概

要

No		75		再掲No		なし	
該当箇所番号	3 –	13 —	-	再掲箇所番号	3 -	13	
施策	名	重要生態系監	視地域モニタリング推	生進事業(モニタリン	ングサイト1000	)	
担当部	部局	環境省自然環	環境局生物多様性セン	ター			
施策実施	<b></b>	開始	平成 15	年度	終了(予定)	平成	年度

1)生物多様性センターは、生物多様性国家戦略に基づき、平成15(2003)年度から「重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)」を実施している。モニタリングサイト1000は、全国の様々なタイプの生態系に合計1000ヵ所程度の調査サイトを設置し、長期継続してモニタリングしていくというもので、得られたデータを分析することにより、生物種の減少など、生態系の異変をいち早く捉え、迅速かつ適切な保全施策につなげることを目的としている。

2)モニタリングサイト1000の一環として以下の各調査を実施している。

# ①沿岸域調査

全国にある磯、干潟、アマモ場及び藻場において、平成20年度に計20箇所のモニタリング調査地(サイト)を設置し、調査を開始した。各景観の主な調査対象は、磯が岩表面の動植物、干潟が底生動物、アマモ場が海草と底生動物、藻場が海藻である。その後、磯と藻場のサイトを3箇所ずつ増やし、現在は計26箇所で毎年1回モニタリングを実施している。 ②サンゴ調査

平成16年度より調査を開始し、全国24サイトにおいて調査を実施している。サンゴ礁生態系の指標生物群等として、サンゴの生育状況(被度、生育型、白化率等)、オニヒトデ・サンゴ食巻貝・大型定着性魚類の生息状況(個体数、優占サイズ等)、物理環境(水温、地形、底質、SPSS(底質中懸濁物質含有量))等をモニタリングしている。 ③シギ・チドリ類調査

平成16年度より調査を開始し、全国139サイトにおいて調査を実施している。干潟生態系の指標生物群として、シギチドリ類並びに希少種のズクロカモメ、クロツラヘラサギ、ヘラサギ及びツクシガモの個体数変動をモニタリングしている。

#### 1)沿岸域調査

全国26サイトの内、瀬戸内海関係地域では磯干潟、アマモ場及び藻場各々1箇所のサイトがある。

2) サンゴ調査

全国24サイトの内、瀬戸内海関係地域では1箇所のサイトの一部が重複する。

3)シギ・チドリ類調査

全国123サイトの内、瀬戸内海関係地域では23箇所のサイトがある。

進捗状況を示する	データ	現在取	りまとと	か中							
項目1							単位	対象	地域		
年度											
十尺											
項目2						単位	対象	地域			
年度											
十茂											
項目3						単位	対象	地域			
年度											
十尺											

絏
戸
内
海
関
係
地
域
で
_
の
_
o O
。 の 実
の実施

No		76		再掲No			83				
該当箇所番号	3 –	14 —	-	再揭箇所番号	3 –	15	_	-			
施策	名	瀬戸内海環均	竟保全推進事業								
担当部	祁局	環境省水•大	気環境局水環境課院	<b>閉鎖性海域対策</b> 室	<u> </u>						
施策実施	施策実施期間 開始 昭和 51				年度 終了(予定) 平成 一 年度						
瀬戸内	海の環境保	<u></u>	上で必要な、地域	住民等に対する	普及啓発事	業を実施	施している。				

施策の概要

昭和51年から平成22年度まで瀬戸内海環境保全推進事業として以下の内容について実施してきており、平成 23年度以降は(4)瀬戸内海環境保全月間ポスターの作成・配布について引き続き実施している。

(1)自然観察会等体験的事業の実施

体験的学習を通して、人と自然との関わり等を学び、環境保全への理解と活動への参加を啓発した。

(2)人材育成事業の実施

幅広い分野での知識の習得、環境保全意識の高揚、人材育成、情報発信等を行うため、次の事業を実施 した。

①瀬戸内海環境保全セミナー(里海シンポジウムin赤穂)の実施

失われつつある生物生態系を回復させるために、地域で連携して「里海づくり」を進めようとしている。「里海づくり」とは何か、人と海のかかわりについてのディスカッションを行った。

参加人数:250名

②衛生団体合同研修会の実施

地域で実践活動を行っている指導者へ海洋ごみ問題等についての研修会を実施した。 参加人数:100名

③瀬戸内海環境保全トレーニングプログラム研修の実施

環境保全業務に携わるための専門的基礎知識等を習得するための研修を実施した。 参加人数:25名

④環境学習講座等の実施

水環境保全を中心として様々なテーマについて学ぶ講座を実施した。

(3)瀬戸内海に関する環境保全資料等による普及啓発

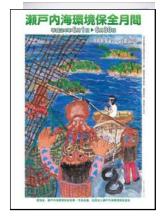
瀬戸内海に関するリーフレット、資料集等を作成・配布し、環境保全に関する知識の向上と理解を深めた。 また、せとうちネットで様々な情報を公開することにより、より一層の啓発を図った。

(4) 瀬戸内海環境保全月間ポスターの作成・配布

ポスターの原画募集、ポスター作成・配布により地域住民等の環境保全に関する意識の向上を図った。 (具体的な行事例は裏面参照)

進捗状況を示す	データ														
項目1	トレーニ	ニングフ	プログラ	ム研修						単位		対象	.地域		
年度	17	18	19	20	21	22	23								年度
+ 皮	22	23	22	25	22	21	30								名
項目2	月間ポ	スター	応募数							単位		対象	.地域		
年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24			年度
十段	354	255	367	415	196	287	321	328	278		192	232			名
項目3									単位		対象	地域			
年度															
十段															

# 平成24年度瀬戸内海環境保全月間ポスター入選作品







子供部門 最優秀賞(環境大臣表彰)優秀賞(協会会長表彰) 優秀賞(協会会長表彰)

一般部門

N	lo	77							再撂	引No	なし						
該当箇	所番号	3	_	14	_		_		再掲箇	所番号		_		_		_	
	施策	名		エコツ-	ーリズム	ムの推注	進に係る	る施策線	紹介								
	担当部	祁局		自然環	境局総	総務課旨	然ふれ	1あい	推進室								
	施策実施			開		平成		5		度 然環境の		(予定)		2			度
施策の概	③エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金) エコツーリズム等を通じて地域の自然観光資源を活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対して、 推進体制の強化、資源調査、ルールづくり、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの実施、ネットワー																
瀬戸内海関係地域での実施事例	新規予算	定事業権	なので	持になし													
進捗状況	況を示す ∃ 1		<b>-</b> ロブ	ムガイド	姜成事	* 研修	(紋マラ	<b>₹</b>			単位		分名	地域			
	<del>□                                    </del>	25			食 <u></u> 28		<u> </u>	1 双			人		全国	<b>ナビナジ</b>			
	<b>∃</b> 2	エコツ- 25	ーリズ』 26				遣事業	による	アドバイ	ザー派i	<mark>単位</mark> 回		対象 全国	地域			
年	度																
項目	≣3						業(交付	付金)の	活用団体	本数	単位			地域			
年	度	25	26	27	28	29					団体		全国				

No		7	'8		再掲No		なし							
該当箇所番号	3 –	15 -	_	_	再掲箇所番号	-	-	-						
施策	名	パークボランティア活動の推進												
担当部														
施策実施	<b></b>	開始	昭和	60	年度	終了(予定)	平成	年度						
らの活動 するパー 2)パー・	動の一層の充 ークボランティ クボランティア	実を図ると ア制度を設 の活動は、	ともに、自然 と置した。 . 自然解説、	《保護思想の 利用者指導	)普及啓発を図る。 1、野生動植物の(	ことを目的として 呆護管理、美化	て、昭和60年に地ブ 清掃等への協力を	で得ることを通じ、これ 方環境事務所長が登録 内容としており、地方環 り提供、便宜の供与等を						

施策の概

要

瀬

戸

内

海

関

係地域での実施事例

3)現在、25国立公園の37地区において、年度ごと地方環境事務所長がとりまとめるパークボランティア活動実施計画に基づき、 約1,600人の方が自発的に活動している。

中国四国地方環境事務所管内(瀬戸内海国立公園に係るもの)において、平成24年度は、岡山県倉敷市鷲羽山地区、広島県廿日市市宮島地区の2地区で計79名のパークボランティアが活動を実施している。 【宮島地区の事例】

- 1)宮島地区においては、主たる活動場所を瀬戸内海国立公園宮島として、平成12年から活動を開始している。
- 2)登録者は平成25年2月時点で56人となっており、次の活動を行っている。平成23年度の活動延べ人数は610人。
- ①自然解説・利用者指導に関する取組
- ②保全や調査に関する取組
- ③美化清掃の取組

H14

40人

年度

H15

30人

H16

40人

- ④国立公園の利用施設に関する取組
- ⑤広報誌発行や総会の開催等その他の取組

活動状況を示す					汝である	。(平月							動日数及	び延べ人	数)	
項目1	各種行	事のサ	ナポート	·(平成	19年度	以降に	は、「自然	Ҟ解説•禾	训用者指	導に関	する取組	組」)				
年度	H14		H15		H16		H17		H18		H19	H20	H21	H22	H23	
十尺	3事業	81人	3事業	人08	2事業	46人	6	107	7回	23	8日85人	4日51人	3日43人	6日64人	3日46人	
項目2 自然観察会の実施(平成19年度以降は、「保全や調査に関する取組」)																
年度	H14		H15		H16		H17	***************************************	H18		H19	H20	H21	H22	H23	
十尺	4回	86人	4回	85人	6回	154人	20	273	167回	537	13日144日	22日185人	21日211人	18日222人	21日191人	
							-									
百日つ	:主 + = :::		+ 4 0 6	ᆫᆖᇅ	タ/上 F:	羊 ル:連	ᄪᇝ	<b>«□ .</b> \								
項目3	河押沿	5動(平	成19年	F度以降	<b>年は、「</b> :	夫16月	掃の取	祖」)								
	H14	5 <u>期(</u> 半	成 19年 H15		H16	夫16月	<del>捕の取</del> H17		H18		H19	H20	H21	H22	H23	
年度		·動(平 100人			1	126人			H18 23回		H19 5日43人	H20 4日80人	H21 4日61人	H22 5日95人	H23 6日112人	
年度	H14 3回	100人	H15 4回	120人	H16 5回	126人	H17 7	96	23回	235	5日43人	4日80人			•	
	H14	100人	H15 4回		H16 5回	126人	H17 7		23回	235	•••••	4日80人		5日95人	•	
年度 項目4	H14 3回	100人	H15 4回	120人	H16 5回	126人	H17 7	96 施設のA	23回	235	5日43人	4日80人			•	
年度	H14 3回 研修会	100人	H15 4回 19年度 H15	120人	H16 5回 よ、「国: H16	126人	H17 7 の利用	96 施設のA	23回 推持修繕	235 に関す	<sup>5日43人</sup> る取組」	4日80人	4日61人	5日95人	6日112人	
年度 項目4	H14 3回 研修会 H14 4回	100人 (平成 74人	H15 4回 19年度 H15	120人 <b>E以降(</b> 60人	H16 5回 よ、「国」 H16 3回	126人 立公園 61人	H17 7 の利用 H17 2	96 施設のA	23回 <mark>推持修繕</mark> H18 5回	235 に関す 94	5日43人 る取組」 H19 20日159人	4日80人 ) H20 4日74人	4日61人 H21	5日95人 H22	6日112人 H23	

H18

15 1回

H20

H21

H22

H23

戸内海関係地域での実施事例

施

策

の

No			79		再掲No		なし	
該当箇所番号	3	— 15	-	-	再掲箇所番号	_	_	-
施策	名	瀬戸	内海にお	ける環境学習の取締	<u> </u>			
担当部	『局	近畿	地方環境	事務所				

瀬戸内海における環境学習の取り組み事例は以下のとおり。

#### 1 「子どもパークレンジャー事業」

自然観察・自然環境調査等を自然保護官と子供たちが共に行い、子供の視点から捉えた瀬戸内海の自然体験活動を実施した。平成24年度は秋季に家島諸島で開催し、漁業体験や自然観察をもとに海の恵みや瀬戸内海の生物の多様性などについて学んだ。一方で、毎年海岸に流れ着く漂着ゴミの現状を説明することで、海には人間活動に伴う沢山のゴミがあることも認識させることが出来、環境を大切にする認識を持ってもらうことにつながった。

#### 2 兵庫県洲本市成ヶ島清掃活動

瀬戸内海国立公園淡路地域「成ヶ島」において、地元の洲本市立由良小学校、中学校及びボランティア団体と連携し、漂着ゴミを回収するととに、そのゴミがどこから漂着したものかを学んだ。洲本市立由良小学校では毎年子供たちの手で報告書を作成している。

#### 3 自然観察会

人間がもつ五感を使って自然とふれあうことを通じた自然を感じ自然を思いやる人づくり、複雑多様化する環境問題に 的確な認識や行動をする人づくりの教化を目的とし、瀬戸内海国立公園西播地区において赤穂市と共に自然観察会を開 催。また、たつの市や相生市主催の自然観察会に毎年講師派遣として参加している。各教育委員会とも連携しながら、多 くの子どもに海岸の植物、磯の生物について学ぶ機会を設けることができた。



「子どもパークレンジャー事業」 漁場体験の模様

進捗状況を示す	データ										
項目1					単位	t/日	対象	地域	瀬戸法	対象地	也域
年度					 						
	•	•									
項目2					単位	t/日	対象地域 瀬戸法対象地地				也域
左由											
年度											
項目3				単位	t/日	対象	地域	瀬戸法	対象地	也域	
年度											
<b>平</b> 及											

No		80		再掲No		なし	
該当箇所番号	3 –	15 —	_	再揭箇所番号	_	_	1
施策	名	みなとオアシス	スの推進				
担当部	祁局	国土交通省港	湾局産業港湾課				
施策実施	<b></b> 地期間	開始	平成 15	年度	終了(予定)	平成	年度

目的: みなとを核とした地域住民の交流促進及び観光の振興を通じた地域の活性化

制度: みなとにおいて人々の賑わいや交流を創出するみなとの施設(建築物、オープンスペース等)のうち、一定の要件を満たすものを地方整備局長等が「みなとオアシス」として認定・登録し、国がその広報活動を支援

設置主体: 港湾所在市町村、港湾管理者、港湾所在市町村もしくは港湾管理者の推薦を受けた団体

#### 施設構成

施策の

概

内

海

関

係

地

域

で

の

実

施

・港湾施設 旅客ターミナル、人工海浜、マリーナ、緑地等

・その他施設 情報発信施設、交流スペース、トイレ、駐車場、物販施設、観光施設等

## 主な支援施策

- ○「みなとオアシス」のシンボルマーク使用
- 〇国土交通賞・地方整備局等のホームページによる広報
- ○道路地図への掲載や道路標識の設置の支援 等

#### 主な登録要件

- 〇みなどを核とした地域住民の交流促進や観光の振興を通じて地域の活性化に資するための施設であること。
- ○地域住民や観光客が交流できる空間を有していること。
- 〇地域住民や観光客に対し地域情報や観光情報を発信できる機能を有していること。
- ○地域住民や観光客が休憩等に利用できる十分な容量の駐車場、清潔なトイレ等の施設を有していること。
- ○適切な管理運営が行われ、かつイベントや体験学習の実施等みなとの賑わいを創り出す活動が、地域住民参加の下で継続的に行われていること。

#### 瀬戸内海沿岸のみなとオアシス

#### 【登録港】

- ・「みなとオアシス瀬戸田」(瀬戸田港 広島県瀬戸田町) H16.1登録
- ・「小松島みなとオアシス」(徳島小松島港 徳島県小松島町) H16.8登録
- ・「みなとオアシス伯方」(枝越港 愛媛県今治市) H16.8登録
- ・「潮風公園みなとオアシスゆう」(由宇港 山口県由宇町) H17.7登録
- ・「みなとオアシス大坂城残石記念公園」(北浦港 香川県土庄町) H17.8登録
- ・「みなとオアシスうたづウミホタル」(宇多津港 香川県宇多津町) H18.6登録
- ・「みなとオアシスかんたん港園」(大分港 大分県大分市) H19.4登録
- 「みなとオアシスあいおい」(相生港 兵庫県相生市) H20.1登録
- ・「みなとオアシス別府港」(別府港 大分県別府市) H20.4登録
- ・「みなとオアシス宇野」(宇野港 岡山県玉野市) H20.5登録
- ・「みなとオアシスただのうみ」(忠海港 広島県竹原市) H20.7登録
- ・「サイクリングポートみなとオアシス尾道」(尾道糸崎港 広島県尾道市) H22.3登録
- ・「みなとオアシスKOBE」(神戸港 兵庫県神戸市) H22.10登録
- ・「みなとオアシス三原」(尾道糸崎港 広島県三原市) H24.7登録
- ・「みなとオアシスベイサイドビーチ坂」(広島港 広島県坂町) H24.8登録
- ・「みなとオアシス広島」(広島港 広島県広島市) H24.11登録

#### 【仮登録港】

- ・「みなとオアシス蒲刈」(蒲刈港 広島県呉市) H16.1仮登録
- ・「みなとオアシスたけはら」(竹原港 広島県竹原市) H18.4仮登録
- ・「みなとオアシス三田尻」(三田尻中関港 山口県防府市) H21.2仮登録
- ・「みなとオアシスえたじま」(小用港 広島県江田島市) H23.7仮登録

#### 進捗状況を示すデータ

項目1	みなと	オアシス	スの登録	数(累	計)					単位	地域	対象	地域	全国	
<b>年</b> 庄	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	年度					
平度	5	15	27	35	46	48	54	60	67	箇所					

項目2	みなと:	オアシス	スの登録	数(累	計)					単位	地域	対象	地域	瀬戸内	海地域	
在由	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	年度						
平皮	3	5	6	8	11	12	13	13	16	笛昕						

項目3					単位	対象	地域		
<del>左</del>									
平及									

No		81		再掲No		なし	
該当箇所番号	3 –	15 —	_	再掲箇所番号	_	-	-
施策	名	環境教育等的	こ利用しやすいみなと	づくり			
担当普	邻局	国土交通省海	き湾局海洋・環境課				
施策実加	 拖期間	開始	平成 12	年度	終了(予定)	平成 25	年度
+	1.7 7.4.1.0	ウェフィック かい	14 ヘルイロナルル	ウは埋せるよ	コンナン ジャル	へん 十中 ナ 回 フェ ユ	古いケオ はいち

施策の概要

市民による、みなとの良好な自然環境の利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNP Oなどが行う自然体験・環境教育活動の場ともなる干潟・藻場等の整備を行う。

# 尾道糸崎港(浦崎地区)海域環境創造・自然再生等事業

#### 〇概要

浚渫工事により発生する土砂を活用した干潟の造成を行い、豊かな生態系を創出するとともに、水質等の改善を図るものである。

- 〇整備内容 干潟造成
- ○事業期間 平成12年度~平成25年度

## 〇事業効果

干潟は動物プランクトンなどの生成、魚介類などの生産の場であるとともに、地域住民が海と親しめる場、憩える場である。干潟の造成により、水質浄化・生態系に配慮した自然環境の回復を図ることができる。



進捗状況を示す	データ							
項目1				単位	対象	地域		
年度								
十段								
項目2				単位	対象	地域		
年度								
十段								
項目3				単位	対象	地域		
年度								
+ 段								

項目3

年度

対象地域

単位

N	lo				84				再掲	∃No				なし			
該当箇	所番号	3	_	15	_		_		再掲箇	所番号		_		_		_	
	施策	名		環境学	智の取	組											
	担当部	『局		国土交	通省港	湾局海	洋∙環均	竟課									
	施策実施			開	始	平成			年	度	終了(	予定)	平成			年	度
施策の概要	○海辺の みなと 環境学習	の良好	な自然		舌かし、	児童や	親子を対	対象に、	自治体や	ら教育委	員会、ハ	NPOな	ど地域の	の主体と	連携し	た自然	体験・
	【平成24	4年度耳	なり組み	·事例】													
	〇海老-地元小学								モニタリン	ング調査	を実施し	た。					
内海関係地域での実施事例		中学校				を対象に	二、環境	<b>徳学習の</b>	一環とし	て海生生	生物の勧	見察 や海	百百清	<b>船の見</b>	学など	を実施し	<i>t</i>
<mark>進捗状況</mark> 項[	兄を示すっ 日 1	データ									単位		分名	地域			
	<del>□ '</del> 度										丰山		<b>小13</b>				
											出上		4,1 <i>(</i> 24	+114 + <del>=1</del> *			
	目2 度										単位		刈家	地域			
	目3 度										単位		対象	地域			
4	汉																

# 【海老干潟における総合学習】



座学



集合写真

# 【大島干潟における総合学習】



プランクトンの観察



干潟生き物観察

# 【小松島港湾における環境学習】



▲海面清掃船の見学



▲環境学習

瀬戸内海関係

地域

で

の実施事例

No				85			再掲No			なし	
該当箇所番号	3 -	_	15	_		_	再掲箇所番号	-		_	1
施策	名	;	漂着ゴ	<b>ミ分類</b>	調査への	)協力					
担当部	『局	:	海上保	安庁警	<b>『備救難</b>	部環境防災	果				
施策実施	地期間		開如	台	平成	12	年度	終了(予定)	平成		年度

海洋環境保全思想普及・啓発活動の一環として、一般市民による漂着ゴミ分類調査等に協力。

# (施策についての説明)

海上保安庁では、プラスチック製品を初めとする石油化学製品による海洋汚染問題への関心が世界的に高まったことを背景に、平成12年度から漂着ゴミ分類調査に関わり、その調査結果を取り纏めたうえで一般社団法人「JEAN」に提供してきた。

平成19年3月、国としての漂着ゴミに対する施策が「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」において取り纏められ、 漂流漂着ゴミに関する調査取り纏めの主管庁が環境省とされたことにより、当庁の漂流・漂着ゴミに対する対応は、「同一 の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合には、関係地方公共団体等と連携して、事件・事故の両 面から、漂着状況を含む、排出源、排出原因の特定のための調査を実施する。」とされ、以後、当庁の施策として、同調査 を主体的に実施するという立場からの転換を図ることとなった。

ただ、漂着ゴミ分類調査を行うことは、海洋環境保全講習会や海洋環境保全教室等の座学を中心とした静的・受動的な啓発活動とは異なり、自らが調査し活動的・能動的な体験学習することができる非常に優れた啓発活動であることから、実施主体に協力するという形で関与を継続することとし、その調査結果については、引続き「JEAN」に提供を続けることとした。

現在、この調査結果についても、調査実施者から「JEAN」宛てに直接オンライン入力出来る体制となったことから、平成21年度以降、当庁では同調査に関するデータを保有していない。

第六管区海上保安本部の協力状況(H23年度)

- 〇宇和島市 小池海岸 H23.6.13
- 〇呉市 七浦海岸 H23.6.23
- ○瀬戸市 牛窓海水浴場 H23.11.6

# 進捗状況を示すデータ 項目1 単位 対象地域 年度 単位 対象地域 年度 単位 対象地域 項目3 単位 対象地域 年度 中度

No		86		再掲No		な	L	
該当箇所番号	3 –	16 <b>—</b>	-	再掲箇所番号		_	-	_
施策	名	せとうちネット						
担当台	部局	環境省水・大	気環境局水環境課閉	引鎖性海域対策室	<u> </u>			
施策実施	———— 拖期間	開始	平成	年度	終了(予定)	平成	_	年度

瀬戸内海の環境保全・創造を推進するためには、地域住民、企業、研究者、行政が一体となって総合的な沿岸域の環境管理を進めていくことが重要。これを実現するためには各主体間で、瀬戸内海環境保全・創造に関する情報や知識を共有することが必要。「瀬戸内海研究・環境等情報ネットワーク」(略称「せとうちネット」)はこれらを実現するための情報提供システムとして運用している。

なお、せとうちネットのコンテンツについては一部見直しを行い、平成23年度より運用を開始している環境省ウェブサイト 「閉鎖性海域ネット」の瀬戸内海の関連サイトとして運用している。

## ●主なコンテンツ

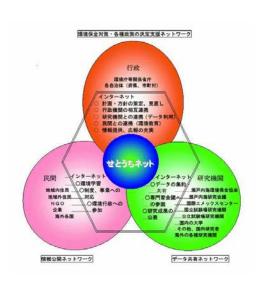
# 【瀬戸内海とわたしたち】

環境学習に資するコーナーとして、かけがいのない瀬戸内海・生活とのかかわりを「知る」、「考える」、「実践する」ための素材を中心に、瀬戸内海の代表的な生きものや磯観察の方法、生きものの飼育・標本の作り方等について解説

# 【瀬戸内海の環境情報】

- ・広域総合水質調査データ(GIS)
- ・自然環境に関する情報(概況、気象・海象、水質・底質、赤潮の発生状況等)
- ・社会・経済に関する情報(人口、産業)
- ・環境保全対策(閉鎖性海域の水質保全対策、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく対策、公害防止計画等)
- ・文化・歴史に関する情報(瀬戸内海の主な文化財指定状況、瀬戸内海に関する紀行文一覧等)
- ・レクレーションに関する情報(瀬戸内海の主な海水浴場)
- 漂着ごみに関する情報
- ・環境再生施策に関する情報
- ・瀬戸内海の島探索(島嶼部の環境情報)

瀬戸内海関係地域での実施事例



進捗状況を示す	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙								
項目1					単位	対象	地域		
年度									
十段									
	•	•	•		•			•	
項目2					単位	対象	地域		
年度									
十段									
項目3					単位	対象	地域		
年度									
十段									

N	lo			87				再掲Nc	,				なし			
該当箇	i所番号	第3 -	_	16 —		-		再掲箇所都	番号		-		-		-	
	施策	名	海	洋情報の一	-元化											
	担当部	祁局	海	上保安庁海	海洋情報:	部										
	施策実施			開始	平成			年度			予定)					度
施策の概要	る。 具体 ・日内閣' でき内閣' ・ハでは、	的には次の 洋データセ 官房精報ク 毎洋総報ク 自房に自 図上に自 調査・観測	の3つの シンター 野洋アリン 野洋政 野洋 東洋 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	り施策を行っ の業務とし 東本部の総 ングハウス」 策本部事務 ねて表示で	っている。 て、海洋 で、海楽の ででででいる でででいる でででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 でいる。	に関する )もと、関 2年3月か 計調整の 詳政策支 設定区域	調査・ 語解ない もと、 活機や、 発機の がある。 に がある。 に に に に に に に に に に に に に	限について、 観測の持 間 開連用 関 開連に 開連に 関 の 開連に 関 の も の も の も の も の も の も の も の も の も の	を収集 毎洋に いる。 6様々 洋台	集・管理 :関する な情報 ・長)」を <sup>主</sup>	Eし、国 様々な のうち、 F成24年	内外に対 情報に 位置に E5月か	対して扱 ついて、 よって「	提供を行 その所 可視化で	っている 在情報 ごきる情	る。 と を検索 報につ
瀬戸内海関係地域での実施事例	瀬戸内沼	毎について	も全域に	に渡って情	報を整備	し、随時	情報を	更新し最新	維持	に努め	ている。					
	況を示す <del>-</del> 目 1	アータ						1		単位		対象	地域			
年	度															,
項	目2									単位		対象	地域			
年	度															
項	目3									単位		対象	地域			
	<u></u> 连度									. ,						

施事例

施策

の概

No		90		再掲No		な	L	
該当箇所番号	3 –	17 —	-	再掲箇所番号	-	_	_	-
施策	名	瀬戸内海にお	おける沿岸域圏総合的	]管理システムの構	築			
担当部	吊	国土交通省国	国土計画局海洋計画	室				
施策実施	———————— 拖期間	開始	平成 12	年度	終了(予定)	平成	15	年度

「21世紀の国土のグランドデザイン」(五全総)では、「沿岸域の安全の確保、多面的な利用、良好な環境の形成及び魅力ある自立的な地域の形成を図るため、沿岸域圏を自然の系として適切にとらえ、地方公共団体が主体となり、沿岸域圏の総合的な管理計画を策定し、各種事業、施策、利用等を総合的、計画的に推進する「沿岸域圏管理」に取組む。そのため、国は、計画策定指針を明らかにし、国の諸事業の活用、民間や非営利組織等の活力の誘導等により地方公共団体を支援する。なお、沿岸域圏が複数の地方公共団体の区域にまたがる場合には、関係地方公共団体が連携し、特に必要がある場合には、国を含めた広域的な連携により、計画の策定、推進を図る。」とされており、平成12年2月に「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」を策定した。

また、平成15年にはモデル調査として「モデル瀬戸内海沿岸域総合管理システム」をとりまとめた。

# 【瀬戸内海沿岸域総合管理システムの概要】

瀬戸内海沿岸域全体の総合管理の基本的方向を示す広域管理指針と、この指針に基づき個々の沿岸域が策定する地域レベルの沿岸域圏総合管理管理計画の双方が、統一性と整合性を保ちながら総合管理を推進することを基本とした試行的・モデル的な総合管理システムを提案

# ①広域管理指針

広域レベルの多様な主体が参画し設置される広域管理協議会において、総合管理の基本的な 方向、広域的対策、地域が総合管理を実践するための基本的な考え方として策定

# ②沿岸域圏総合管理計画

個々の沿岸域において多様な主体が参画し設置される沿岸域圏総合管理委員会において、広域管理指針を踏まえ、地域主導の合意形成によって、ゾーニングを柱とする計画として策定し、 管理を実践

ゾーニングの例:環境保全ゾーン、環境修復ゾーン、産業活動促進ゾーン等

※広島県福山市沿岸において自治体独自の勉強会がなされたところ

進捗状況を示する	データ									
項目1						単位	対象	地域		
左曲										
年度										
			•	•	•					,
項目2						単位	対象	地域		
年度										
十段										
項目3						単位	対象	地域		
左庄										
年度										

要

瀬

戸

内

海

関

係

地

ഗ

実

施

事

例

No		91			再掲No		t	まし	
該当箇所番号	3 –	3 –	17	-	再掲箇所番号	-		_	1
施策	名	広島湾再生	E推進会調	議による取組					
担当部	邻局	国土交通省	4中国地方	5整備局、第2	·管区海上保安本	陪部			
施策実施	 色期間	開始	平成	19	年度	終了(予定)	平成	28	年度

- I. 湾再生推進会議の設置と行動計画策定の背景
- ◆平成15年3月の「国土交通省環境政策の基本的方向」を経て、平成16年6月に策定された「国土交通省環境行動計画」の中で「全国海の再生プロジェクト」として、改善が進みにくい閉鎖性海域の水質を改善するための行動計画の策定・推進が位置付け
- ◆広島湾の良好な環境の再生を目指し、行政や地域住民が連携して環境保全・再生に関する取り組みを総合的に推進するため関係省庁及び地方公共団体による「広島湾再生推進会議」を平成18年3月に設置し、「広島湾再生行動計画」を平成19年3月に策定、平成28年度までの10年間を目途にこれを推進していくこととしています。本計画では、設定した3つの目標を達成するため、各々の施策を展開するとともに、その目標に向けた達成状況を毎年
- Ⅱ. 広島湾再生に向けての目標

フォローアップしている。

- 1) 森・川・海の健やかな繋がりを活かし、豊かな広島湾を保全・再生する。
- 2)人と海との繋がりを取り戻し、親しみやすい広島湾を再生する。
- 3) 宮島などの魅力ある自然景観、歴史・文化を活かし、美しい広島湾を保全する。
- Ⅲ. 広島湾再生の今後10年間の行動指標
- ◆汚水処理人口普及率:約7%向上
- ◆合流式下水道の改善:8地区改善
- ◆下水道高度処理人口普及率:約13%向上
- ◆干潟・藻場の保全・再生面積:約90ha保全・再生
- ◆生物の生息に配慮した環境配慮型構造物の延長:1,200m整備
- ◆野鳥園・緑地の整備箇所数:3箇所整備
- ◆海洋性レクリエーション拠点の整備:1箇所
- ◆新たに水辺に触れ合うことが出来る海岸線の長さ:1,200m
- ◆地域住民との協働による護岸整備:海田湾での護岸整備の実施
- ◆眺望点の整備、修復箇所数:2箇所
- ◆環境教育・普及啓発活動の実施:現状以上
- ◆住民参加による、自然景観、歴史・文化的資源の保全に関する取り組みの実施:現状以上
- ◆市民連携による清掃活動等の参加人数:現状以上
- ◆広島湾再生推進会議
  - ・推進会議の実施 (毎年度の事業の進捗と、翌年度の実施計画について確認) (中間評価の実施<H22年度末、H25年度(予定)>)
- ◆汚水処理対策の推進
- ・高度処理導入の推進(太田川流域下水道東部浄化センター)
- ・合流改善の推進(広島市 千田地区・江波地区)
- ◆底質改善
  - ・旧太田川における底質改善の実施
  - ・海田湾の底質改善(パイロット事業の実施に向けた検討)
- ◆干潟·藻場等の保全再生
- 五日市地区人工干潟の造成
- 域 ◆親水空間の創出 ・直轄海岸広島港
  - •直轄海岸広島港海岸、山口県久賀地区
  - ◆環境学習などの推進
    - ・環境学習の実施、環境学習副読本の作成
  - ◆ごみの回収·処理の推進
  - ・市民連携によるごみの回収の実施
  - 海底ごみの回収
  - ・海洋環境船による浮遊ごみの回収
  - ◆官民の連携・協働した取り組みの促進の検討
  - ・市民を対象としたワークショップ、取り組み事例のパネル展の実施

進捗状況を示す	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙														
項目1											対象	.地域	行動計画に定める広島湾とその流域		
年度															

No			95		再掲No	なし					
該当箇所番号	3 –	18	_	_	再掲箇所番号	-		_	_		
施策	施策名 世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS会議)										
担当部局    環境省水·大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室											
施策実施	施策実施期間 開始 平成 2 年度 終了(予定) 平成 - 3										

- ●世界閉鎖性海域環境保全会議は、世界的な共通課題である閉鎖性海域の環境問題に連携して取り組み、効果を高めることを趣旨として開催され、1990年以来継続して参加している。
- ◆第1回エメックス会議(エメックス90)

1990年8月3日~6日(日本•神戸)

テーマ:閉鎖性海域の環境の保全と適正な利用をめざして

◆第2回エメックス会議(エメックス93)

1993年11月10日~13日(米国・ボルチモア)

テーマ:効果的な沿岸域のGovernance(統合管理)に向けて~科学、政策及び管理により沿岸の環境を維持する

◆第3回エメックス会議(第3回エメックス/第7回ストックホルム・ウオーター・シンポジウム) 1997年8月11日~14日(スウェーデン・ストックホルム市)

テーマ:川から海へ-陸域活動、淡水、閉鎖性海域の相互作用を探る

◆第4回エメックス会議(第4回エメックス/第4回メッドコースト ジョイント会議)

1999年11月9日~12日<トルコ・アンタルヤ市>

テーマ:陸域と海域の相互作用、沿岸の生態系の保全

◆第5回エメックス会議(エメックス2001)

|2001年11月19日~22日(日本·神戸/淡路)

テーマ:21世紀の人と自然の共生のための沿岸域管理に向けて

◆第6回エメックス会議(エメックス2003)

2003年11月18日~21日(タイ・バンコク市)

テーマ: 自然と人との持続可能で友好的な共生のための包括的な責任ある沿岸域保全

参加国数:23カ国 参加人数600人以上

◆第7回エメックス会議(エメックス7) <詳細は裏面参照>

2006年5月9日~12日(フランス・カーン市)

テーマ:閉鎖性海域の持続可能な共同発展:私たちの共有責任

参加国数:25力国 参加人数245人

◆第8回エメックス会議(エメックス8)

2008年10月27日~30日(中国・上海市)

テーマ:河川集水域と河口域の調和

◆第9回エメックス会議(エメックス9)

2011年8月28日~31日(米国・ボルチモア市)

テーマ:閉鎖性海域の統合的管理を実現するための、説明責任と効果的な情報共有環境の確保

◆第10回エメックス会議(エメックス10/メッドコースト2013 ジョイント会議)【予定】

2013年10月30日~11月3日(トルコ・マルマリス市)

テーマ:統合的沿岸域管理(ICM)に関するグローバル・コングレス:教訓から新たな挑戦へ

進捗状况を示す	ナータ										
項目1						単位	対象	地域			
年度		 	 	 	 		 				
十尺											
項目2						単位	対象地域				
年度											
<b>平</b> 及											
項目3						単位	対象地域				
年度											
干及											

# 第9回世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS9)の概要

1 開催期間:2011年8月28日~31日

2 開催地: 米・ボルチモア市

3 会場: ボルチモアマリオットウォタフロント

4 メインテーマ: 「閉鎖性海域の統合的管理を実現するための、 説明責任と効果的な情報共有環境の確保」

5 主催・共催団体等:

主催:EMECS9運営委員会、公益財団法人国際エメックスセンター

後援・協力: アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)

メリーランド州環境省(MDE)、メリーランド・シー・グラント

メリーランド大学、米国環境保護庁(USEPA)、米国海洋大気圏局(NOAA)

米国地質調査所(USGS)、ボルチモア・ポート・アライアンス(BPA)

チェサピーク湾トラスト

メリーランド州港湾管理局

ワシントンカレッジ・環境社会センター(CES)

チェサピーク湾プログラム ジョンズ・ホプキンス大学

メリーランド・アジア環境省パートナーシップ(MD-AEP)

メリーランド州天然資源省

フロリダ大学食糧農業科学研究所

- 6 特別セッション
  - 1)ハザードプレナリー

メキシコ湾原油流出事故及び東日本大震災の状況とその対応

②チェサピクプレナリー

栄養塩負荷量の減少、低溶存酸素濃度状態、修復と新しい解決策

③気候変動パネルディスカッション

気候変動による生態系サービスの低下、水不足、洪水の頻発

沿岸域の脆弱性、自然再生力、持続可能性、適応策

4里海セッション

沿岸域管理の有効ツール、国際的里海概念の構築 アジアでの里海活動、西欧諸国から見た里海

⑤APNセッション

アジア巨大都市の閉鎖性海域、社会経済的リスク、気候変動リスク、リスク管理

⑥青少年環境教育交流セッション(SSP)

沿岸域の地域社会によるイニシアティブ、都市部のコミュニティを基盤とした環境教育

瀬戸内海関係地

No		96		再掲No	なし						
該当箇所番号	3 –	18 —	_	再掲箇所番号	_	_	-				
施策	名	世界の閉鎖性	生海域のデータベ	ニース							
担当部局 環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室											
施策実施	<b></b>	開始	年度	終了(予定)	平成	一 年度					

# (背景)

閉鎖性海域は、その物理的な形状から汚染物質が蓄積しやすい特性があるとともに、港湾、漁港、漁場あるいは憩いの場として多岐にわたる利用がなされており、海域への人為的負荷が大きい。また、海域の連続性、海流の存在等から閉鎖性海域の問題は、一国の国内の問題にとどまらず関係各国が強調して対応する必要があるなど、水質の改善などその環境保全はグローバルな共通の課題となっている。

これら閉鎖性海域の環境改善のための施策を推進するためには、水質に関する知見はもとより、生物、景観、土木等の多様な分野の調査・研究・技術情報の蓄積・情報提供体制の構築、情報の共有化とともに、これらに基づいて国際的な協調の下に実施していくことが重要となっている。

しかしながら、各国の閉鎖性海域においても様々な試験研究機関や大学等で、水質、水文、生物、景観、土木等の自然科学、文学、歴史、法律等の人文科学の各分野で閉鎖性海域に関する 多種多様の研究がなされているものの、現状では関連なく個別の研究が実施される傾向にあり、 閉鎖性海域の環境保全施策の有効な展開に結びついていない。

## (事業内容)

研究所・行政・市民・事業者の連携の強化が必要であるという観点から、各分野の調査・研究・技術開発成果等の情報の共有化を図るため、平成13年度より閉鎖性海域環境情報データベースを構築。

# (データベースの内容)

- ・クリアリングハウスによる海域、国、作成機関等をキーワードとした情報の検索
- ・現在、チェサピーク湾、バルト海、瀬戸内海、タイ湾、北海、黒海、地中海、渤海、メキシコ湾、サンフランシスコ湾、ペルシャ湾、黄海の検索が可能

%URL:http://ecsdb.emecs.or.jp/

域での実施																
進捗状況を	示す	データ														
項目1		·										対象	地域			
左曲																
年度																
項目2											単位	対象	地域			
左曲																
年度	ľ				***************************************			***************************************				 		***************************************		
										•						
項目3											単位	対象	地域			
年度				•••••					<b>************</b>		***************************************	 			*************************	

